

児童相談所の家族再統合に向けた心理援助に関する研究

—子ども虐待の現場実践からのモデル構築—

千賀 則史



# 目 次

はじめに	1
第1章 研究の背景	3
第1節 子ども虐待と児童相談所	3
第2節 家族再統合に向けた心理援助	13
第2章 研究の方法論	25
第1節 児童相談所の現場からのモデル構築に向けて	25
第2節 本論文の目的と構成	32
第3章 介入による対時的な文脈からの相談関係作り	35
第1節 問題と目的	35
第2節 方 法	36
第3節 結果と考察	40
第4節 総合考察	50
第4章 身体的虐待を行った保護者への教育プログラムの実践	54
第1節 問題と目的	54
第2節 事例の概要	55
第3節 援助の経過	56
第4節 考 察	62
第5章 性的虐待疑いで一時保護された子どもへの心理援助	66
第1節 問題と目的	66
第2節 事例の概要	68
第3節 援助の経過	71
第4節 考 察	77

**第6章 家族応援会議を活用した地域でのネットワーク支援・・・・・・・・・・81**

第1節 問題と目的 81

第2節 事例の概要 82

第3節 援助の経過 84

第4節 考 察 90

**第7章 家族再統合に向けた協働的心理援助モデルの構築・・・・・・・・・・94**

第1節 問題と目的 94

第2節 方 法 95

第3節 結果と考察 98

第4節 総合考察 109

**第8章 結 論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113**

第1節 家族再統合に向けた心理援助のあり方 113

第2節 今後の家族再統合支援の実践と研究に向けて 117

引用文献 118

初出一覧 125

謝 辞

## はじめに

2005年春、筆者は愛知県の児童相談所（以下、児相と略記）で心理職として働き始めた。愛知県は、1995年から1999年の5年間に虐待で亡くなった子どもの数が全国一であり（子どもの虐待防止ネットワーク・愛知、2001）、児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法と略記）が施行された翌月の2000年12月、武豊町で3歳女児がダンボール箱の中で餓死するというセンセーショナルな事件があった（詳しくは、杉山、2007を参照）。また、2005年12月には、尾張旭市で児相の在宅指導中に5歳女児の虐待死事件が起きた。これらの事件は、愛知県の児相の対応における大きな転換点となった。従来は、保護者との関係保持のため、子どもの保護に関しても、できる限り保護者の意向に沿う形で行う受容的なアプローチが主流であった。しかし、そのような対応では子どもの虐待死を防ぐことができなかった反省から、保護者の意に反してでも子どもの安全確保を最優先とする介入型アプローチへとパラダイムシフトが生じた。

しかし、介入後の家族再統合に向けた支援方法が確立されていない中で、「子どもの虐待死は絶対にあってはならない」という大義名分だけが一人歩きすることで、現場は混乱することになった。強権的な介入を強行することで、児相と保護者が激しく対立し、支援関係を築くのが難しくなってしまうことも少なくなかった。その間、子どもは施設などを転々とするという不安定な状況で生活することになり、中には「施設なんて行きたくなかった。家に帰りたい」と訴える子もいた。虐待のリスクに対する過剰防衛とも言える介入主義は、その後の家族支援を困難にし、保護された子どもは家庭や地域とのつながりを失うことになり、施設などで不適応を起こすという負の連鎖を生み出していた。また、一時保護所や施設などからの家庭復帰後に虐待が再発するケースもあり、家族再統合支援の難しさを痛感していた。こうした中で生まれてきた「何か違うのではないか」という違和感と、「このままではいけない」という危機感が筆者の研究の出発点であったと思われる。

家族再統合に向けた援助手法については、諸外国の取り組みが紹介されており、愛知県ではマニュアルまで作成されていた（愛知県、2003、2009）。しかし、実際の現場では、「マニュアル通りにやってもうまくいかない」「そもそも保護者が継続的に面接に来てくれない」という声があがっていた。どんなに優れたプログラムであっても、それを家族に提供するための土台となる関係性が作られていなければ、十分な効果を得ることはできない。子ども虐待対応の課題の一つは、自覚や改善の意欲に乏しい保護者に対する援助の枠組み作りであり、相手の来所やニーズを前提に開発されてきた従来の対人援助の技法が通用しないことがあげられる。欧米やオセアニアなどの子ども虐待対応先進国では、裁判所の積

極的な関与という援助の外枠がしっかりとしているが、わが国には、保護者に対して家族再統合プログラムやカウンセリングなどの受講を義務づける司法命令の仕組みがないなどの制度的な違いがある。つまり、保護者の相談ニーズもなければ、裁判所の命令などの制度的なバックアップもない中で、保護者の反発を買いながらも、その後の支援につなげるための介入を行っていかねばならないところに児相の子ども虐待対応の難しさがある。したがって、諸外国の取り組みを参考にしつつも、わが国のシステムを踏まえた上で、現場の視点から独自の理論を構築していくことが求められていると言えるだろう。

子ども虐待とは、複雑な要因が絡み合って生じるものであり、生物・心理・社会的多次元からのアプローチが必要であるため、多職種連携が必須である。さらには、子ども虐待防止には、地域におけるネットワーク作りが不可欠であり、警察、司法、福祉、医療、教育などの様々な領域に渡る多機関連携を通して、家族をマイクロ・メゾ・エクソ・マクロという多層的なレベルから支援することが重要となる。このように児相には、多次元多層的なアプローチを行うために、援助者同士の関係性を重視し、多機関・多職種のメンバーで構成される連携を促進する役割が求められているが、実際に、組織や職種が異なれば、立場や考えの違いから、ケースのリスク評価や、それに伴う介入・援助の方向性が一致せず、連携が円滑に進まないことも少なくない。そのため、連携の重要性が強調され続けている中で、それでも連携がうまくいかないことの方が多いという現実を真摯に受け止めた上で、多機関・多職種連携を基盤としたネットワーク支援に関する実証的な研究が行われていく必要があると思われる。

以上を踏まえると、本研究のリサーチクエスションは、「子どもの安心・安全を確保しながら家族再統合に向けた子ども・家族・援助者の関係性をいかに構築していくのか」ということに集約されると思われる。さらには、こうした現場の課題に対して、心理職の立場から何ができるのかということを追求めたことが本研究の特徴と言えるだろう。その方法としては、筆者自身が実践する中で抱いた疑問や葛藤から出発し、様々な現場の職員にインタビューを実施することで、現場実践からボトムアップに理論を構築し、実際に筆者が家族再統合支援を行った事例を通して実践的な検討を加えた。こうしたプロセスには、様々なケース、そして仲間たちとの出会いがあり、多くのことを学ばせてもらった。

本研究は、筆者自身の児相における家族再統合に向けた心理援助の一つの成果でもあるが、制度や構造上の問題が山積しているわが国の児相の現場で試行錯誤する中で生まれた一つの研究成果に過ぎず、まだ旅の途中と言える。今後は、こうした子ども虐待対応における心理援助に関する実践と研究をさらに蓄積していく必要があるが、本研究で得られた知見が、この分野のさらなる発展のための一助となれば幸いと考える。

# 第1章 研究の背景

## 第1節 子ども虐待と児童相談所

### 1. 子ども虐待とは

児相などの子ども虐待対応の最前線の現場にいると「虐待」という言葉は日常語であるが、一般的には非日常的な言葉だと思われる。実際に、児相の職員が使う「虐待」という言葉と、一般の人がその言葉から連想する行為は大きく異なるため、「虐待」という言葉を巡る見解の相違から、子ども・家族・援助者の話し合いが噛み合わなくなってしまうこともある。そのため、本論文では、まずは「虐待」という言葉の意味を確認するところから始めていきたい。

### 法律上の定義

子ども虐待の定義は、わが国では児童虐待防止法第2条において、

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</li><li>二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</li><li>三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</li><li>四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力<sup>1</sup> その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</li></ol> |
|--|

という4つの行為類型によって規定されており、『子ども虐待対応の手引き』（厚生労働省、2013a）では、Table 1のような具体例が示されている。

個々のケースが虐待であるかどうかは、こうした法律上の定義に基づき、子どもや保護者の状況、生活環境などから総合的に判断される。その際には、保護者の意図は関係がなく、あくまで「子どもの視点」と「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」といった観点から判断される。例えば、保護者に悪意がなく、「しつけ」あるいは「子どものため」という善意で行われたことであっても、子どもの側にとって有害な行為であれば虐待として捉えられる。

---

<sup>1</sup> 配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

Table 1 子ども虐待の行為類型

<p>身体的虐待 (第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 打撲傷, あざ (内出血), 骨折, 頭蓋内出血などの頭部外傷, 内臓損傷, 刺傷, たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。</li> <li>・ 首を絞める, 殴る, 蹴る, 叩く, 投げ落とす, 激しく揺さぶる, 熱湯をかける, 布団蒸しにする, 溺れさせる, 逆さ吊りにする, 異物をのませる, 食事を与えない, 戸外にしめだす, 縄などにより一室に拘束するなどの行為。</li> <li>・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など</li> </ul>
<p>性的虐待 (第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもへの性交, 性的行為 (教唆を含む)。</li> <li>・ 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為 (教唆を含む)。</li> <li>・ 子どもに性器や性交を見せる。</li> <li>・ 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など</li> </ul>
<p>ネグレクト (第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。</li> <li>・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。</li> <li>・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない (愛情遮断など)。</li> <li>・ 食事, 衣服, 住居などが極端に不適切で, 健康状態を損なうほどの無関心・怠慢, など。</li> <li>・ 子どもを遺棄したり, 置き去りにする。</li> <li>・ 祖父母, きょうだい, 保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が一, 二又は四に掲げる行為を行っているにもかかわらず, それを放置する。 など</li> </ul>
<p>心理的虐待 (第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ことばによる脅かし, 脅迫など。</li> <li>・ 子どもを無視したり, 拒否的な態度を示すことなど。</li> <li>・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。</li> <li>・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。</li> <li>・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。</li> <li>・ 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。</li> <li>・ 子どものきょうだいに, 一～四の行為を行う。 など</li> </ul>

(厚生労働省 (2013a) を参考に作成)



## 「虐待」という言葉

以上のように法律上の定義が明記されていても、子ども虐待の認定をすることは決して容易なことではなく、児相などの現場では、「虐待」という言葉を巡って、子ども・家族・援助者の意見が対立し、援助が停滞してしまうことも少なくない。そうした背景には、もともと「虐待」という日本語が持っている語感が少なからず影響していると思われる。

「虐待」という言葉の意味は、広辞苑によると「むごく取り扱うこと」とされており、残酷な行為が連想される。しかし、「虐待」という用語は、英語の「abuse」の訳語であり、「虐待」以外にも「濫用・誤用」という意味もある広い概念である。「虐待」を「大人から子どもへの力の濫用」という視点から捉えた場合、一部の特別な世界だけに存在するものではなく、ごく一般的に起きうるものとして理解することができると思われる。近年、諸外国では、「虐待」と同様の状態を示す言葉として、「マルトリートメント」(maltreatment)がよく用いられる。「マルトリートメント」の本来の意味は、「不適切な関わり」であり、「虐待」という表現のような意図的な加害行為を想起させる言葉のニュアンスはなくなる。このように「虐待」を広義に捉えて、子どもにとって不適切か否かという視点で考えることで、保護者の意図に関係なく、子どもに悪影響があれば、「マルトリートメント」(不適切な関わり)であるとシンプルに捉えることが可能になるとと思われる。

実際に、児相内で使われる「虐待」は、「マルトリートメント」のほぼ同義語であるが、児相外で「虐待」という言葉を使う場合には、その強い語感から、子ども・家族・援助者の間で誤解が生じやすい。例えば、「虐待」という用語からは、悪意のある積極的な加害行為がイメージされてしまうため、子どものためによかれと思ってした愛の鞭としての体罰や、保護者の知識不足や無関心、貧困などによる消極的なネグレクトも「虐待」であることへの理解が得られにくいことなどが危惧される。また、児相の現場では、介入による虐待告知から援助が始まることが少なくないが、その際に児相の職員が使う「虐待」という言葉に対して保護者が過剰に反応し、大きな抵抗が生じることで、その後の心理援助を行うことが困難になってしまうことも考えられる。

## 子ども虐待の捉え方

子ども虐待は、一部の異常な保護者によって行われるものではなく、いろいろな学歴、階層、経済状態の保護者によって行われるものである。また、子ども虐待とは、一つの原因で起こるのではなく、いくつもの要素が重なったときに発生するものであり、例えば、育児不安、社会的孤立、夫婦関係の問題、経済的貧困、援助を求める手段を知らないなどのことが悪循環になって発生しているとされる(坂井, 1992)。

Table 2 子ども虐待の決定因 補償因子とリスク因子

	個体発生レベル (個人)	マイクロシステム レベル (家族)	エクソシステム レベル (地域)	マクロシステム レベル (文化)
補償因子	高い IQ 過去に受けた虐待 の自覚 1人の親との肯定的 関係 特別の才能 身体的な魅力 対人関係がよい	健康な子どもたち 支持的な配偶者 経済的な安定 銀行に貯金がある	十分な社会的支援 ストレスフルな出来 事が少ない 強い支持的な宗教活 動 学校での肯定的な経 験, 良い仲間関係 治療的な介入	地域の子どもを共 に育てるとする感 覚を促進する文化 暴力に反対する文 化 経済的な繁栄
リスク因子	虐待を受けた経験 低い自己評価 低い IQ 対人関係がうまく ない	夫婦の不和 問題行動を持った 子ども 未熟児あるいは病 気を持った子ども 単親 貧困	失業 孤立, 社会的支援が 得られにくい 子どものとき仲間関 係がよくなかった	体罰を容認する文 化 子どもを所有物と みなす文化 経済的な不況

(Kaufman &amp; Zigler (1989) を参考に作成)

子ども虐待は、個人レベル (子ども, 保護者) だけでなく環境レベル (家族, 親族, 地域社会, 公的サービス, 政治・文化) から捉える必要があり, Table 2 のように各レベルには様々な補償要因とリスク要因がある (Kaufman & Zigler, 1989)。子ども虐待の基本的な考え方として, リスク要因だけではなく補償要因にも着目することが重要であり, 虐待の発生の可能性を高めるリスク要因があっても発生を防止するように補償要因がそれぞれのレベルで有効に働けば, 虐待に発展する可能性は低くなると考えられる (愛知県, 2009)。

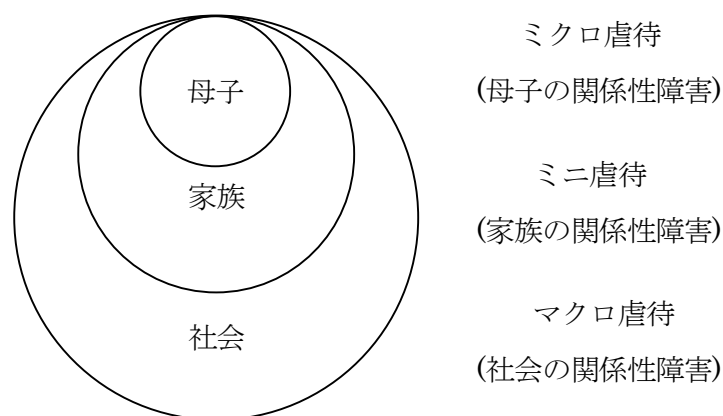
家庭裁判所調査官研修所 (2003) は, 子ども虐待が深刻化するメカニズムを, 「虐待を認めない心理」「虐待の悪循環」「親とパートナーとの関係」という3つの視点から捉えることの有効性を提唱している。ここでいう「虐待を認めない心理」とは, 児相や家庭裁判所が虐待と認定した事実を否認していることを指す狭義のものではなく, 自分がしている行為が虐待であることを否定すること, 虐待をしているということを他者あるいは自分自身

に対してさえ認めたくないことなどの様々な心の有り様を指す。保護者が虐待を認めない場合、①自分の行為が虐待に当たることを認めない場合と、②自分がした行為そのものを認めない場合がある。こうした「虐待を認めない心理」は、虐待をしていない保護者や、子ども自身にも生じるものであり、家庭内という密室で起きていることが隠蔽されてしまうことも少なくない。このように家族が虐待を認めず、必要な援助要請をしないことで生じる悪循環が複雑な家族力動によって助長・促進されるのが子ども虐待の構図と言える。

### 関係性障害としての子ども虐待

子ども虐待とは、白か黒かで明確に分けることができない連続性のあるものであり、健全な親子関係と不適切な親子関係の間には無数のグラデーションがある。こうした子ども虐待を「関係性」の問題として考えると、その関係性障害の範囲により、①マイクロ虐待（母子の関係性障害）、②ミニ虐待（家族の関係性障害）、③マクロ虐待（社会の関係性障害）と多層的に捉えることができる（Figure 1）。

子ども虐待は、瞬間瞬間の親子の対一のミクロのレベルの関係性障害が悪循環に陥る中で生じるものであり、その段階で関係性障害を防ぐためには母子を暖かく見守る他者の存在が必要とされる（渡辺，2007）。予防という観点からは、ミクロのレベルの段階では、「虐待」という言葉を保護者に突きつけるのではなく、子育ての悩みに耳を傾け、気持ちを受け止める人間関係が地域に求められる。その一方で、マクロのレベルまで虐待が深刻化している場合には、家族の力だけで悪循環から抜け出すことは困難であるため、児相などの公的機関が介入を行った上でのネットワーク支援が必要不可欠となる。



(渡辺 (2007) を参考に作成)

Figure 1 関係性障害としての子ども虐待

## 本論文における用語の統一

以上のように「虐待」とは、広い概念であり、本来は、「虐待」に代わるより適切な表現について議論すべきだと思われる。しかし、本論文は、児相の現場に焦点を当てたものであるため、その相談援助活動の根拠となる児童福祉法や児童虐待防止法に基づき、「虐待」という言葉を用いる。また、子どもの保護者のことを示す用語としては、「親」「養育者」「保護者」などがあるが、本論文では「保護者」に統一し、児童福祉法の定義に従う<sup>2</sup>。

## 2. 児童相談所における子ども虐待対応

### 児童相談所とは

わが国の児相とは、児童福祉法第 12 条に基づき、各都道府県に設置された児童福祉の専門機関である。児相は、通常の相談機能に加えて、市町村相互間をコーディネートする市町村援助機能、施設入所などを行う措置機能、子どもの保護を行う一時保護機能という強力な権限を併せ持っており、子どもに関するあらゆる相談に応じることが求められている。主な相談種別は、「養護相談」「障害相談」「非行相談」「育成相談」に大別され、近年、児相の業務の中でも最も大きなウェイトを占めている虐待相談は、「養護相談」に含まれる。

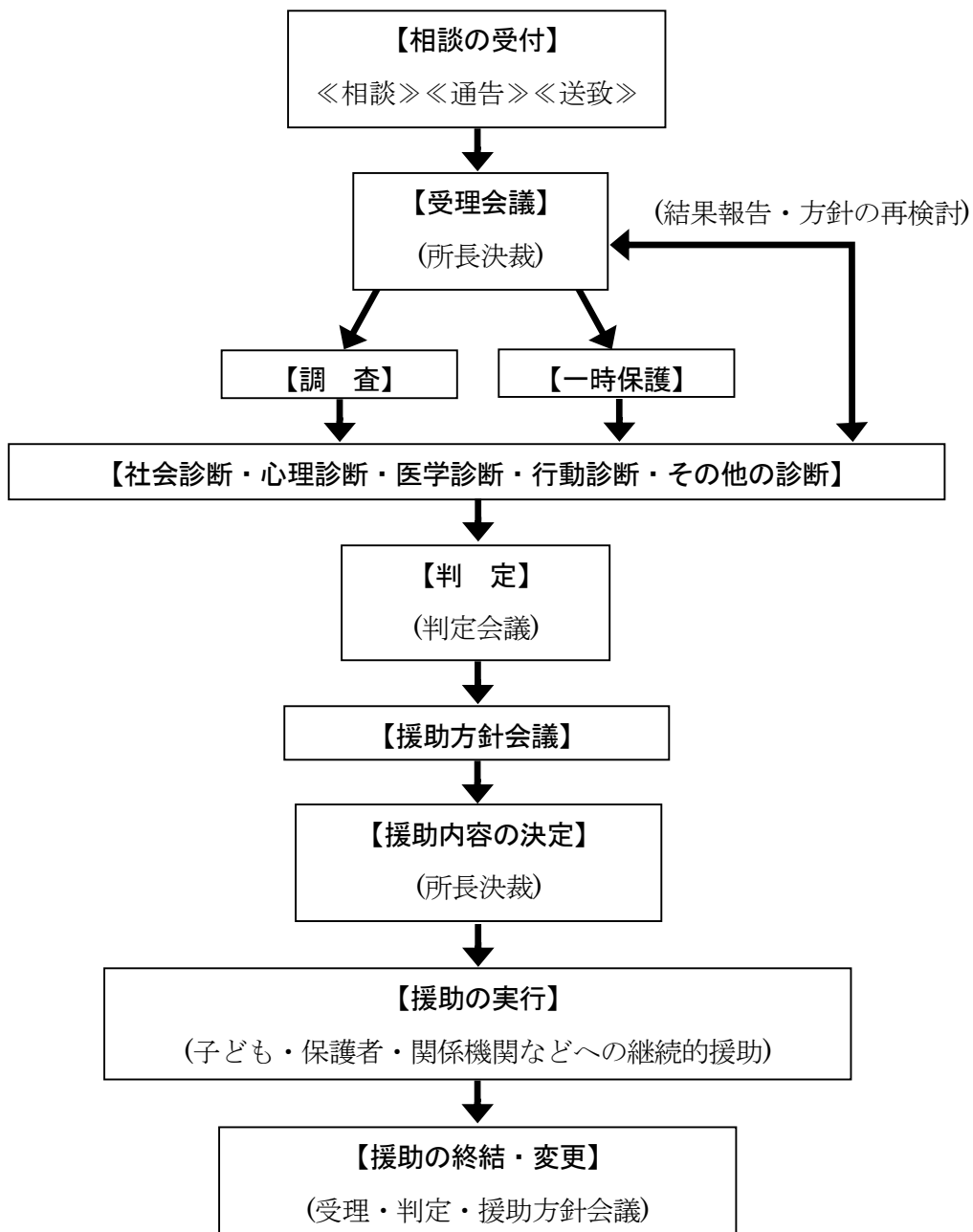
児相では、相談が受理されると、児童福祉司（以下、福祉司と略記）、児童心理司（以下、心理司と略記）、医師、一時保護所の児童指導員などの多職種による総合診断を行い、個々のケースに対する援助指針を作成する仕組みが準備されている（Figure 2）。このような業務を遂行するにあたって、受理会議、判定会議、援助方針会議において、子どもや家族への援助を検討・検証する作業を行う。このチーム協議による判定と援助指針の作成、それに基づく援助が児相の専門性を支える大きな柱であり、これにより、子どもとその環境を総合的に理解した援助活動が展開できると考えられる（厚生労働省、2013b）。

### 子ども虐待対応の特徴

2014 年度に愛知県（名古屋市を除く）の児相が対応した虐待ケースは 3,188 件であり、その相談経路は、＜警察・家庭裁判所＞が 43.5%、＜県・市町村＞が 20.3%、＜家族・親戚＞が 10.0%と続いており、＜本人＞はわずか 1.3%であった（愛知県、2015）。＜家族・親戚＞では、虐待を行っている主たる保護者以外の家族や親戚からの通報が大半を占めていると推測される。つまり、児相の子ども虐待対応の困難さは、当事者である子どもや保護者が自ら援助を求めない・求められないところにあると言える。

---

<sup>2</sup> 児童福祉法第 6 条によると、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。



(厚生労働省 (2013b) を参考に作成)

Figure 2 児童相談所の援助の流れ

白木 (2003) は、こうした虐待対応の特質を踏まえた上で、援助が必要な人が援助を受けられ、かつ援助システムが適切にサービスを提供できるように双方に対して関わることに心理援助の役割があることを指摘し、狭義の心理療法にこだわることなく、まずは必要な援助が有効に機能するために、状況設定や環境調整などを行うことにこそ心理職の持つアイデアやツールを活用すべきだと提言している。つまり、子ども虐待対応においては、「援助を可能にするための援助」という視点が重要であり、心理職といえども面接室で待っているのではなく、家族のニーズに合わせたソーシャルサポートの利用や、こちらから出向いていくアウトリーチを行うなどの柔軟な対応と積極的・機動的な関わりが求められている。また、こうした相談の枠組みからこぼれてしまうケースに必要な援助を提供するためには、単一の機関で対応するのではなく、その家族に関係する全ての機関が連携し、ネットワークを組んで対応することが必要である (愛知県, 2004)。介入を行った児相に比べて、子どもの入所先の施設や地域関係機関の方が良好な関係性が構築できる場合が多く、関係が築かれた機関をベースに、保護者の課題やニーズを汲み取り、支援体制を拡大していくことが有効とされる (厚生労働省, 2013a)。

#### 児童相談所における援助体制などの課題

児相は全国で 208 カ所 (2015 年 4 月 1 日現在) あり、職員体制の拡充が課題となっている。児童虐待防止法施行前の 1999 年度に 1,230 人だった福祉司の数は、その後、児童福祉法施行令の改正により、配置基準の改善などが図られたことで、2015 年度には 2,934 人と 2 倍以上に増加し、人口 4~7 万人に 1 人の基準設定を実現した。しかし、心理司については、「心理司 : 福祉司 = 2 : 3 以上を目安に、さらには心理司 : 福祉司 = 1 : 1 を目指して配置すべき」(厚生労働省, 2006) と提言されているにもかかわらず、児童福祉法施行令などによって配置基準が定められていないため、その数は 1,293 人 (2015 年 4 月 1 日現在) しかおらず、福祉司の半数にも満たない。また、団塊の世代の定年に伴う大量退職と児相職員の増員のタイミングが重なったことで、職員の年齢構成は、20 代、30 代の経験の浅い若手が多い。児相の人員は、量的にも質的にも圧倒的に不足しており、本来の援助の目的である家族再統合に向けた子どもや保護者への心理援助まで十分に手が回っていないという実態がある。また、人員体制以外の問題として、家族再統合の援助技術が未確立であり、介入と支援という二重の役割を持っているため、親子分離などの強い介入を行った児相に対する保護者の拒否感が強く、保護者と児相が関係性を構築することが難しいという構造上の問題を抱えている (才村, 2009)。

児相が介入と支援の両方の役割を担わなければならない中で、児相の心理職である心理

司の役割の重要性は極めて高いと言える。心理司は、従来の心理判定業務に加え、一時保護所の子どもの心理療法、心理面からの援助方針の策定、施設入所後のケアの評価などにも積極的に関わることが求められていることから、配置の充実が必要とされている（厚生労働省、2006）。心理司を増員することで、福祉司と心理司のチームで面談や家庭訪問などを行う体制を実現できると思われる。その結果、ケース理解がより深まり、児相の心理援助の充実につながることを期待される。そうした援助体制を構築するためには、児相の心理司のあり方に関する研究を行うことで、心理司の必要性を実証しなければならないが、そのような研究は、全国の児相にアンケート調査を実施した大島・山野（2009）のものなどに限られている。そのため、今後は児相の子ども虐待対応における心理援助に焦点を当てた研究を行うことで、心理司のあり方を明確化する必要があると思われる。

### わが国の子ども虐待対応の変遷

子ども虐待とは、「古くて新しい問題」であり、現代に特有なものというわけではない。一般的には、あまり知られていないことかもしれないが、わが国では、戦前の1933年に児童虐待防止法（以下、旧児童虐待防止法とする）が制定されていた。ただし、この法律は、1930年代の経済不況による絶対的貧困の中で、子どもの身売り、欠食児童や母子心中などの事件が頻発したことから生まれた背景があり、現行の児童虐待防止法とは性質が異なるところがある。また、戦争中はほとんど実行力がなく、終戦後の1947年に児童福祉法が制定されて、第34条に旧児童虐待防止法の禁止行為が含まれ、この法律自体は廃止された。

児童福祉法は、戦後のわが国における児童福祉の基本となるものであり、子ども虐待への対応としては、通告の義務（第25条 虐待を発見した者は児相などに通告する義務がある）、立入調査（第29条 虐待が疑われた家庭などに立ち入ることができる）、一時保護（第33条 保護者の同意を得ずに子どもの身柄を保護することができる）、家庭裁判所への申し立て（第28条 家庭裁判所の承認を得て被虐待児を施設入所などさせるための申し立て）といった子どもを守るための法的根拠も定められている。しかし、従来の児相は、保護者との関係の保持ばかりを重視するあまり、権限に基づく介入を行うことに消極的になっていたため、こうした法的対応は適切に行われていなかった。

わが国の子ども虐待対応の最大の転換点は、子ども虐待防止に関する法律上の根拠がより明確化された2000年の児童虐待防止法の施行だと思われる。1990年度には1,101件だった児相の児童虐待相談対応件数は、2000年度には17,725件になり、その後もハイペースで増加し続け、2014年度には88,931件と全国統計を取り始めてから24年連続で過去最高を更新し続けている状況である。また、児童虐待防止法の施行は、虐待ケースの増加に伴う児

相業務の量的な変化のみならず、児相の基本的な援助スタンスにも大きな質的な変化をもたらした。従来の児相では、受容的アプローチが主流であったが、「子どもの安全確保」を至上命題とする社会要請に応える形で介入型アプローチへのパラダイムシフトが生じた。その結果、立入調査、一時保護、家庭裁判所への申し立ての件数が大幅に増加し、そのリアクションとしての保護者との激しい摩擦やトラブルが頻発するようになった。こうした中で児相の現場には、一時保護所や施設の満床化、保護された子どもの心のケア、保護者対応、職員のバーンアウトなどの複合的な問題が連鎖的に一挙に押し寄せることになった。

このようなプロセスを経て行われた2004年の児童虐待防止法と関連児童福祉法の改正により、市町村と児相の二元体制による枠組みがスタートし、ネットワーク内の情報共有を促す仕組みとして要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が作られた。さらに、この法改正で子ども虐待の援助に大きく影響を与えることになったのは、児童福祉法第28条の家庭裁判所への申し立てが更新制に変更されたことである。従来、施設入所に際して、保護者の同意が得られない場合に行われる28条の申し立てに係る承認は無期限であったが、入り口の裁判所審査があって出口の審査がないことなどが問題視されて、施設入所の承認期間は2年ごとの更新制に制度変更されることになった。これにより、更新判断の際に、児相には保護者指導の実績が、保護者には改善努力の実績が、施設には子どものケアと回復成果が問われることになった。児童虐待防止法の中心は虐待された子どもの発見と保護・分離であったが、こうした法改正による枠組みの変化によって、施設入所後の家族再統合支援についても、児相などの現場における重要な業務として位置づけられることになり、具体的な家族再統合プログラムや保護者指導のための手法が模索されていくことになった（津崎，2010）。

2007年には、児童相談所運営指針の見直しと、2度目の児童虐待防止法および関連児童福祉法の改正などがあり、虐待通告がなされた際の目視による安全確認を48時間以内にすることを望ましいとする時間ルールの設定や、子どもの安全確認等のための立入調査などの強化、保護者に対する施設入所などの措置のとられた子どもとの面会または通信などの制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置を明確にする規定などの整備が行われた。

その後も、法律や指針の改正は頻繁に行われ、子どもを守るためのシステムは急速に変化していつているが、それを実践する児相などの現場の人員は質量ともに追いついていないのが現状である。むしろ子ども虐待ケースが急増する中で、児相に求められる役割任務が急激に拡大することで、本来の役割である心理援助は深刻な自己矛盾、機能不全に陥っている。こうした背景の中で親子分離後の子どもや保護者に対する援助が思うように進んでおらず、わが国の児相では家族再統合に向けた心理援助が最重要テーマとなっている。



## 第2節 家族再統合に向けた心理援助

### 1. 家族再統合とは

#### 家族再統合の必要性

子ども虐待対応の目的は、児童虐待防止法第1条に、「児童の権利利益の擁護に資すること」と明記されている。また、同法第4条には、国及び地方公共団体の責務として、「児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援」を行うことが謳われている。「児童の権利利益」とは、子どもの権利条約で規定されている「最善の利益の考慮」に沿ったものであり、例えば、①生存・成長発達などの基本的人権が保障されること、②子ども本人に影響を及ぼす事項についての意見表明など、参加の権利が確保されること、③家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長する状況が確保されることなどが含まれている（愛知県，2009）。

わが国の子ども虐待対応は、2000年の児童虐待防止法の施行とその後の法改正などにより、虐待を受けた子どもの発見や保護の体制作りについては徐々に整備がされつつある。しかし、子ども虐待とは、保護者を有害視し、子どもを保護するだけでは根本的な解決にはならない。むしろ長期的には、家庭と保護者からの分離に伴う心理的な影響を抱え、社会や他者に対してだけでなく自己にも不信を抱く子どもを大量に生み出してしまう危険性も考えられる（渡辺，2007）。そのため、子ども虐待対応における介入の目的を達成するためには、子どもの安全確保だけでは不十分であり、個々のケースにおける子どもの最善の利益とは何かを意識しながら、家族再統合に向けた多面的な援助を提供していく必要があると言えるだろう。

#### 家族再統合の定義を巡って

わが国の児相などの現場に、「家族再統合」という用語が登場したのは、2003年の『児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について』という社会保障審議会の報告書（厚生労働省，2003）とされる。家族再統合という用語については、明確な定義がされておらず、その捉え方には、「施設入所などによって分離された親子が再び一緒に暮らすこと」（reunification）という狭義のものと、「親子関係のあり方の様々な変容、家族機能の改善・再生」（reintegration）という親子が再び一緒に暮らすことに限定しない広義のものがある（厚生労働省，2013a）。

家族再統合を広義に捉えれば、完全な家庭復帰以外にも、定期的な外泊などを行う部分的な家庭復帰や、精神面・経済面での親子のつながりといった家庭復帰とは異なる形の再統合もある。実際に施設入所などに至ったケースの中で家庭復帰を目指すことができる事例は限られているが、面会や外泊という形での家族との交流が図られているケースは多く、たとえ親子で一緒に暮らすことは難しくても、親子関係を再調整して発展させていく支援までを含んで家族再統合と理解した方が現場の実態に即していると思われる。そのため、わが国では、「親子が安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるようになることで、必ずしも親子と一緒に住み暮らすことではない。多面的な支援を提供して、子どもと家族との関係を再構築していく過程で、最適とされる統合形態がその家族にとっての再統合の形である。したがって、虐待の重症度、分離の有無にかかわらず、家族機能の再生・回復を広く家族再統合と考える」（愛知県，2004）という捉え方が浸透していると言える。

しかし、国際的な視点から見ると、わが国で「家族再統合」と訳されているアメリカの「family reunification」と国連の「family reintegration」は、いずれも「子どもの家庭復帰」を意味する用語であり、元の親子と一緒に暮らさずに親子関係を修復する「家族再構築」「家族再生」は、これらの定義に含まれていない（桐野，2013）。家族と一緒に暮らしていなくても家族再統合とみなすわが国独自の捉え方は、多忙を極める児相などの現場においては、意図せずとも施設入所児の家庭復帰に向けた支援を行わないことの言い訳として使われてしまうことが危惧される。そのため、あくまで家族再統合の捉え方のグローバル・スタンダードは、「家庭復帰」であることを忘れてはいけないと思われる。

このようにわが国における「家族再統合」という用語の定義は曖昧なものとなっており、現場での十分なコンセンサスが得られているとは言い難い。家族再統合の捉え方によって、児相などの援助スタンスが変わってくるのが考えられるため、これからの子ども虐待対応のあり方を考えていく上では、その捉え方を明確にしていくことも必要だと思われる。

### わが国における家族再統合支援の実際

2014年度に愛知県（名古屋市を除く）の児相が対応した全体の虐待ケース3,188件のうち、一時保護を行ったのは26.2%であり、結果として施設・里親への措置に至ったのは7.3%であった（愛知県，2015）。すなわち、子ども虐待の困難ケースに対応することが求められている児相といえども、全体の7割以上は一時保護すら実施しておらず、たとえ一時保護を行ったとしても最終的に施設・里親に措置するのは、子ども虐待ケース全体からすると1割にも満たない。しかし、施設入所などが必要と判断される深刻な子ども虐待ケースは、複雑な問題が背景にあることが多く、その後の支援は一筋縄ではいかない。

山本他（2010）の調査によると、虐待を理由に施設入所した事例のうち、家庭復帰を目指すのは15～17%に過ぎない。家庭復帰が実現するケースは、比較的短期間のスケジュールで実施されており、家庭復帰までの期間は、約半数が1年半以内、7割以上が3年以内である。ただし、養育上の課題を残したまま家庭復帰しているのが、50～60%あり、家庭復帰の同一年度内の再発率は11～14%に及んでいる。

児相の子ども虐待対応では、介入と同時に家族再統合に向けた援助を開始し、子どもの時間軸で援助計画を作成し、仮に親子分離などを行う場合には、なるべく早期の家庭復帰を目指して援助を行っていくことが重要である。しかし、その一方で、そのような短期間で、子どもの心理治療を完了し、家族の問題を解決することは非現実的である。そのため、「家庭復帰後の指導・支援はアフターケアでなく、新たな在宅指導・支援の開始と位置づける必要性が高い」（山本他，2010）という指摘があるように、家庭復帰は家族再統合支援のゴールではなく、一つの通過点として捉えるのが妥当であろう。むしろ児相などが介入を行った大半の子ども虐待ケースが、多くの問題を抱えながら元の地域で生活を続けていることを考えれば、地域支援のあり方が重要であり、家庭復帰後に安心・安全な家族関係を再構築できた段階で、初めて「家族再統合」という目的を達成したと言えるだろう。

家族再統合の定義を巡っては、様々な意見があるが、こうした児相などにおける現場の状況を鑑みると、愛知県（2009）の『家族再統合マニュアル』の中でも、「親子が安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるようになること」と定義されているように、子どもの安心・安全という視点を中心に据えて家族再統合を捉えることの意義は非常に大きいと思われる。

### 本論文における家族再統合の定義

以上を踏まえて、本論文では、「家族再統合」について、＜家庭復帰＞と＜家族が安心・安全にお互いを受け容れられていること＞という狭義と広義の両方の捉え方があるという立場をとる。これらの捉え方は、矛盾するものではなく、狭義は広義の中に含まれるものであると考えると、Figure 3のように整理することができる。すなわち、「狭義の家族再統合」を達成するには、「広義の家族再統合」の状態に至っていることが前提条件となる。

わが国の児童福祉の現状を考えると、子どもが家庭に戻らなくても、現実に即した家族交流のあり方を支援する「広義の家族再統合」の考え方も必要だと思われる。しかし、児相の介入を受けた家族の多くが「狭義の家族再統合」を望んでいると筆者は考えているため、本論文においては、＜家庭復帰した上で安心・安全な家族関係を再構築すること＞を目指した実践に焦点を当てて、家族再統合支援のあり方について検討していきたい。

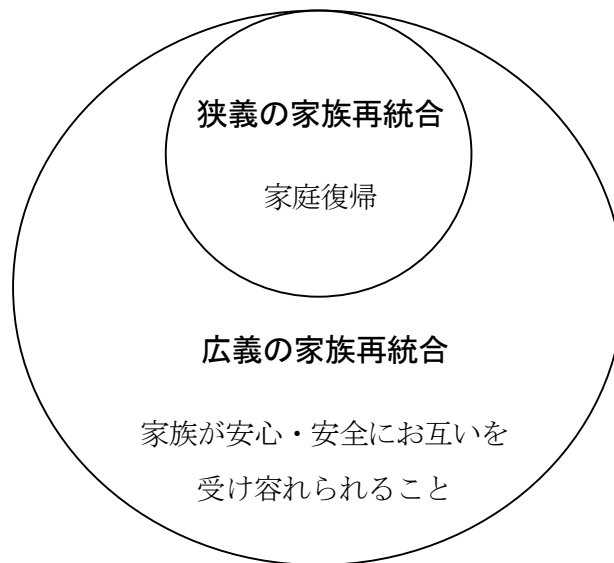


Figure 3 家族再統合の捉え方

## 2. 児童相談所における家族再統合支援

### 家族再統合プログラムの捉え方

加藤他 (2013) の全国の児相調査によると、子ども虐待の取り組みには、福祉司や心理司を始めとする様々な職種が関わっており、何らかのプログラムを行っている児相は半数以上にのぼり、実施児相は最近の数年で急増している。わが国の児相で実施されている家族再統合プログラムとしては、コモンセンス・ペアレンティング (野口, 2008) が 44% で最多であり、サインズ・オブ・セイフティ (Turnell & Edwards, 1999) が 26% でそれに次いでいる。全国の半数近くの児相で実施されているコモンセンス・ペアレンティングとは、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を保護者に伝えることで、子ども虐待の予防や親子関係の回復を目指すペアレント・トレーニングである。コモンセンス・ペアレンティングのように心理教育を行うことで保護者の行動改善を目指すアプローチとしては、トリプル P、ノーバディーズ・パーフェクト、虐待再発防止のための教育プログラム (以下、『教育プログラム』と略記) などがあり、その効果が報告されている (例えば、寶川, 2014 ; 佐々木・田中, 2013)。しかし、家族再統合に向けた援助プロセスは、コモンセンス・ペアレンティングのような保護者支援プログラムだけで進んでいくわけではない。家族再統合とは、「プログラム」という形で抽出されるような独立したイベントではなく、子どもや家族の支援経過の全体に織り込まれたプロセスと捉える必要がある (西澤, 2013)。

家族再統合における支援対象としては、①子どもに対する支援、②保護者に対する支援、③親子関係に対する支援、④親族に対する支援などの領域が考えられ、地域関係機関との支援ネットワークを絡めながら、これらの領域が重層的、複合的に進展することで再統合が展開される（厚生労働省，2013a）。つまり、家族再統合に向けた心理援助においては、子どもや保護者といった個人のみならず、その周囲の人や環境との相互作用までを全体的に捉えるシステムズ・アプローチや、「人と環境の適合」（山本，1986）を重視するコミュニティ心理学の視点を持つことが必要不可欠だと言える。

### 解決志向ベースの家族再統合プログラム

家族再統合プログラムとして、コモンセンス・ペアレンティングに次いで2番目に多く実施されているサインズ・オブ・セイフティは、子ども・家族・援助者の関係性を重視し、家族が安心・安全を構築していく主体者となれるように支援していく子ども虐待対応の枠組みである。サインズ・オブ・セイフティは、理想的な家族機能を目指すセラピーではなく、子どもの安全が保障される状態を目指したケースマネジメントであり、介入から家庭復帰、最終的なケース終結までの援助プロセスにおいて一貫して児相が設定した「子どもの安全」という枠組みに沿った支援を行う。つまり、家族はそれぞれに固有の課題を抱えて生活をしており、その全てを解決することを目指すのではなく、児相としてどうしても譲れないボトムラインを家族と共有し、家族の意見をしっかりと聞きとめ、児相と家族がパートナーシップを築き、子どもにとって安全な家族機能というゴールに近づくために行動するのがサインズ・オブ・セイフティの特徴だと言える（菅野，2007）。

サインズ・オブ・セイフティと同じような特質を持つものとしては、リゾリューションズ・アプローチ（虐待の否認事例に対する未来の安全作りを行う体系的なアプローチ；Turnell & Essex, 2006）や、安全パートナリング（サインズ・オブ・セイフティ、解決志向アプローチ、リゾリューションズ・アプローチ、動機づけ面接法、ナラティブ・セラピー、ファミリーグループ・カンファレンスなどを含む多くの方法を統合した家族と安全を中心に据えたアプローチ；Parker, 2012a）などがある（厚生労働省，2013a）。

安全パートナリングは、サインズ・オブ・セイフティと同様に、子ども・家族・援助者の共同作業による包括的なアセスメントとプランニングの枠組みを中心に組み立てられており、①心配していること、②うまくいっていること、③安全のものさし、④起きる必要があることの4つの問いかけによって情報を整理していく（Parker, 2012b；Table 3）。安全パートナリングによる支援は、こうした協働的なアセスメントを土台として、家族再統合に向けた『安全計画作り』（Parker, 2011）へと向かっていくが、そのプロセスは、

①危険と今後の安全を特定するプロセスに（保護者と子どもから始め、重要な人々を含めて）全員に関わってもらい、②当面の安全を確保する、③『安全計画作り』について説明し、安全応援団<sup>3</sup>を見つける、④全員が心配事を理解する、⑤詳細な安全計画を作る、⑥安全計画のモニタリングと見直しを行うという段階を経る（Parker, 2012a）。

サインズ・オブ・セイフティや安全パートナーリングなどに共通するのは、関係性を重視した子ども虐待対応の枠組みであり、原因の追求をせず、未来の解決像を構築していく短期療法である解決志向アプローチ（Berg & Kelly, 2000 ; De Jong & Berg, 2008）をベースにしているところだと思われる。解決志向アプローチの本質は、例外探しと例外の拡張にあり、例外的にすでにできている安全行動を丁寧に拾い集め、それらを維持・促進していくための質問を繰り返すことを通して子どもの安全を作るところがサインズ・オブ・セイフティや安全パートナーリングに共通していると言える。それぞれのアプローチが生まれた背景などを考えると、これらの理論を一括りにすることは適切ではないかもしれないが、類似したアプローチを並列することで生じる混乱を避けるために、本論文の中では、便宜上これらを総称して『解決志向ベースの家族再統合プログラム』と呼ぶこととする。

『解決志向ベースの家族再統合プログラム』と他の保護者支援プログラムとの大きな違いは、保護者を変えることを援助の目標としないところにあると考えられる。例えば、コモンセンス・ペアレンティングなどの保護者支援プログラムでは、保護者の不適切な養育行動を変容させることがターゲットとされることが多い。それに対して『解決志向ベースの家族再統合プログラム』では、家族のできていないところではなく、すでに家族がうまくやれていることや、親戚や地域の協力者から得られているサポートなどの肯定的な面に焦点が当てられる。こうした解決志向の発想に基づき、個人と社会の相互作用に注目して、家族やコミュニティの強みを引き出し、エンパワメントすることで子どもの安全の構築を目指していく。すなわち、家族をことさら変えようとするのではなく、人と環境の適合性を高めることで、子どもの安全に関連する問題の解消を試みるのが『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の最大の特徴と言うこともできるだろう。

実際の現場では、保護者が虐待を認めなかったり、家族が抱える問題が複雑であったりするため、保護者の行動変容を目的とした心理教育的なアプローチだけでは、状況の改善が見込めないケースも少なからず存在すると思われる。そのため、『解決志向ベースの家族再統合プログラム』のような「人と環境の適合」を重視した家族再統合支援の考え方が重要になると考えられる。

---

<sup>3</sup> 家族、親戚、友人が中心で、支援者や専門職が加わる安全のためのネットワークのこと。

Table 3 安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組み

① 心配していること	② うまくいっていること
【これまでの危害】	【保護的な行動】
【難しくさせている要因】	【強み】
③ 安全のものさし	
0 (危険) ←	→ 10 (安全)
④ 起きる必要があること：今後の安全のための計画作り	
【今後の危険】	【安全ゴール】
【今後の安全に向けての次のステップ】	

(Parker (2012b) を参考に作成)

### 介入と支援を統合した枠組み

『解決志向ベースの家族再統合プログラム』とは、厳密に言えば、パッケージ化された「プログラム」ではなく援助の枠組み全体に関する「考え方」のことであり、コモンセンス・ペアレンティングなどの保護者支援プログラムとはその性質が大きく異なる。山本(2013)はこうした基本的な性質の違いについて①ソーシャルワーク全般に及ぶアプローチと、②部分的かつ課題設定的なアプローチの2つのタイプに分けて考える必要があることを指摘している。具体的には、『解決志向ベースの家族再統合プログラム』が前者にあたり、コモンセンス・ペアレンティングなどの心理教育的なアプローチは後者に該当する。援助プロセス全般に及ぶ『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の最大の特徴は、介入と支援を統合しているところにある。そのため、児相の子ども虐待対応を介入段階と支援段階で切り離して考え、家庭復帰の対象ケースと児相が判断してから『解決志向ベースの家族再統合プログラム』を部分的に実施するというのは本来の運用の仕方ではない。

わが国の場合、児相が介入と支援の二重の役割を担っているからこそ援助プロセス全般に及ぶ『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の意義は大きいと思われる。具体的に

は、介入から家族再統合に至る全ての援助プロセスにおいて、『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の枠組みを用いた一貫した対応を行い、必要に応じてコモンセンス・ペアレンティングなどの部分的かつ課題設定的なアプローチを取り入れるというように、これらを重層的に組み合わせた心理援助を展開することが効果的だと思われる。

#### 視覚的な情報収集ツールと家族応援会議の活用

『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の実践では、子どもや家族といった当事者の主体性を何よりも大切にする。子ども虐待対応のプロセスに当事者の意見を効果的に取り入れるのに役立つツールとしては、『三つの家』(ウェルド・パーカー・井上, 2015)がある。『三つの家』とは、ニュージーランドで開発された視覚的な情報収集ツールであり、家の形をした3つの枠組みの中に子どもや家族の問題などを外在化<sup>4</sup>しながら話し合う(Figure 4)。また、安全パートナーリングの実践では、アセスメントとプランニングの枠組み以外に、子どもや家族と一緒に描く『安全の家』(Parker, 2009), 『家族の安全の輪』(Parker, 2010a), 『これからの家』(Parker, 2010b)などの視覚ツールや、家族や安全応援団、児相、施設、地域などが一緒に子どもの安全について話し合う家族応援会議(Parker, 2015)を、ケースワークの全てのプロセスを通して積極的に活用する。

わが国での『三つの家』や安全パートナーリングの実践は、児相や施設などの現場からの報告がある(井上・井上, 2008; 井上・井上・永井, 2013; ウェルド・パーカー・井上, 2015)。安全に関する話し合いは複雑であるため、援助者だけで進められがちだが、これらのツールや家族応援会議を活用することで、当事者である子どもや家族が家族再統合に向けた援助プロセスに主体的に参画することが可能になると考えられる。

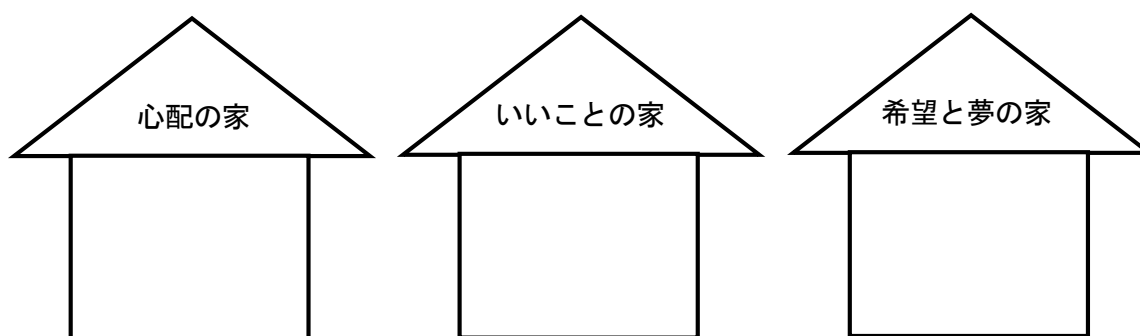


Figure 4 『三つの家』の枠組み

<sup>4</sup> 問題を個人や家族から取り出して外側にあるものとして描くこと。『三つの家』では生活で起きていることを「心配の家」「いいことの家」「希望と夢の家」として描いていく。



### 3. 家族再統合支援における心理職の役割

#### 児童相談所の心理職の仕事

家族再統合に向けた心理援助を行う上で、心理司は児相の心理職として重要な役割を担っていると言える。心理司は、近年、増加の一途をたどっている虐待相談だけではなく、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談といった様々な相談に応じており、多忙を極めている。大島・山野(2009)による心理司の業務に関する研究によると、心理司が関わる相談は、発達障害や療育手帳に関わる心理診断・判定事務などの障害相談が55%と半分を超えており、次に22.7%で虐待相談となっている。以前、児相の心理職が「心理判定員」と呼ばれていたように、心理司の業務における心理判定の比重は最も大きい。竹下(2010)が心理司の仕事内容を①心理臨床的援助活動、②ソーシャルワーク、③危機介入とまとめているように、時代の変化とともに心理職の役割も変容してきている(Table 4)。

児相のソーシャルワークは福祉司が中心となって行われるが、現場の実務では、役割分担の上で完全に分業しているわけではない。心理司の立場から効果的に橋渡しを行うなど、場合によっては重層的に関わることも重要であり、心理司にもソーシャルワークの視点が求められていると言える。実際に心理司は、面接室での心理診断や心理治療といった狭義の心理臨床に限った業務を行っているわけではなく、ケースの状況の推移に応じた家庭訪問や関係者への働きかけ、協議など、フットワークよく福祉司と協働していることが多いと思われる(川畑, 2008)。

Table 4 児童心理司の仕事内容

---

① 心理臨床的援助活動
・心理アセスメント, 援助方針立案 ・助言指導, コンサルテーション
・心理療法, カウンセリング, 心理教育など
② ソーシャルワーク
・個別事例ソーシャルワーク ・ネットワークのコーディネート活動
③ 危機介入
・立入調査 ・保護者対応

---

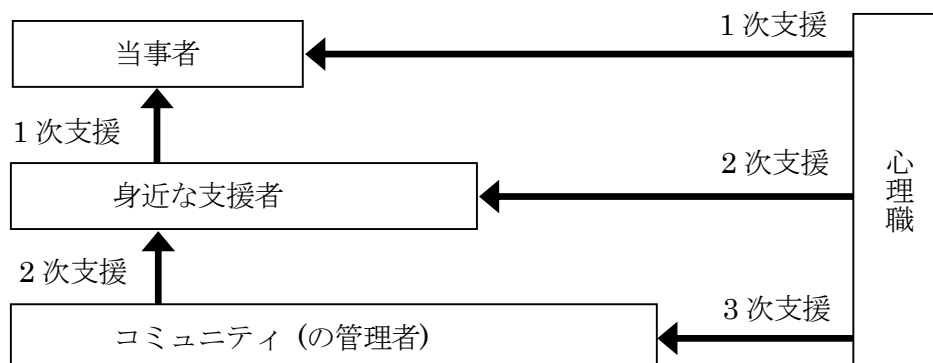
(竹下(2010)を参考に作成)

## 俯瞰的な視点からの見立て

心理司の重要な役割の一つに臨床心理学的な見立てがあることに異論はないだろう。心理司は、福祉司らと共に、子ども・家族・関係者から生育歴や家庭・学校での様子などの情報収集を行い、心理検査、面接、行動観察などを行うことでケースの見立てを進める。

子ども虐待対応においては、見立てをチームで共有することが重要であり、援助指針作成の際にはもちろん、その後もケースに関わりながら、何度も見立ての修正を繰り返しながら、より適切な介入方法を検討していく。『解決志向ベースの家族再統合プログラム』では、家族のリスク（弱み）だけではなく、ストレングス（強み）にも焦点を当てたバランスのとれたアセスメントを行い、子ども・家族・援助者の共同作業による計画作りを行うことで今後の見通しや目標を共有できるようにする。このような援助プロセス全体の流れの中で心理司には、子どもや保護者といった個人レベルだけではなく、家族を取り巻く環境レベルまで見立てることが求められている。

こうした心理援助のあり方は、窪田（2009）が提唱する、当事者・身近な支援者・コミュニティが潜在的に持っている力を高め、より自律的な生活の実現を目指す臨床心理学的コミュニティ・エンパワメント・アプローチに通じると思われる。つまり、チームプレイに優れた心理司は、ケース全体を俯瞰的に捉え、子どもや保護者などの当事者のみならず、身近な支援者、コミュニティの各層およびその相互関係を見立てて、それぞれに対する1次・2次・3次支援を同時並行的・多層的に展開していると考えられる（Figure 5）。



（窪田（2009）を参考に作成）

Figure 5 臨床心理学的コミュニティ・エンパワメント・アプローチ

この支援モデルは、精神科デイケアの現場で生まれ、その後、学生相談、スクール・カウンセリングなどの教育臨床領域で実践的な検討が行われてきたものであるが、こうした個からネットワーク、支援システムを一体に視野に入れたアプローチは、子ども虐待領域においても効力を発揮すると思われる。子ども虐待対応のプロセスで心理司に求められるものは多岐に渡るが、このような俯瞰的な視点から見立てを行うことで、ケースに対する理解や援助チームの連携が強化され、切れ目のない支援が可能となると考えられる。

### 子ども・家族・援助者の協働を促進する心理援助のあり方

児相の現場においては、保護者に直接関わる福祉司は、介入に対する反発として、激しい攻撃にさらされることが少なくない。また、一時保護所や施設では、子どもに日常的に関わる児童指導員や保育士などが、子どもの問題行動に振り回されて、疲弊してしまうこともある。子ども虐待の現場とは、非常にストレスフルであり、援助者のバーンアウトという深刻な課題を抱えている。そのため、ケースの身近な支援者を支えるための心理的サポートを行うことが心理司の重要な役割としてあげられる。

虐待を受けた子どもが生活する施設での心理援助においては、個人心理療法だけではなく、日々の生活のケアを中心としたチームアプローチが重視されている。四方・増沢 (2001) は、施設心理職の役割について、①子どもの心理発達課題をアセスメントし、その子の示す行動の意味を捉えた上で具体的な方針を定め、チーム全体に示して共通理解をはかっていくこと、②日常生活で起こる様々な問題に対する危機介入的なかかわりを行うこと、③個人療法は子どもの状態や治療の段階に対する十分な判断のもと、守りとしての枠組みも含めて、治療の内容を工夫して行うこと、④チーム全体のつなぎ役やまとめ役となることなどをあげている。また、加藤 (2013) は、子どもを取り巻く人や環境、システム全体の心理支援能力を向上させる心理コンサルテーションについて、①組織との関係調整、②心理的側面に関する客観的理解の促進、③コンサルタントによる心理的支え、④職員関係の強化という4つの機能があることを明らかにしている。実際に、児相の心理司の援助対象は、子どもや保護者だけではなく、福祉司や施設職員、地域の関係者などの他職種の援助者も含まれ、身近な支援者へのエンパワメントや、コミュニティのコーディネーターなどの役割を果たす必要があると考えられる。

従来心理職には、二者関係の中での個別的な深い関わりが求められてきたが、ネットワーク支援が重要とされる子ども虐待対応においては、チームアプローチやコラボレーションを重視した新たな役割が期待される。コラボレーションとは、「複数の主体が何らかの目標を共有し、どちらが上でも下でもない対等な関係の中で、双方がエンパワーされた状

態でなされる活動」(野坂, 2008)のことを指し, 一般的には「協働」「共演」「合作」「共同作業」などと訳される。

協働する相手としては, 多機関・多職種の専門職が想定されることが多いかもしれないが, クライアントを専門家とみなす社会構成主義の考え方 (Anderson & Goolishian, 1992) の影響を強く受けている『解決志向ベースの家族再統合プログラム』では, 子どもや家族などの当事者との協働を何よりも重視する。そもそも心理援助とはセラピストとクライアントの共同作業であり, 村瀬 (2008) が「原型的コラボレーション」と述べているように, お互いに目的を共有し, クライアントが願う問題解決を援助していく援助プロセスそのものを「協働」と捉える援助者の姿勢も大切だと思われる。

前述したように子ども虐待対応では, 家族が援助を求めない・求められないところに困難さがあり, 「どのような援助を提供するのか」以前の問題として「どのように援助を提供するのか」という切実な課題に直面している。こうした中で, 児相の現場では, 子ども・家族・援助者の協働を促進するための心理援助のあり方が模索されている。

「コラボレーションと言えばまさに児童相談所のことだと, まず思う」と川畑 (2008) が述べているように, 「協働」という概念そのものは児相などの児童福祉領域の現場に浸透しており, 以前から臨床実践は行われている。しかし, こうした現場で行われている実践を体系的にまとめた研究となると, 高岡 (2013) によるものなど緒についたばかりである。そのため, これからは児相などにおける家族再統合に向けた協働に関する研究や実践を蓄積していくことで, 現場の臨床知を理論化していくことが求められていると思われる。

## 第2章 研究の方法論

### 第1節 児童相談所の現場からのモデル構築に向けて

#### 1. 児童相談所における実践研究の課題

##### 児童相談所の現場からの研究の必要性と困難性

児相は、子どもに関する幅広い相談に応じる必要があり、それぞれのケースの状況に応じた柔軟な対応が求められる。そのため、1949年から毎年、厚生省（現、厚生労働省）によって、全国の児相が扱った事例を集めた『児童相談事例集』（1949年から1968年までは『児童のケースワーク事例集』という名称）が発行され、個別のケースについて検討が行われてきた。児相の現場では、こうした事例集により、それぞれの実践について情報交換が行われる中で、援助の質の確保と向上が努められてきたと言えるだろう。しかし、残念ながら『児童相談事例集』は、1998年に編集が打ち切られてしまったため、児童虐待防止法が成立し、援助のあり方が大きく変化した2000年以降の児相のケースについて詳細な検討がされている事例報告となると限られたものしかない。

児相の事例を研究対象とする場合、インフォームド・コンセントをどう行うのかなどの研究倫理に大きな課題がある。事例研究などを行うには、当事者から研究協力の同意を得る必要があるが、こうしたインフォームド・コンセントは、契約と密接に関係していることであるため、援助が開始される前に行われる必要がある（金沢、2013）。しかし、2000年以降の児相の虐待対応は、介入型アプローチが主流になり、事前説明どころか、保護者に一報すら入れずに子どもの一時保護が行われることも少なくない。こうした文脈の中で、対立する保護者から事前に研究協力の同意を得ることは非現実的であろう。また、児相の職員は公務員であり、個人情報保護法の成立など、プライバシー保護に対する意識の高まりを受けて、事例報告そのものに対して消極的になっているところもあると推察される。

加えて、電話一本で夜間、休日の区別なく、早急な対応が求められる児相の現場では、自らの実践を振り返る時間すら持つことができていないのが実情であり、もっと丁寧に実践や研究をしたいのに、それができないジレンマを抱えている。しかし、こうした厳しい状況だからこそ、児相の体制強化につなげるための研究を行っていくことが必要不可欠であり、今の流れを変えていかなければ、児相の専門性の後退、児童福祉のサービスの低下、さらには子どもにとっての二次被害的なものにつながりかねない。そのため、今後は児相の現場からの研究を行う方法論を模索していく必要があると思われる。

## 失敗事例からではなく成功事例から学ぶ意義

2000年以降の児相の事例を知る上では、子ども虐待の死亡事例を検証したものが貴重な資料になると考えられる。わが国の児童虐待死亡事例の検証は、厚生労働省社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、2004年から実施されており、これまでに第11次報告（2015年10月）としてまとめられている。また、地方自治体の報告書については、子どもの虹情報研修センターのホームページで確認することができる。

子ども虐待対応の歴史を振り返ると、大きな変革の背景には、子ども虐待の重大事件が契機となるが多かった。つまり、子どもの虐待死という最悪の結果を検証し、「何をしていたのか？」という行政対応の不備を明らかにすることで、子ども虐待防止のための制度やマニュアルなどを確立してきたと言える。このように期待される状態と現状のギャップに注目したギャップ・アプローチによる研究は、虐待を受けた子どもの早期発見や保護という観点では、多大な貢献を果たしたと考えられる。しかし、その反面、児相の現場では職員が過剰に防衛的になり、マニュアルや手続きに縛られることで家族の状況に応じた臨機応変な対応ができなくなり、親子分離を急ぎすぎることによって保護者との熾烈な摩擦が生じて、その後の家族支援がうまくいかないという弊害が生じているように思われる。

現在の子ども虐待対応の現場は、法制度の改正が頻繁に行われるなど、変化のスピードがあまりに急激である。その中で、地方自治体によって児童福祉に取り組む姿勢、重点項目、構造、システム、予算配分などにばらつきが大きいというのが現状であり、今までは極めて有効であったギャップ・アプローチによる変革が必ずしも効果的とは言えなくなってきたと言える。また、失敗事例の個人や組織の問題点に焦点を当てるギャップ・アプローチは、主体性やモチベーションの低下につながってしまう可能性があるため、個人の意識を本当に変えた上での組織変革が阻害されてしまう危険性があると考えられる。

近年、組織改革の新しい方法として、AI (Appreciative Inquiry ; Whitney & Trosten-Bloom, 2003) が注目されている。「Appreciative」は「価値を認める」、「Inquiry」は「質問」という意味であり、AIでは個人や組織の価値を認める肯定的な質問をすることを通して、組織変革を目指す。そのプロセスでは、個人や組織の強みやうまくいっていること、これからの希望などを共有するため、個人や組織の自信を高め、前向きな雰囲気を生み出し、チャレンジ性を引き出すことができる。また、すでに起きているうまくいっていることや成功事例から組織変革を行っていくため、理想と現実のギャップについても少なく、実用的であると考えられる。実際に、世界各国の子ども虐待対応で活用されているサインズ・オブ・セイフティ (Turnell & Edwards, 1999) などの『解決志向ベースの家

族再統合プログラム』は、研究者と現場が協働しながら実践研究を進めるアクションリサーチや AI によって発展してきた経緯がある。職員のバーンアウトなどの深刻な問題を抱える児相などの子ども虐待領域の現場だからこそ、失敗事例ではなく成功事例から学ぶことの意義は大きい。そのため、児相における実践研究では、個人や組織の強みやうまくいっているところに焦点を当てエンパワメントしていくことで、そのエネルギーを変革に向けた原動力とする循環を生み出していくことが重要になると思われる。

### 児童相談所の職員が主体となって行う研究

臨床心理学などの実践研究では、現実の人間と社会を研究対象とし、自らが直接的に関わりながら研究することが基本となる。現代社会は加速度的に複雑化しており、格差の拡大、少子高齢化、コミュニティの喪失など様々な矛盾を内包している。こうした社会の矛盾が、最も弱い立場の子どもに対して集約される形で進行しているのが子ども虐待と捉えることもできるだろう。子ども虐待のような複雑な社会問題を研究対象とする場合、従来の自然科学のように厳密な条件統制を行うことはできないため、科学的な客観性を追求することが難しい。田嶋 (2009) が「現場は学問のはるか先を行っている」と述べているように、臨床心理学では実践と研究の乖離を解消することが重要課題となっており、現場に役立つ実践研究を行うための新たな発想や手法が求められている。

下山 (2001) によると、臨床心理学などの実践研究のあり方としては、基礎研究を現場実践に応用するという自然科学モデルの発想ではなく、まず研究の基本として<実践性>があり、それとの関連で<科学性>が考慮されるという構図が想定される (Figure 6)。児相の現場実践からモデル構築を行うためには、現場の職員が主体となって行う「実践を通しての研究」で何らかのモデルを構築し、実践活動を客観的な対象として研究する「実践に関する研究」でそのモデルを検討するというサイクルを作ることで、研究全体として<実践性>と<科学性>を循環的に統合する構造が生まれると考えられる。

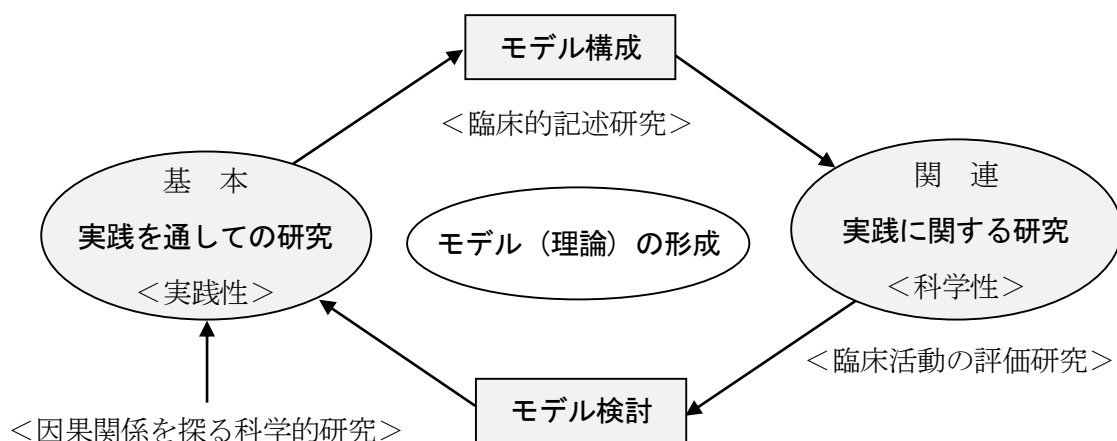
### 児童相談所の現場からのエビデンスの創出

近年、相談援助活動が社会において適切に機能しているのかということ客観的に示すエビデンスの重要性が強調されている。エビデンスとは、「科学的根拠」という意味であり、介入の効果や因果関係についての実証的研究によって得られることが多い。社会システムや法制度の変革には、エビデンスに基づく合理的で透明性の高いプロセスが求められており、相談援助活動の質の向上はもちろん、子ども虐待防止のための支援体制を充実させていくためには、児相などの現場からエビデンスを創出していく必要がある。

実践研究におけるエビデンスとは、狭義には効果研究のことを指し、データの偏りを可

能な限り統制したランダム化比較試験 (Randomized Controlled Trial ; 以下, RCT と略記) が重視される。RCT などの結果は, メタ分析 (複数の研究を収集し, 様々な角度から統合や比較を行う研究方法) などにより, 情報の吟味が行われ, 実践のエビデンスとして現場へと還元される。RCT では, 介入はマニュアルに基づいて行われ, クライアントの特徴や介入法, セラピストとのマッチングなどは考慮せず, 無作為に割り付けることを原則とするが, このように実際の臨床実践とかけ離れた厳密な統制条件下でその効果を検証する RCT に対する批判もある (岩壁, 2013)。単一の問題に対する個々のアプローチの効果を検証する従来のエビデンス研究の発想ではなく, 異なるアプローチの類似性を抽出し, 共通因子を明らかにする新たなエビデンス研究の考え方もあり, 最近では, 援助の土台となる関係性に焦点を当てたエビデンスのあり方も注目されている (例えば, Norcross & Wampold, 2011)。エビデンスの考え方は, 従来のマニュアル重視のものから, ケースの個別性を尊重した広義なものへと変化してきており, APA (2006) は, 心理学におけるエビデンスに基づく実践 (Evidence-based practice in psychology: EBPP) を「患者の特徴, 文化, 意向などの文脈に照らして, 利用可能な最良の研究と臨床上の判断を統合させたもの」と定義し, エビデンスを利用しつつも, 個々のケースの見立てに応じて柔軟な対応を行うことを推奨している。

虐待を行う保護者の大半は相談意欲に乏しく, 仮に児相が家族再統合プログラムを用意したとしても継続的に受講してもらえないことが少なくない。そのため, 家族支援の土台となる関係性が形成されていくプロセスに焦点を当てたエビデンスをいかに蓄積していくのかが, これからの重要な課題の一つだと思われる。



(下山 (2001) を参考に作成)

Figure 6 実践性と科学性の循環図式



## 児童相談所の現場研究における科学性の担保

やまだ (1997) によると、現場とは、「複雑多岐の要因が連関する全体的・統合的場」と定義される。児相などの現場研究を行う場合、現象を要素に分けて数値化し、統計的な方法で解析する量的研究だけでは、重要な部分が抜け落ちてしまう危険性がある。そのため、人間を全体として捉え、個性記述的にアプローチする質的研究を行う意義は大きい。近年、臨床心理学などの実践研究の領域において、質的研究の論文は急速に増加しているが、質的研究における質をどのように保ち、向上させていくのか、質的研究の成果を適切に評価する判断基準をどのように確立していくのかが課題となっていると言える。

西條 (2008) は、構造構成主義 (人間科学領域における不毛な信念対立を超克する科学論を提供するメタ理論) に基づき、量的研究および質的研究が広義の科学性を担保する条件として、「現象の構造化」と「構造化に至る過程の開示」の2点をあげている。西條 (2007) によると、質的研究とは、「現象をうまく言い当てる (構造化する) 言語ゲームの一種」であり、「研究者の関心に応じて現場に入ったり、観察したり、インタビューしたり、分析したり、解釈したりするために体系化されたツール」である。こうした質的研究が科学研究であるために必要な要素としては、①厚い記述 (意味を理解してもらうために必要な記述)、②自己省察 (研究者自身の立場や価値観を明示すること)、③条件開示 (データと分析プロセスを開示すること) などが考えられる。どのような関心のもとで、どのような事象を対象とし、どのような視点から、どのような研究手法によってアプローチした結果、どのような構造が構成されたのかというモデル化に至る諸条件を開示または明示することにより、広い意味での「反証可能性」は保証され、そうした諸条件を踏まえて他の研究者や実践家はそのモデルの有効性を判断できるようになると思われる (西條, 2007, 2008)。

児相の現場研究を行う上では、人間や社会の複雑性や多様性を扱う質的研究は有効であるが、未だ発展途上の研究方法であり、これからも新しい研究のあり方を探求しながら、変化し続けていくことが予想される。そのため、多種多様化していく方法論の表層的な違いに振り回されることなく、科学性を担保した研究を行うためにも、上述したような質的研究を行う上で基本となるエッセンスを明確にしておくことが重要だと思われる。

## 2. 児童相談所の現場からの研究の方法論

### 事例研究

臨床心理学などの実践研究は、事例に始まり、事例に終わる。わが国の臨床心理学研究において、事例研究が果たしてきた意義は極めて大きいと言えるだろう。事例が研究として成立するためには、テーマに関する先行研究を調べ、問題を特定化した上で、事例の経

過を適切に記述することでモデルや理論を提示することが必要とされる（下山，2000）。メタ分析や効果研究といえども，基本はあくまで事例研究であり，事例が多数累積してはじめてメタ分析へと至ることができる（丹野，2001）。本来，メタ分析は量的研究の手法であるが，最近では，特徴が似た事例を複数集め，共通するプロセスや要因を抽出する「事例のメタ分析」という質的研究の手法も確立されている（例えば，橋本，2007；永山他，2013）。

事例研究のあり方は，石川・菊田・三田村（2013）による子どもの不安障害に対する親子認知行動療法の効果を検討した研究のように，先行研究を丹念にレビューし，対象者を明確化した上で，募集の段階からインフォームド・コンセントの手続きを丁寧に実施し，介入前，介入後，フォローアップ時に，複数の効果指標により，定量的なデータをとっていることが望ましい。このような効果研究が累積されることで，説得力のあるエビデンスを示すことが可能となると言える。しかし，介入から始まることの多い児相の子ども虐待対応においては，こうした手続きを実施することは困難であり，事例研究を行うためのインフォームド・コンセントの手続きは，ケースが終結したとき，もしくは子どもの安心・安全が確保されることで児相のケースワークが一段落したタイミングになると思われる。この場合，最初是对峙的だった児相と保護者の関係性が，少なくとも研究協力の同意が得られるほど改善してから，児相の実践を公表する意義について，当事者の意向を尊重しながら話し合うことになる。こうした機会は，当事者から児相が行った援助についてフィードバックを受けるという意味合いもあり，このようなプロセスを経た上で執筆されたものは，たとえ一事例の報告であっても，児童福祉領域の現場に強いインパクトを与えるだけの価値があるものになり得ると思われる。

子ども虐待対応のあり方は，歴史や文化，法制度の影響を強く受けるため，背景が全く異なる欧米やオセアニアなどの先進諸外国の理論や制度をそのまま輸入することができない。そのため，わが国の現場実践から理論や制度をボトムアップで作り上げていく必要がある。これからは，わが国の児相における個別の事例について，介入から家族再統合に至るまでの援助経過を丁寧に分析することで，介入と支援を統合したわが国独自の援助システムを構築していくことが求められていると言える。

### 事例の質的分析法 グラウンデッド・セオリー・アプローチ（GTA）を例に

事例研究のように個別の事例を丁寧に記述する研究から，より多くの事例に適用できる可能性を持つようなモデルを構築するための研究方法としては，グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下，GTAと略記）がある。GTAは，データに密着した（grounded on data）分析から，独自の理論を生成する実証的研究法であり，データから抽出した複数の

概念（カテゴリー）を体系的に関係づけたモデルを図として描くことを最終目標とする。

GTA は、1967 年に Glaser と Strauss によりオリジナル版が考案されてから現在に至るまでに Strauss-Corbin 版、Glaser 版、修正版 (M-GTA)、社会構成主義版などに分化、発展しており、同じ GTA を標榜していても背景となる認識論や具体的な分析方法に違いがあるため注意が必要である。GTA の分析は、「絶えざる比較」により、抽象的内容に照らして具体的エピソードを比較し、その類似点や相違点から発想や着想を活性化させる思考方法によって展開される。そのプロセスでは、生成された概念の確認と精緻化のために、次に必要なデータが何であり、どこで収集できるのかを決める「理論的サンプリング」を活用し、データ収集と分析が交互に行われる。具体的には、リサーチクエスチョンに基づいて、インタビューなどの調査を実施したら、結果をテキストに書き起こし、その中から共通性のあるキーワードを見つけて概念を生成する。さらに概念のまとまりをカテゴリー化し、抽出された概念やカテゴリーの関係を捉えて暫定的なモデルを作る。その後、類似例や対極例が出てきそうな対象に調査をして仮説を確かめ、必要に応じてモデルの修正を行い、再び調査を行うという作業を繰り返す。これらのプロセスは、それ以上新しい概念が出てこない「理論的飽和」に至るまで継続されるため、GTA では事前にサンプリングの対象や人数を決めることはできない。こうした「絶えざる比較」による「理論的サンプリング」を軸に、仮説とその確かめの循環も組み込んで、質的データからボトムアップで仮説や理論を構築する道筋を示しているのが、全ての GTA に通底する本質的な部分だと思われる。

GTA では、一人一人の回答は断片的であったとしても、多くの人の回答をまとめることで、その現象についてのプロセスの構造を知ることも可能である。子ども虐待対応の場合、倫理的な問題として、当事者からの研究協力の同意が得られていない事例を扱うことができない。しかし、児相の職員からであれば、研究協力の同意を得ることは可能である。例えば、事例に関わる情報は一切扱わずに援助者側の内的な体験の方に焦点を当てながら、成功事例や援助の工夫などをたくさん集めて、それらをまとめることで、子ども虐待対応の理想的な援助プロセスを、仮説的とはいえ、理解することが可能になると考えられる。この研究方法の場合、子ども虐待対応の全体像を扱うことはできないが、部分が構成されたものが全体であると考えれば、事例性から離れた児相職員の内的体験から、児相の援助のあり方を検討する意義は決して小さくないと思われる。

## 第2節 本論文の目的と構成

### 1. 本論文の目的

子ども虐待が質量ともに深刻化する中で、児相の役割はますます重要なものになってきており、その実践の説明責任を果たすことが求められている。また、団塊の世代の大量退職に伴い、世代交代が急速に進んでおり、児相の現場で培われた臨床知を集積し、次世代に伝達していくことが課題となっている。そのため、児相の現場では、その実践の基盤となる知識体系や、職員の訓練過程を支える知的営為を説明するために、自らの実践を理論化する作業が期待されていると思われる。

児相の子ども虐待対応は、児童虐待防止法の成立とその後の法改正などにより、虐待を受けた子どもの発見や保護の体制作りについては徐々に整備されつつあるが、親子分離後の家族再統合に向けた子どもや保護者への心理援助を行うことが緊急の課題となっている。子ども虐待ケースの困難さは、子どもや保護者などの当事者が援助を求めない・求められないため、自発的な来所を前提とした一般的な相談の枠組みでは適切に対応できないことがあげられる。わが国の子ども虐待対応は、近隣や関係者からの児童虐待通告を受けて児相が介入を行うところから始まることがほとんどであり、介入により生じる保護者からの激しい反発や抵抗に対処しながら、まずは家族に必要な援助を提供するための相談関係作り心理職の叡智が注がれている。また、通常の相談の枠組みからこぼれてしまうケースに対しては、単一の機関や職種で対応するのではなく、その家族に関係する様々な機関や職種のコラボレーションを前提とした地域でのネットワーク支援が必要不可欠である。

以上のように、児相の現場では、介入と支援を統合した協働的な心理援助モデルを構築することが期待されている。しかし、こうした心理援助のあり方は、児相などの現場では以前から臨床実践は行われているものの、実証的な研究となると緒についたばかりである。そこで、本論文では、児相の家族再統合に向けた心理援助について、GTAと事例研究を用いて子ども虐待の現場実践からボトムアップでモデルを構築することを目的とする。

なお、本論文では、GTAの中でもオリジナル版の主張をベースにしながら、実用性の向上を目指し、プラグマティズムの立場をとる木下(2003)の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(以下、M-GTAと略記)を研究方法として採用する。M-GTAは、より抽象度の高いフォーマル理論ではなく、領域密着型の理論の生成に重きを置き、生成された理論の評価に関しては「応用者」、一義的には「実務者」に委ねているところに特徴があり、児相の現場からの研究を行うための手法として適していると考えられる。

## 2. 筆者の立場と本論文の構成

ここでは、筆者の立場について言及した上で、本論文の構成について述べる。

筆者は、児相の心理司と福祉司に加えて、一時保護所や児童自立支援施設の心理職としての勤務経験があり、面接室内での狭義の心理臨床だけではなく、社会資源を活用したソーシャルワーク的な関わりや、施設における日常生活に根差した心理援助を行うことを重視した臨床実践を行っている。筆者は児相という現場のことをよく知る内部の人間として、児相の職員へのインタビュー調査の実施や、筆者自身が実践した事例の検討を行う形になる。したがって、筆者は子ども虐待対応の現場に居ながら、実践と研究を同時進行で進める中で、自らの実践の理論化を目指すことになる。

第1章と本章では、本研究の背景として児相における家族再統合に向けた心理援助の現状と課題について概観した上で、児相の現場からの研究の方法論について述べた。

第3章では、介入による対峙的な文脈からの相談関係作りについて検討するために、児相の心理司と福祉司にインタビューを行い、児相と保護者の関係性形成のプロセスについてM-GTAによるモデル化を試みる。

その上で、第4章では、『教育プログラム』を実施した事例を取り上げて、保護者へのアプローチについて検討する。また、第5章では、性的虐待の疑いで保護された中学生女子に対する心理援助を行った事例を通して、子どもへの心理援助のあり方について検討する。さらに、第6章では、子どもや家族、親戚といった当事者が参画する家族応援会議を活用することで地域の安全ネットワーク作りを試みた事例を紹介し、地域へのアプローチについて検討する。このように保護者へのアプローチ（第4章）、子どもへのアプローチ（第5章）、地域へのアプローチ（第6章）というように家族再統合に向けた様々な局面における心理援助について実践的な検討を加える。

そして、第7章では家族再統合に向けた心理援助の現場実践を理論化するために、様々な現場の援助者にグループインタビューを行い、家族再統合に向けた協働的心理援助モデルを構築する。最後に第8章では本論文を総括し、本論文の限界とこれからの展望を示す。

以上のように、本論文は、質的研究に用いたモデル構築と事例研究による実践的検討によって構成されており（Figure 7）、実践と研究を循環する構造となっている。

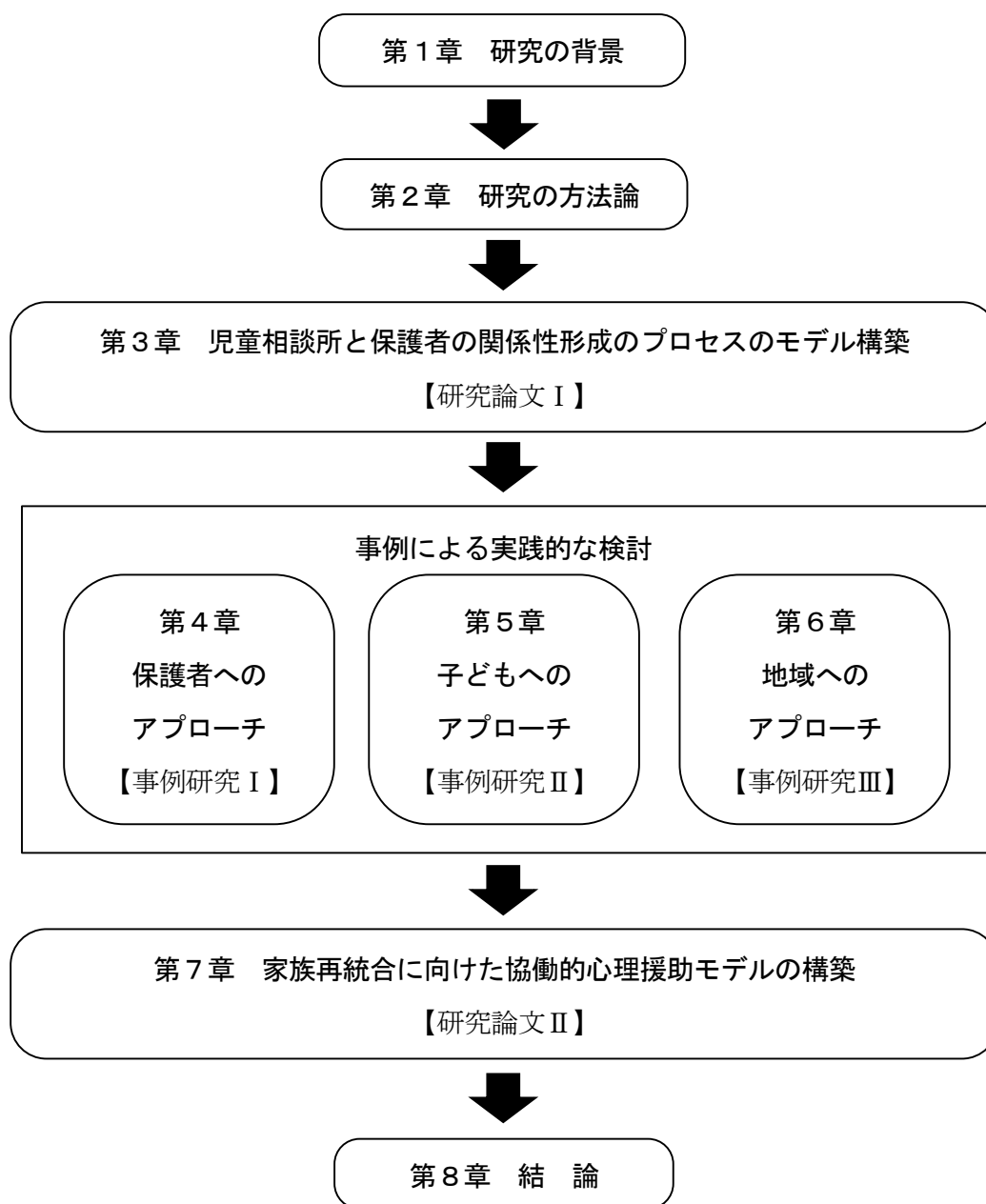


Figure 7 本論文の構成

## 第3章 介入による対峙的な文脈からの相談関係作り

### 第1節 問題と目的

第1章で述べたように、児童虐待防止法の成立以降の児相の対応は格段に迅速になり、必要な場合の親子分離は積極的に行われるようになった。しかし、児相の援助の目標である家族再統合を果たすためには、傷ついた子どもだけではなく虐待を行った保護者へのアプローチが必要不可欠であるが、現場の取り組みは立ち遅れている。その要因としては、職員体制の問題や家族再統合に向けた援助技術が未確立であることに加え、制度的に児相が介入と支援という矛盾した機能を担っていることで保護者の拒否感が強く、関係性を構築することが困難なために援助に結びつきにくいことが考えられる（才村，2009）。

津崎（2006）が提唱する介入型ソーシャルワークは、介入による摩擦や対立をソーシャルワークの重要なステップとして位置づけ、児相の毅然とした対応に保護者が厳しさと壁を体感し、妥協したときにねぎらいの言葉をかけ、苦労を共感することによって新たな質的に異なる支援関係が形成されると考える。これは従来の対人援助方法とは異なる介入と支援を統合した新しい発想であり、現場の虐待対応においては非常に有用であると言える。児相の援助者は、介入型ソーシャルワークなどを基盤として用いつつ、自らの経験に基づいた工夫や臨床知により独自のアプローチを行っていると考えられるが、そのような援助技法の理論化のための研究は十分に行われていない。また、西澤（1994）は、虐待対応では援助者側に生じる否定的な感情を敏感に認知し、うまくコントロールしていく必要があると述べている。感情的な葛藤が生じやすい虐待ケースへの介入的な支援だからこそ、臨床心理学とソーシャルワークの学際的な研究が必要だと考えられるが、そのような研究は対峙的關係における保護者へのアプローチについてモデル化を試みた高岡（2010）によるものなどに限られている。そのため、今後は、児相の現場における援助に拒否的な保護者に対するアプローチに関する研究や実践を重ねることで、介入と支援を統合した新たな心理援助のあり方を理論化していく必要があると思われる。

そこで本研究では、児相が介入を行う子ども虐待対応の援助プロセスについて探索的にモデル（仮説）を生成し、児相と保護者の関係性がどのように展開していくのかについて、臨床心理学とソーシャルワークの学際的な立場から考察することを目的とする。

## 第2節 方法

### 研究方法の選択

本研究の目的は、これまで実証的な研究の少ない児相と保護者の関係性形成のプロセスの構造について、現場実践における体験の中から検討しようとするものであり、方法論としては、仮説生成型の研究法が必要となる。そのため、本研究では、インタビューデータをもとに理論化を図ることに適した M-GTA を研究法として選択した。ただし、M-GTA には具体例が少ない概念は採用しないなど少数事例に基づく研究に適していない側面があるため、M-GTA を研究関心に応じて適宜修正しながら進める枠組みが必要である。本研究では、そうした機能を持つ構造構成主義的質的研究法（以下、SCQRM と略記；西條，2007，2008）をメタ研究法として採用した。

SCQRM の理論的な背景には、構造構成主義（西條，2005）があり、存在や意味、価値などは、絶対的なものではなく、身体－欲望－関心と相関的に規定されるという「関心相関性」を中核原理に位置づけている。SCQRM では、具体例の数がどれだけ必要かは、研究者の関心（研究目的）と相関的に決まると考えるが、本研究の目的は、介入後の児相と保護者の関係性の変容過程を明らかにすることであり、この目的に照らして重要と考えられるものは、たとえ少数事例から生成された概念でも採用することが可能となる。

### 分析対象

児相職員 6 名が語った 10 事例（Table 5）を分析対象とした。筆者は児相での勤務経験があり、本研究の研究協力者とは全員面識があった。サンプリングに際しては、臨床心理学とソーシャルワークの学際的な視点から検討するために、心理司と福祉司の両者を対象とし、経験豊富なベテランだけではなく、初心者ゆえの苦勞を聞き出すために若手についても抽出した。

なお、子ども虐待対応の仕組みは、地方自治体の違いによるばらつきが大きく、児相によっては、介入と家族再統合支援を異なる援助者が行うなどの分業がされているところもあるが、今回の研究協力者が勤務していた児相ではそのような分業はされていなかった。そのため、心理司と福祉司との協働の中で、ケースの状況に応じて「支え役」と「抑え役」のような役割分担をするなどの工夫はしていたが、基本的には介入と家族再統合支援を同じ職員が行っていた。



Table 5 インタビューで語られた事例の概略

研究協力者名	事例の概略
A さん (女性) 福祉司 (20 代)	事例①：父親による身体的虐待の事例。対峙的な関係から父親の依存が生じるところまで関係性が変化した。最終的には家族の問題に巻き込まれ、過度な依存関係に陥ってしまった。
B さん (女性) 心理司 (50 代)	事例②：父親による身体的虐待の事例。父親との二者関係でのカウンセリングでは強い陰性感情が生じたが、『教育プログラム』を実施したところ三項構造が作られ、関係性が改善していった。 事例③：母親による虐待死亡事例。深刻な虐待をしたにもかかわらず、否認を続ける母親に対して援助者側に激しい陰性感情が生じた。 事例④：過去に児童福祉法第 28 条の家庭裁判所への申し立てによる措置入所を行った事例。福祉司からの依頼を受け、心理職として、家族再統合プログラムを実施するところから関わりを持つと、保護者との関係性が変化していき、結果的に家庭復帰を果たした。 事例⑤：母親の育児不安が強く、虐待に関する継続相談があった事例。母親が過度に依存的であったため、枠組み作りの工夫が功を奏した。
C さん (女性) 福祉司 (40 代)	事例⑥：重度の障害のある乳児への身体的虐待の事例。保護者の否認が続いたが、児相の支援者としての役割を繰り返し伝えることで、対峙的な文脈から生じた誤解が解けて、保護者が家族再統合に向けた援助を受け入れるようになっていった。
D さん (女性) 心理司 (20 代)	事例⑦：長兄 (自閉症) による妹 (自閉症) への性加害があり、母子を指導した事例。援助者が母親の障害児の兄妹を育てる壮絶さや負い目を感じとることで関係性が進展していった。
E さん (女性) 福祉司 (50 代)	事例⑧：父親による身体的虐待の事例。最初は対峙的であったが、児相が法的な説明をすることで父親がしぶしぶ納得した。 事例⑨：28 条の申し立てを行った事例。偽りの相談関係のままの通所が続いたが、最終的には激しい対立関係に陥ってしまった。
F さん (男性) 福祉司 (60 代)	事例⑩：DV の目撃による心理的虐待の事例。DV を繰り返す父親と関係性を作ることが困難であり、交換条件を出すしかなかったが、子どもを返したらすぐに虐待が再発し、再度、子どもを保護した。

Table 6 半構造化面接で用いたインタビュー項目

関係性のプロセスの質問	最初の関係性, 中期的な変化, 転換期, 最終的なプロセス
援助者の感情に関する質問	最初の気持ち, 中期的な気持ちの変化, 最終的な気持ち
援助技法に関する質問	(それぞれの段階の) 対応の工夫, 成功 (失敗) した要因

### データ収集法

2009年11月から2010年1月までの期間に、インタビュアー（筆者）と研究協力者が一対一の半構造化面接を行った。事例については、介入から始まり、その後の展開が印象的だった体験をあげてもらい、介入的な文脈の中での関係性形成のプロセスを検討するという本研究の目的に適した事例であることを確認した上でインタビューを開始した。インタビュー項目は、Table 6のとおりであった。面接は1時間から2時間程度であり、面接内容は研究協力者の了解を得てICレコーダーに録音した。

### 分析手続き

M-GTAの方法に従い、分析テーマと分析焦点者を設定した。分析テーマとはより具体的にデータに密着できるように設定するものであり、本研究では、「職権一時保護などの強い介入を行った子ども虐待ケースに対する援助プロセスの中で、児相と保護者の関係性にはどのような変化が生じているのか」とした。また、分析焦点者とはデータを解釈するときに焦点を当てる特定の人間のことであり、本研究では、「子ども虐待対応を行う児相職員」に設定した。

分析作業はデータ収集と同時並行的に行っており、分析経過に応じてデータを追加収集し、モデルを修正していった。分析に際しては、①まず録音データの文字起こしをしてテキストを作成した。②分析テーマと分析焦点者に照らして、データの関連する箇所に着目し、類似した部分を具体例として集め、概念名をつけた。概念名とその定義、具体例を分析ワークシートにまとめ、概念を生成した。分析ワークシートとは、文脈やプロセス性を重視するM-GTAで開発されたものであり、概念名、定義、具体例、理論的メモからなるもので、データ分析を進める中で、新たな概念を生成し、1概念につき1ワークシートの形式で作成した（Table 7）。③いくつかの概念の包括するカテゴリーを生成した上で、それぞれの関係を示しながら、モデルを作成した。

Table 7 分析ワークシートの例

概念名	しぶしぶの相談関係
定義	相談意欲が低くても、子どもの保護などの介入があるため通所が継続する最低限の相談関係
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係性は、仕方なく面接に応じたという感じですかね (Aさん：事例①)。</li> <li>・児相は子どもとの最後の絆ですよ。児相に行かないと子どもと切れてしまう。だから仕方なく行く (Bさん：事例②)。</li> <li>・人付き合いが上手ではないから、いろいろな関係機関と本当は関わりたいくないが、子どもを盾にとった児相が言うことだから従わないといけない (Cさん：事例⑥)。</li> </ul>
理論的メモ	介入を行う児相特有の相談関係であり、援助の糸口になりうる関係性

#### 倫理的な配慮

インタビューを始める前に、研究協力者に研究の趣旨、研究協力中断の保証、匿名性の確保、データの管理方法などについて、文書と口頭で十分な説明を行った。その後、同意書への署名によって、インフォームド・コンセントを得た。本研究は、筆者の所属する児相長の許可を得ているが、介入を行った保護者に対して研究協力を依頼することは現実的ではないため、本研究ではケースの匿名性を十分に確保し、援助者側の内的体験に焦点を当て、援助者自身の体験を事例として扱う倫理的な配慮を行った。また、録音データの文字起こしの際には、個人名や機関名などはアルファベット表記とし、事例に関わる情報は基本的には省略するなど、個人のプライバシーの保護には慎重な配慮を行った。

### 第3節 結果と考察

#### 1. モデルの作成

##### 各カテゴリーと概念の説明

SCQRM をメタ研究法とした M-GTA による分析の結果、以下のカテゴリーと概念が生成された。カテゴリーは【 】, 概念名は《 》, 定義は< >を用いて表す。

##### 【対峙関係】

児相の子ども虐待対応は子どもの職権一時保護などの介入から始まることが多いため、保護者の反発が強く、たとえ援助者がどのような対応をしたとしても、保護者との摩擦が生じることは避けられない。しかし、本インタビューの結果、援助者によっては、この関係性を「対立」とは必ずしも認識しておらず、問題に対して保護者と援助者が正面から向き合っている「対峙」と考える方が適切であると考えられた。野村他(2010)は、「対峙関係」は「支援関係」に移行可能な関係であり、「対立関係」とは異なると述べている。そこで本研究では、【対峙関係】という表現を採用し、定義としては<虐待という問題を取り上げて保護者と援助者の二者関係で正面から向き合っている相談関係>とした。

具体例：(介入直後の保護者は)態度とか言葉の端々からは「納得できない!」、*「理不尽なことをされた!」*という思いをぶつけてきたので、そういう思いだったと思うが、それが拒否かというところではなかったと思います (Cさん：事例⑥)。

また、この関係性は、援助者側にとっては以下の概念を含んでいる。

##### 《虐待否認に対する陰性感情の生起》

児相の強権的な介入を受けた保護者は、非難されることを恐れて防衛的になり、虐待の事実を否認することが少なくない。この場合の否認とは、「叩いたのではなく、子どもが自分で転んだ」と行為そのものを完全に否定するものから、「しつけのために叩いたが、虐待ではない」「子どもが嘘をつくから仕方ないだろう」と行為は認めるが正当化・合理化するものなど様々なレベルのものがあ、広義に捉えればほとんどのケースで生じるものである。今回のインタビューでは、子どもにとって重篤な結果を招いた虐待を行ったにもかかわらず、自らの行為を認めようとしない保護者に対して、援助者側には憤りの感情が生じていることが語られていた。そのため、この概念は<虐待を認めない保護者に対して援助者側に陰性感情が生じること>と定義した。

具体例：このケースはすごく腹が立ってしまいました。母親が洗濯やトイレをしている間に、子どもが身体中骨折したり眼底出血したりすると言って虐待を認めようとしないから腹が立ってしまい、「そんなことありえない！」とこちらが強くと父親も母親も泣いてしまって (Bさん：事例③)。

### 【児童相談所の役割の明確化】

児相の援助目的の本質は、子どもの育ちの過程における危機的体験をできるだけ回避し、将来的な社会不適応を予防するところにある。介入と支援を別のものとして分けるのではなく同時に行うのが児相という現場であり、保護者との関係構築の第一歩は児相の援助の意図を保護者に理解してもらい、対時的な文脈により生じる誤解を解くところから始まる。本インタビューでは、援助の初期段階に保護者に対して児相の役割を粘り強く伝えることを試みていることが共通してみられた。児相には介入と支援という二重の役割があるが、Trotter (2006) によると、どちらかの役割を強調した対応をするのではなく役割の二重性の意味に焦点を当てるのが有効だとされる。そのため、このカテゴリーは、<児相には介入と支援の役割があり、それが法律によって定められていることを説明した上で、児相の援助目的を保護者に理解してもらうこと>と定義した。概念としては以下のものがある。

#### 《保護者を責めない態度》

本インタビューの結果、たとえ【対時関係】から始まる子ども虐待対応であったとしても、介入を受けたことで不安や混乱、自責の念でいっぱいになっている保護者に対して、受容的な態度で対応することを大切にしていることが分かった。この定義は<保護者を責めるのではなく相手の気持ちを受け容れることで児相が支援者であることを伝えようとする>とした。

具体例：児相が何をしたいのか、別に責めたいのではなく大変だからお手伝いをしたいということを伝えたいと思いました。それが伝わっていないから何度も伝えました (Cさん：事例⑥)。

#### 《毅然とした態度》

本インタビューでは、虐待はあってはならないというボトムライン (児相として譲れない線) に対しては毅然とした対応をしていることが共通して語られた。心理援助の基本である「受容」とは、誤解されることも多い言葉だと思われるが、受容するのは相手の人間性であって問題性ではない。すなわち、子ども虐待対応では、上述した《保護者を責めない態度》によって保護者の存在そのものを受容しながらも、虐待という行為は許容しない

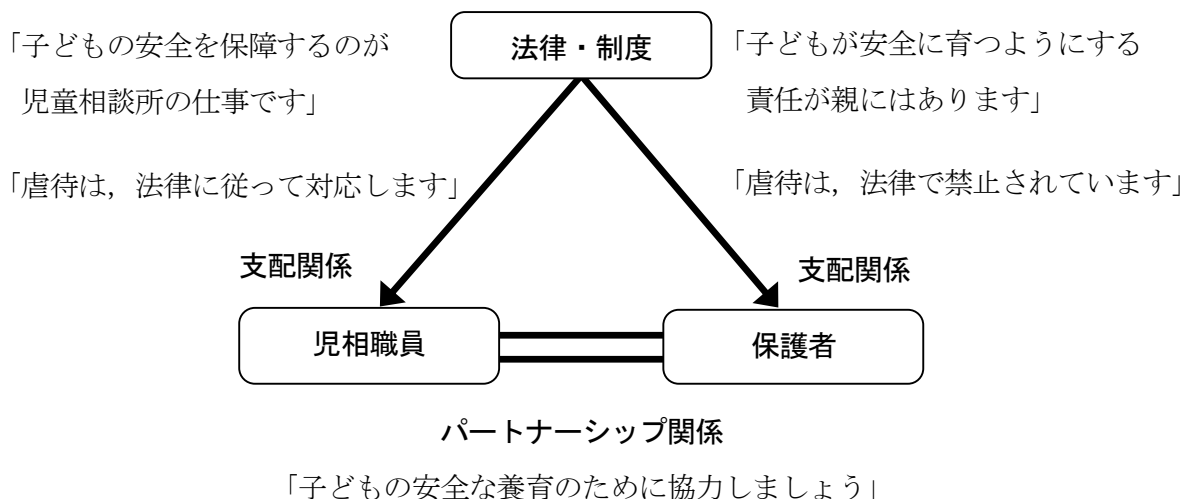
というように、介入と支援の両方の役割を意識して対応していることが明らかになった。この定義は<保護者が怒りや悲しみの感情をぶつけてきたり、暴力や脅しがあったとしても動じることなく虐待告知を行い児相が心配していることを伝えること>とした。

具体例:こちらが引かないというのか動揺しないことが大切ですね (Eさん:事例⑧)。

《法律による三項構造化》

本インタビューより、児相の法的な枠組みや不服申し立てなどの権利を説明することの有効性が示唆された。井上 (2003) は、子ども虐待対応においては、児相も保護者も法律・制度に拘束・支配されているという意味では同じ立場であり、それぞれが法律・制度から求められている役割=目標に対して協力し合うパートナーシップ関係が成立しうると述べている (Figure 8)。このように法律というワンクッションがあることで、児相・保護者・法律という三項関係が作られ、援助者個人の主観によって保護者の人格を否定しているのではなく、あくまで法的な客観的立場から保護者の行為を問題としていると説明することができ、感情論から離れることで建設的な関係性を築くことが可能になると考えられる。これは<児相の対応が法律によって定められていることを説明することで、児相・保護者・法律という三項構造を作り出すこと>と定義した。

具体例:(児相は法律に従って介入を行っており)もし不服があれば審査請求ができることを説明しました (Eさん:事例⑧)。



(井上 (2003) を参考に作成)

Figure 8 法律・制度の支配の中でパートナーシップを築く

### 【しづしづの相談関係】

子どもの職権一時保護などを行った場合、子どもを返して欲しいという気持ちから、保護者が仕方なく児相に通所してくることが分かった。これは法的な権限を持つ児相特有の相談関係であり、今まで援助に拒否的で接触が困難であった保護者との継続的な関わりが可能になるため今後の援助の糸口になりうる関係性だと言える。この定義はくたとえ保護者の相談意欲が低くても、子どもの保護などの介入があるため通所が継続する最低限の相談関係>とした。

具体例：関係性は、仕方なく面接に応じたという感じですかね（Aさん：事例①）。

### 【家族再統合プログラム】

第1章で述べたように、家族再統合の定義には、<家庭復帰>という狭義のものと、<家族が安心・安全にお互いを受け容れていること>という広義のものがある。本論文では、<家庭復帰した上で安心・安全な家族関係を再構築すること>を目指した実践に焦点を当てているが、わが国の現場の実情を考えると、完全な家庭復帰に限らず、部分的な交流の中で家族関係を再構築していく援助を含めて家族再統合支援として幅広く理解する必要もある。その援助プロセスでは、子どもや保護者に対するカウンセリングや心理教育プログラムの実施、外泊などによる段階的な家族交流、家庭復帰後の地域での適切なサービスの提供などの多面的なアプローチを行うことで、子どもの安心・安全な養育環境を保障しながら家族関係の再構築を目指す。児相の現場で「家族再統合プログラム」という用語が使われるのは、こうした家族関係を再構築していく全体の工程のことを指す場合と、このような援助プロセスの中に組み合わせていく特定のツールのことを指す場合の両方があると思われる。本研究では、関係性形成のプロセスのメカニズムに関心があるため、このカテゴリーは、例えば、コモンセンス・ペアレンティングのような特定のプログラムを実施する場合にだけ限定するのではなく、<家族再統合に向けた具体的な支援>というように広く定義することにした。この段階の援助プロセスとしては、以下の概念が含まれている。

#### 《ゴールの共有》

一般的な心理療法は、クライアントの自発的な来所を前提としており、援助内容は、セラピストとクライアントとの契約によって決められ、援助の終結についても、クライアント側の意思が尊重される。しかし、子ども虐待対応の場合は、保護者が援助を拒否していたとしても、児相の介入によって強制的に援助が始まり、援助内容や家庭復帰の判断、

ケース終結のタイミングなどは児相の援助方針会議によって決定される。つまり、子ども虐待対応は、開始から終結に至るまで児相側の主導によって進められるものであり、保護者からすると「押しつけられた援助」(井上, 2003)となる。このように通常の心理臨床とは相談構造が全く異なる子ども虐待対応だからこそ、児相がゴールや今後の見通しを保護者に対して分かりやすく説明する必要があることがインタビューの中でも強調されていた。この定義は<家族の抱えている課題や児相の援助の目標について保護者と援助者で共有すること>とした。

具体例：どうなったらゴールという見通しだったり、(中略) 児相はこういうことを心配しているんだよということを伝える誠実な説明が必要だと感じます (Dさん：事例⑦)。

#### 《保護者の態度の変化》

本インタビューでは、家族再統合プログラムが進んでいく中で、防衛的だった保護者が自分自身のことを自発的に語るようになるプロセスが語られた。関係性とは、セラピストとクライアントの双方向に影響を与え合うものであり、対峙関係の段階では、怒りなどの否定的な感情が両者の間に高まってしまいが、家族再統合プログラムが軌道に乗ってからは、両者に肯定的な感情が生まれることで、関係性が相補的に深まっていくプロセスが仮定された。この定義は、<保護者の態度の変化を感じることで援助者に陽性感情が生じること>とした。

具体例：母親自身も子育てが上手になっていき、自信が持てることで最初は自分から話さない状態だったのが、母親から子どものことに関する質問が出たり、旦那さんの愚痴を言ったりするようになりました (Cさん：事例⑥)。

#### 【偽りの相談関係】

本インタビューの結果、家庭引取りの交換条件としてプログラムに参加させた場合、児相の提示した手順に乗れば子どもと一緒に暮らせるという見通しがあるため、保護者は表面的には熱心に児相に通所してくる関係性があることが明らかになった。本研究では、このような関係性を、【偽りの相談関係】と名付け、<児相の指導に対して表面的に従っているだけの相談関係>と定義した。イギリスで行われた子ども虐待の死亡事例の検証によると、家族と援助者との関係性には、①依存、②閉鎖、③逃走、④偽りの従順さという主要なテーマがあることが指摘されている (Reder & Duncan, 1993, 1999)。こうした不適切な関係性に陥ると、虐待の再発のリスクが非常に高く、適切な援助につながらなくなってしまうため、子どもは危険な状況に晒されてしまう可能性が高いと考えられる。



具体例：返して欲しいの一点張りだったので条件をつけるしかなかったです。それで条件をクリアしたので子どもを仕方なく返したら虐待が再発しました (Fさん：事例⑩)。

### 【不適切な依存関係】

田畑 (1980) は、並行母親面接の中で、母親から面接者に対する依存感情が出てくるときが一つの転機と考えられると述べている。心理療法では、適度な依存関係はクライアントの自立に向けた援助プロセスに必要な不可欠なものであると言える。しかし、保護者が自分自身の問題に専心することで親としての機能が果たせなくなってしまう過剰な依存状態になってしまうと家族再統合に向けた援助が進まなくなってしまうと考えられる。保護者が過度に依存的になり、援助者の意図しない形で退行してしまう問題については、古くは小此木他 (1969) により考察されているが、このような問題は児相の現場においても比較的よく生じると考えられる。児相では、相談室で待っているのではなく、直接出向いていくアウトリーチによる支援が積極的に行われる。時間、場所、料金などのしっかりとした枠組みがない中での関わりになるため、支援プロセスの中で保護者と援助者の心理的な距離が近くなりすぎてしまうと家族の問題に巻き込まれて援助がうまく進まなくなってしまうことがありうる。この定義は＜保護者が児相に対して過度に依存的になり、物事の判断を全て児相に委ねるようになったり、自分の都合がよいときだけ頼ってきたりするような相談関係＞とした。

具体例：児相に決めてもらえばいいやという関係になってしまいました (Aさん：事例①)。

### 【パートナーシップ】

信頼関係を作ることは対人援助の基本であるが、児相の子ども虐待対応のあり方を考える上では、こうした基本的な部分から、もう一度見直して慎重に検討してみることの意義は大きいと思われる。本インタビューでは、保護者との信頼関係形成を援助の目的としてみると、虐待を容認してしまったり、必要な介入を行う際にためらいの気持ちが生じたりすることにつながる恐れがあるため、必ずしも信頼関係にこだわらないという援助者側の語りがあった。

子ども虐待対応では、保護者との信頼関係を結ぼうと時間をかけて関わっている間に、子どもの生命に危機が迫ることがある。また、保護者との信頼関係にばかり目を向けていると、子どもの福祉よりも保護者の意向を重視した対応をしてしまい、援助の本質から外れてしまったり、子どもや関係機関との信頼関係が崩れてしまったりすることもありうる。Dumbrill (2006) による保護者側にインタビューを行った研究では、介入を受けた保護者

は児相に対して、たとえ支援段階になったとしても少なからず不信感を持っていることが報告されているが、介入と支援の二重の役割を持つ児相が信頼関係形成を目指すこと自体に無理があるのかもしれない。

サインズ・オブ・セイフティや安全パートナーリングといった『解決志向ベースの家族再統合プログラム』では、援助者と家族がそれぞれ責任を持って課題と一緒に取り組むパートナーシップという関係性を重視する。そのため、本研究では、パートナーシップ形成を関係性形成の一つの形として考えることにし、その定義は、＜虐待の再発防止というゴールに向けた保護者と援助者の協働的な相談関係＞とした。

具体例：信頼関係まではいっていません。やはり「児相」と「虐待をした親」という関係の中での良好な関係ですよね (Bさん：事例②)。

### M-GTAによるモデルの作成

以上の生成されたカテゴリーと概念の関連について、介入的な支援における児相と保護者の関係性形成のプロセスの分析をした結果、Figure 9のモデルが得られた。なお、矢印の向きがプロセスの方向性を示し、具体例が少なかったものについては点線で表す。

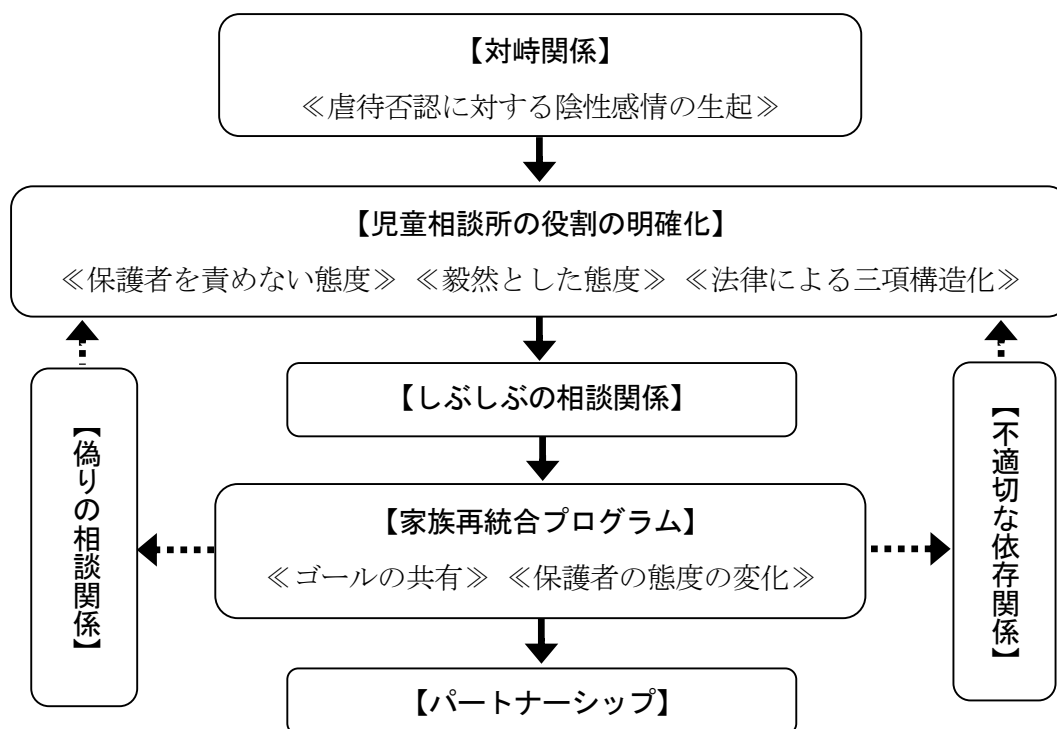


Figure 9 虐待ケースにおける児童相談所と保護者の関係性形成のプロセス

## ストーリーライン

以上の分析をもとに児相の援助プロセスについてストーリーラインにより説明する。

介入を行う児相の子ども虐待対応は【対峙関係】から援助が始まるものがほとんどであり、児相と保護者が二者関係で「虐待」という問題を扱うことで生じる《虐待否認に対する陰性感情の生起》が援助を難しくさせている。この際に児相が感情的に対応してしまうと、保護者が責められることへの防衛から虐待への否認の傾向をますます強めることで、不毛な言い争いに陥り、その後の支援関係を築くことが困難になってしまうことがみられた。保護者が虐待を認めることは家族再統合に向けた重要なステップではあるが、虐待事実の合意には様々なレベルがあり、「保護者が何をしたのか」についての否認が続く場合であっても、「子どもに何が合ったのか」については、怪我など具体的な証拠があれば合意が得やすく、ケースに応じて柔軟に対応する必要性があることが示唆された。

こうした初動対応の段階では、援助者は《保護者を責めない態度》と《毅然とした態度》を意識して対応することによって支援と介入の役割を保護者に伝えることを試みている。保護者との関係性作りにおいて受容的な態度は必要不可欠だが、受容による応答のみでは虐待を容認してしまうことにつながってしまい、子どもの安全を保障することができない。そのため、児相の援助者は、介入と支援のどちらかに偏るのではなく、両方の役割を意識しながら対応を行うことが求められている。この際には、児相の法的な枠組みを説明することが有効であり、《法律による三項構造化》によって冷静な話し合いが可能になることが示唆された。このような【児童相談所の役割の明確化】という援助スキルが感情的なもつれが生じたときに保護者との心理的な距離を置く装置として機能しており、児相の粘り強い対応によって対峙的な文脈から生じる誤解を解消することに成功することで、援助プロセスにおける次の展開を引き出していることが明らかになった。

保護者が児相の介入の意図を理解し、児相と話し合わなければ何も変わらないという現状を受け容れることで【しゅしゅの相談関係】が生まれる。これにより保護者への継続的な関わりが可能となるため、【家族再統合プログラム】を開始することができる。介入直後に「虐待」という問題をテーマに面接をしても対立してしまうだけだが、目の前にプログラムという具体的なターゲットを置くことで、両者のエネルギーを過去のことについての言い争いではなく、これからの協働へと移行させることが可能になる。これは、向き合っている二者関係から、児相と保護者が横並びになってプログラムに取り組むという三項関係への転換が生じていると解釈することができるが、これが可能となる背景には、【児童相談所の役割の明確化】によって法律による三項構造が作られているからだと考えられる。すなわち、虐待対応について法律に縛られているという意味では児相も保護者

と同じであり、家族再統合に向けた目の前の課題を達成するという共通の目標のもと児相と保護者が共同戦線をはることができると考えられる。このように児相と保護者の《ゴールの共有》ができると、対時的な文脈からは脱却することができ、最初はしぶしぶの参加であった保護者が、次第に自発的に語るようになるなど、プログラムを通して《保護者の態度の変化》が生じていく。援助者にとっては保護者の懸命さを感じとり、共感性が増していく体験となり、心からのねぎらいの言葉がけをしていくことで両者に陽性感情が生まれるようになる。このようなプログラムに取り組む中での相互的なやりとりの展開によって【パートナーシップ】が形成されていることが明らかになった。

以上より、【しぶしぶの相談関係】の段階から、【家族再統合プログラム】に積極的につなげていくことの有効性が示唆された。しかし、最初の段階では保護者に本当の意味での動機づけが生まれているわけではないため、児相が保護者にプログラムの参加を強要するような「させる」という態度が強まると【偽りの相談関係】に陥ってしまう危険性が示唆された。また、継続的な関わりの中で保護者への理解が深まっていくことで援助者のケースへの思い入れが強くなりすぎてしまい、「してあげる」ということが多くなってくると、家族の自立を妨げてしまう【不適切な依存関係】に陥ってしまう場合があることが分かった。そのため、児相の子ども虐待対応においては、こうした援助者と保護者の間に生じている相互作用を丁寧に見立てる臨床心理学的な視点が必要不可欠であり、援助の基本的な態度としては、「させる」でも「してあげる」でもなく「共にする」という【パートナーシップ】を重視した援助姿勢が何よりも大切であると考えられる。

## 2. 事例による検討

インタビューで語られた事例の中でも、本研究により生成されたモデルを説明する上で典型的な3事例について検討を行った。

### Aさん（福祉司）による語り

#### 事例①：過剰な依存関係に陥ってしまった事例

父親からの身体的虐待の事例。保育園から児童虐待通告があり、介入を行うところから援助が始まった。父親はしつけであることを主張し、【対時関係】に陥った。児相は、《保護者を責めない態度》で父親の訴えを傾聴した上で、体罰は不適切な養育であると《毅然とした態度》で対応し、【児童相談所の役割の明確化】を試みた。父親は納得してはいないが、児相に通わなければならないという認識はあり、【しぶしぶの相談関係】になった。

本事例の転換期だと感じたのは、【家族再統合プログラム】を行っている際に、父母との合同面接をするのではなく、父親との個別面接を行ったときであった。援助者が受容的に接することで父親の自己開示が促進された。防衛的だった父親の本音を傾聴することで援助者にとっては共感性が増していく体験となった。その後、積極的な援助を行うことで心理的な距離が縮まり、《保護者の態度の変化》が生じたが、最終的には距離が近くなりすぎてしまい【不適切な依存関係】になってしまった。反省点としては、ケースの見立てを誤ってしまったと感じた。

児相が介入を行う初動対応では、保護者面接は複数対応が一般的であるが、この事例は若手福祉司のAさんがベテラン職員とチームで対応していた。【対峙関係】から始まる子ども虐待対応だからこそ保護者から依存が生まれたときに心理的な距離が近くなりすぎてしまうことは児相ではよく見られると考えられる。こうした事例では、援助者の感情やケースとの関係性に焦点を当てたスーパービジョンが必要であると考えられる。

## Bさん（心理司）による語り

### 事例②：家族再統合プログラムによる三項構造を作ることで援助が展開した事例

若年の父親による身体的虐待の事例。福祉司が子どもを職権一時保護し、虐待告知を行うところから援助が始まった。Bさんは【家族再統合プログラム】を実施する段階から心理担当として関わり、父親自身の過去の被虐待体験を扱うトラウマワーク中心のカウンセリングを行った。しかし、【しづしづの相談関係】の状態に《ゴールの共有》や今後の見通しの説明がない中でのカウンセリングを行ったため、父親の面接動機づけは低く、面接のキャンセルや遅刻が目立つようになった。それでも、父親は子どもを返して欲しい気持ちがあるため、児相との関係が悪化しても通所が完全に切れてしまうことはなかった。

Bさんとしては援助が噛み合っていない感じがしたので、児相の心理司の研修会でグループ・スーパービジョンを受けた結果、援助方法を変更し、『教育プログラム』を導入することにした。父親はプログラムには熱心に参加し、最初はしづしづの参加ではあったが、次第に自ら学びたいという気持ちに変化していった。Bさんとしても、父親との関係性が悪いときは「ギャンブル好きのDV男」という否定的な気持ちがあったが、プログラムが進んでいく中で父親の一生懸命さを感じ、父親へのねぎらいの言葉がけをすることにより、関係性が展開していった。

### 事例③：保護者への激しい陰性感情が生じた虐待の死亡事例

母親が子どもの首を絞めた結果、最終的には死亡に至ってしまった事例。Bさんが心理担当として母親面接を行い、過去に行った虐待について振り返ることから援助を始めたが、虐待を認めない母親に対して、Bさん側に「虐待否認に対する陰性感情の生起」が生じてしまい、面接はうまく進まなかった。そのため、精神科医にスーパービジョンを受けたが、そこで母親に対する自己愛性パーソナリティ障害という見立てがなされたことで、内省を促すことにこだわることをやめて、援助方法の変更を検討した。

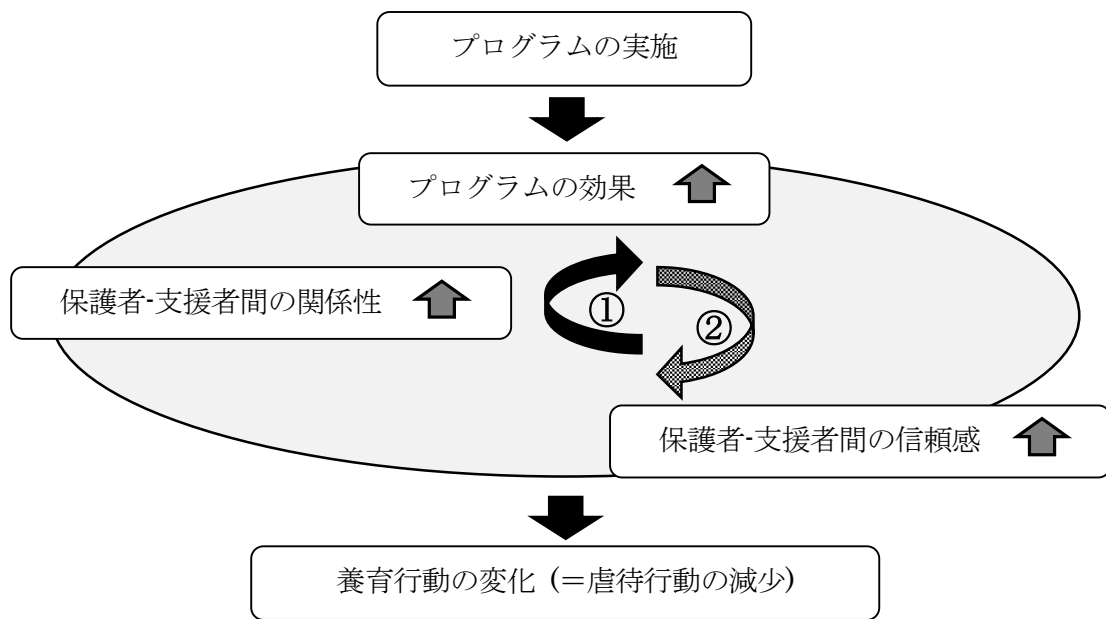
この事例では、残されたきょうだいに対する【家族再統合プログラム】として『教育プログラム』を実施することになった。これにより母親と援助者の感情が過去の虐待事実ではなく、今後の虐待再発防止に向けたプログラムの課題の方に焦点化されるようになり、両者の否定的な気持ちが軽減されていった。母親はプログラムには、一生懸命取り組んでいたため、援助者から母親へのねぎらいの言葉がけを行うことで、児相と母親の関係性が良好になっていった。

Bさんのようなベテラン心理司であっても、重篤な虐待をしたにもかかわらず保護者が虐待を認めない場合は、怒りなどの否定的な感情が出てきてしまうということが語られた。Bさんが語った2事例は、スーパービジョンを受けたことを契機に、二者関係の中で過去のことについて内省を求める面接から援助方法を変更している。結果的には、これからの子どもの安全に焦点を当てた保護者に対する【家族再統合プログラム】という媒介物を用いることで激しい陰性感情の影響を最小限にすることに成功しており、三項構造化の有効性が示唆された。これらの事例からは、援助者側の保護者へのまなざしの変化していくことで、保護者との関係性が相補的に展開していくプロセスが仮定される。

## 第4節 総合考察

### 1. 児童相談所と保護者の関係性形成のプロセス

虐待を自分自身の問題と捉えておらず、援助を求めている保護者といかに関係性を作るのかは困難な問題である。このような保護者は自ら相談に来ることはないため、児相の介入が必要不可欠であるが、本研究で生成されたモデルは、法律の枠組みを背景に毅然とした対応を行い、保護者から「しづしづの相談関係」という妥協を引き出し、援助者がねぎらいの言葉がけを添えることによって関係性が展開していくという点で、介入型ソーシャルワーク（津崎，2006）と共通するプロセスが認められた。



(坂戸 (2014) を参考に作成)

Figure 10 保護者支援プログラムの実施を養育行動の変化に結びつける2つのプロセス

坂戸 (2014) は、保護者支援プログラムの実施を保護者の養育行動の変化につなげるプロセスをまとめており (Figure 10), 原則は、「①保護者-支援者間の信頼感・関係性構築後にプログラムを実施する。→治療的 (支援) 効果が上がる」というプロセスを経るが、場合によっては、「②プログラムを実施し、その効果を実感してもらう中で、徐々に関係性・信頼感を構築していく。→治療的 (支援) 効果が上がる」というプロセスもあることを指摘している。その上で、①と②のどちらのプロセスがより適切であるのかは、個々のケースによって異なるが、いずれにしろ保護者との関係性を形成し深めることを意識することは、支援のいかなる段階においても決して忘れてはならないと述べている。

子ども虐待対応における児相と保護者との対立の構図は、一つの事象を巡って、両者の捉え方が異なるため、どちらの言い分が正しいのかが争点となって生じるものであり、児相が援助を始めたいと思っても合意ができないために虐待が継続してしまうことになる (菅野, 2012)。本研究においても、保護者が虐待を認めようとしないことで、児相の援助が行き詰ってしまったエピソードが語られており、こうした虐待否認に対するアプローチのあり方について検討していくことが今後の児相の課題だと思われる。

Turnell & Essex (2006) は、虐待を認めない保護者に対するリゾリューションズ・アプローチについて説明する中で、否認は問題の中核ではなく、むしろ申し立てられた虐待が

主たる問題であると述べている。実際に、保護者が児相の面接で虐待を完全に認めたとしても、それだけで子どもの安全が保障されるわけではない。Parker (2012a) が、「過去に関する同意はボトムラインではなく、未来に関する合意がボトムライン」と述べているように、ケースによっては、保護者が虐待を認めない・認めるにかかわらず家族再統合プログラムを開始し、子どもの安全の保障につながるような効果的な援助を提供することができれば、たとえ激しい対立から始まったケースであったとしても家族再統合に向けた援助を進めていくことも決して不可能ではないと考えられる。

また、本研究では、援助者側に生じる感情に焦点を当てた検討を行い、三項構造化が子ども虐待対応の際に生じる否認や陰性感情を緩和している可能性が示唆された。すなわち、家族再統合プログラムの内容も重要であるが、対時的な文脈の中でプログラムを介在させることで三項関係を作ることそのものにも意義があることが仮定された。ただし、家族再統合プログラムとは、ただ闇雲に実施すればいいというものではなく、その提示の仕方次第では「偽りの相談関係」などの不適切な相談関係に陥ってしまう危険性があるため、どのように保護者へ導入するのが重要だと考えられる。

サインズ・オブ・セイフティや安全パートナーリングといった『解決志向ベースの家族再統合プログラム』は、コモンセンス・ペアレンティングなどの保護者支援プログラムとは異なり、保護者に対して何かを実施するというよりは、家族とパートナーシップを築きながら子どもの安全という共通のゴールを目指すための子ども虐待対応の枠組みそのものである。こうした『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の本質は、援助者が一定の権限を持ちながらパートナーシップという関係性を重視して子どもの安全作りというゴールを目指すところにあるため、本モデルとの共通性が高いと考えられる。『解決志向ベースの家族再統合プログラム』は上から威圧的に問題やこれからやるべきことを指摘するのではなく、『三つの家』や『アセスメントとプランニングの様式』などの枠組みを用いて、家族が持っている力や課題を家族と共に整理していくプロセスを経る。このような協働的な関係性の中で、それぞれの家族にあった安全プランを一緒に考えていくため、「偽りの相談関係」や「不適切な依存関係」に陥ることなく、保護者自らが積極的に取り組んでいく姿勢を作り出すことができると考えられる。

そのため、具体的な実務においては、第1章で述べたように、子どもの安全を確保しながら関係性を重視する『解決志向ベースの家族再統合プログラム』を援助の枠組みとした上で、必要に応じてコモンセンス・ペアレンティングなどの保護者支援プログラムを併用することが理想的だと思われる。



## 2. 臨床心理学的なスーパービジョンの必要性

強制的な介入を受けた保護者は、児童虐待通告を行った者や、このような事態を引き起こした子どもなどに対する強い怒りを持って児相に来所することになる。このような転移感情が児相への強い抵抗や攻撃として表れることも多く、援助者側にも保護者に対する否定的な感情が様々な場面で生じてくるところに子ども虐待対応の難しさがある。ここでいう転移感情とは、精神分析における狭義のものではなく、広い意味での子ども虐待対応のプロセスにおいて生じる非合理的な種々の感情のこととする。

今回のインタビューの中でも、対時的な局面において、保護者が重篤な虐待を行ったにもかかわらず自らの行為の責任を否認していたり、援助者が虐待を受けた子ども側に感情移入しすぎてしまったりするときに、援助者側には保護者に対する陰性感情が生じていることが明らかになっている。また、援助プロセスの中で、保護者自身の生い立ちや苦労などに対する共感性が増加し、思い入れが強くなってしまうと、保護者に対して陽性感情が増すことがある。このような逆転移によって冷静な判断ができずにケースの援助方針を誤り、熾烈な対立や過度な依存などの後々の援助を難しくさせる相談関係に陥ってしまうことも少なくない。そのため、援助者は自分自身の感情の動きに対して自覚的である必要があるが、実際にはケースに巻き込まれてしまうと目の対応に必死に取り組むことになり、客観的に現状を把握することは難しくなってしまう。

児相で子ども虐待対応を行う援助者には、子どもの安全の確保のためには、保護者との対立をいとわない強い覚悟が求められる。しかし、ときにこうした使命感が、保護者などに対するネガティブな感情を生起させてしまい、家族再統合支援の阻害要因となってしまうこともある。そのため、村瀬（2001）が「一見、非人間的に思われる行動をする親のその深い淋しさ、悲しさ、怒りをどこまで身をそわせて汲み取れるのか、われわれ援助者は、自分の器の質を常に問われている」と述べているように、援助者自身の心の奥に潜んでいる虐待を行った保護者に対する自己理解の深さが問われていると言えるだろう。

虐待の臨床は原始的な情動の渦巻く世界であり、内省的スーパービジョンや自分のためのセラピーなしで関わると燃え尽き、ミイラ取りがミイラになる危険がある（渡辺, 2013）。しかし、わが国の児相では、ケースワークをどのように進めていくのかについての助言やケース検討などは頻繁に行われているが、保護者や援助者側に生じる転移感情の扱いを含めた臨床心理学的なスーパービジョンについてはほとんど行われていない。児相という過酷な現場で働くからこそ、援助者自身が支えられている必要性があり、精神力動的な立場による個別スーパービジョンおよびグループ・スーパービジョンが行われる仕組み作りを行うことが必要だと思われる。

## 第4章 身体的虐待を行った保護者への教育プログラムの実践

### 第1節 問題と目的

セラピストとクライアントとの関係性は、あらゆる心理援助の土台となるものである。しかし、わが国の子ども虐待対応では、制度的に児相が介入と支援という矛盾した機能を担っているため、保護者の拒否感が強く、児相と保護者が良好な関係性を築くことは決して容易なことではない。こうした現状を踏まえて、第3章では、介入的な文脈からの保護者との相談関係作りのプロセスについてモデル化を試みた。その結果、たとえ保護者からの強い反発があったとしても法律の枠組みを背景に毅然とした対応を行うことで、保護者が仕方なく児相に来所してくる「しぶしぶの相談関係」を作り出し、この関係性を糸口に家族再統合プログラムにつなげていることが明らかになった。すなわち、児相と保護者の二者関係での面接では、ネガティブな感情が生じて対峙関係に陥ってしまうが、そこに法律を置くことで三項構造を作り、家族再統合プログラムという形で具体的な支援内容を提示することで、児相と保護者が横並びで一緒に課題に取り組むという三項関係への転換が生じ、パートナーシップという関係性が生まれると考えられる。これより、介入後の早い段階から、家族再統合プログラムを実施することの有用性の示唆を得ることができたが、このような児相の保護者支援について、研究として報告されたものは少なく、今後は個々のケースに応じて適切なプログラムを選択できるように、様々なタイプの家族再統合プログラムによる実践的な検討を蓄積していく必要があると思われる。

そこで、本章では身体的虐待を行った保護者に対して『教育プログラム』(佐々木・田中, 2013)を実施した事例を報告する。『教育プログラム』とは、暴力を使わない子育て方法を伝えるペアレント・トレーニングであるコモンセンス・ペアレンティングなどのエッセンスを取り入れて簡素化した短期集中型のプログラムである。『教育プログラム』の原型は、田中(2002)により10年以上も前に報告されており、全国的にも同じような取り組みがすでに行われているため、プログラム自体には、それほど目新しさはないかもしれない。しかし、プログラムの効果を発揮するためには、援助プロセスの中でどのようにプログラムを生かすのかについてのノウハウが必要であるが、そのような視点からの現場の実践報告は十分に行われていない。そのため、本研究では、『教育プログラム』の内容に加えて、児相と保護者との関係性に焦点を当て、介入からプログラムを導入するに至る保護者指導の枠組み作りについても丁寧に考察をしていきたい。

## 第2節 事例の概要

### 一時保護の経緯

家族構成は、太郎（仮名：小学生男子）、妹（幼児）、母親（30代）、父親（30代）。児相が小学校からの児童虐待通告を受けて、本児（太郎）と面接をしたところ、目の周りや頬に痣があり、「昨日パパから叩かれた」と話した。頭部への複数の暴力が確認されたことで、児相のリスクアセスメントは重く査定され、本児の職権一時保護が行われた。本児の怪我については記録として写真を撮り、病院受診をさせた上で、保護者を呼び出すところから援助が始まった。本事例には、筆者が介入からケース終結まで福祉司として援助を行い、保護者への『教育プログラム』を実施した。面接の場所は、児相の面接室で行い、基本的には福祉司のスーパーバイザー（以下、SVと略記）が同席するなど複数で対応した。

### 事例の見立て

見立ては、社会調査と保護者面接、一時保護所での子どもの行動観察を同時並行的に進める中で深めていった。母親は情緒的に不安定なところがあり精神科の受診をしているということであったが、神経症レベルであり、現実検討能力などに問題はなかった。また、精神科の継続的な治療を受けていることは、面接に対する構えがあるということでもあると考え、面接構造を作ることさえできれば、支援につなげることができるという見通しを持って援助を行った。父親については、すぐに声を荒げるなど短気なところがあり、体罰容認の価値観を持っていた。しかし、仕事は熱心に取り組むなど、社会的には適応しており、経済面など家庭の生活基盤は安定していた。また、父親は児相の介入を受けたことを深刻に受け止め、職場の上司に相談した上で仕事の休みをとって児相に通所することができていた。本児についても、一時保護所の生活を見る限りは、大きな問題はなく、早く家に帰りたいという気持ちを話すなど、親子関係は悪くなさそうであった。そのため、保護者に適切な子育てスキルを伝える『教育プログラム』を実施することで親子関係の修復を試み、早期の家庭復帰を目指すという援助方針が児相内で共有されていた。

### 倫理的な配慮

今回、紹介する事例については、筆者が所属していた児相長の許可を得ているが、プライバシー保護などの倫理的な配慮のために架空のものとした。しかし、筆者が直接的もしくは間接的に支援してきた複数の事例を組み合わせたものであり、援助プロセスや家族再統合プログラムの内容については、実際の事例の要素を可能な限り取り入れるようにした。

### 第3節 援助の経過

以下、援助の経過について、プログラムの内容に焦点を当てて説明する。なお、“ ”は面接での保護者の発言、< >は筆者（以下、Th とする）の発言、#は面接回数を表す。

#### 第一段階：保護者指導の枠組み作り

##### #1 X月1日 職権一時保護後の通所指示

本児を職権一時保護した直後に、母親に電話連絡をし、両親で児相に来所するように伝えた。母親は、“父親は仕事があるから行けない”と業務時間外の家庭訪問や休日対応を求めてきたが、児相は保護者の要求をすぐに受け容れるのではなく、<今日であれば、17時半までに来てください>と伝えた。母親は、児相からの突然の介入と来所指示に対して怒りの感情をぶつけてきたが、児相としては、ケースに応じて柔軟に面接構造を作ることの必要性を念頭に置きながらも、保護者に対しては決して譲らない態度を示して、やりとりを進めていった。すると、母親は何を言っても児相に行かなければならないことには変わらないということを理解し、反発するばかりではなく、児相に来所する方法について建設的に考え始めた。そのタイミングで、児相より、両親面接は後日とし、今日は母親面接をするという妥協案を提案することで、業務時間外の18時過ぎであったが母親面接を行うことができた。

面接にはSVとThの複数対応で臨み、職権一時保護の直後に保護者との良好な関係性を作ることは現実的ではないため、今回は一時保護の通知を伝えることと、面接構造を作ることに徹した。母親は“通報者は誰？”“子どもは虐待されたと言っているのか？”というように敵対的な態度で質問を浴びせてきたが、<お答えできないことになっています>とSVが穏やかに、かつ簡明に繰り返し伝えた。その他の質問についても、面接が長時間にならないように最低限の返答にとどめて、一時保護の通知と不服申し立ての説明までは、児相のペースで進めていった。一時保護の通知はSVが行い、「申し訳ありませんが、心配なのでお預かりさせていただきました」というような表現ではなく、<児童虐待通告があり、調査の結果、『虐待の疑い』があると判断されたので、子どもの安全確保のため、児童福祉法第33条による一時保護をしました>と法律に基づいた対応であることを強調し、シンプルかつ明確に伝えた。また、保護者の反発には、不服申し立ての説明により淡々と対処した。Thが<今後については、面接による調査で決まるため、両親で通ってもらい必要があります>と伝えたところ、“父親の仕事の休みがとれないから平日は無理”、“父親からは過去にDVがあったり、いろいろあって不仲だから面接は別々の日にやってほしい”、

“男性恐怖症だから、女性の担当者に代えてほしい”などの理由をつけて、児相への通所に対して拒否的であった。Th としては、このような母親の要求に応じることが今後の援助にはつながらないと判断し、あえてそれらの話題を取り上げることはせず、＜大切なことなので、ご夫婦でしっかりと話し合ってください＞とだけ返した。すると母親から“面接をしないとどうなるのか？”と質問があったので、＜家庭引き取りの話が進んでいかないし、場合によっては、家庭裁判所に申し立てをすることもあります＞と伝えた。このままやりとりを続けても母親の意見だけで面接日を決めることは難しいと思われたので、面接時間が長くなるないように、＜ご夫婦で日程調整をしたら、児相までご連絡ください＞と話を切り上げ、母親には19時前には帰ってもらうようにした。

## #2 X月2日 短期ゴールの共有

翌朝に母親から児相に電話があり、“今日の夕方に面接がしたい”ということであった。急な面接には応じないことが基本ではあるが、介入直後であり、父親との面接を早急に行う必要があったので、SVとThが協議した結果、両親で児相の業務時間内である17時30分までに来所してくることを条件とし、今回は柔軟に対応することにした。前回の面接では、母親は何か理由をつけて来所を拒否しようとしていたが、今回は児相の提案にスムーズに従い、約束の時間通りの16時に両親で来所してきた。

今回は両親そろっての初めての面接だったのでSVが虐待告知をした上で、Thから児相の介入意図を伝えることを目的とした。まず怪我の写真を見せ、病院受診させたことを伝えた上で、＜X月1日に、宿題をやっていないことでお父さんから叱られ、顔を拳骨で2、3回叩かれ、左目の周りや左頬に痣ができたということで、間違いないですか？＞と虐待事実の確認を行った。その上で、＜児相としては、子どもの頭部への暴力は、最悪の場合、命を落とす危険性があると判断し、児童福祉法第33条による一時保護をしました＞と伝えた。父親からは、“何も理由なく叩いているわけではない。最初から叩くのではなく、口で言っても聞かないから叩くしかないだろう。叩いた行為は認めるが、自分自身、小さいときから叩かれて育ってきたし、今の自分があるのは、そうやって厳しくしつけてもらったからだと思っている”という反論があった。そのため、＜お父さん、お母さんの時代には、そうだったかもしれないですが、法律は変わっていくものです。たとえしつけのためだとしても、今の法律では叩くことは虐待になります＞と伝えた。＜例えば、飲酒運転などを想像してもらえると分かると思いますが、道路交通法も昔と比べるとずいぶん厳しくなりました。体罰の考え方も時代と共に変わってきています＞と説明した。このようなやりとりを続け、子どもに叩くなどの暴力をすることは今の法律では虐待になるということ

を告知し、「太郎君は暴力ではない安全な方法でしつけられるようにする」という児相のボトムラインを提示した。保護者からは、“叩かないしつけの方法があるなら教えてほしい” “一日でも早く子どもを引き取りたい” という希望があったため、児相がその気持ちに応える形で週に1回のペースでの『教育プログラム』の参加を提案した。その結果、両親からしぶしぶではあったが、継続的な通所の合意を得ることができたので、面接の時間厳守やキャンセルの場合の事前連絡などのルールが書かれた通所カードに次回以降の面接日程を記入して渡した。保護者から、本児が家に帰ってくるまでの具体的な期間や面接回数の質問があり、〈今の時点では分かりません〉という児相の回答に納得していないようであったので、〈一時保護期間は原則2ヶ月なので、それまでには方針が出せるようにします〉と見通しを伝えた。

## 第二段階：『教育プログラム』による保護者へのアプローチ

### #3 X月9日 第1回プログラム「体罰の弊害」

『教育プログラム』の開始前日に母親から児相に電話があり、通報者に対する問い合わせがあった。Th より、〈守秘義務でお答えできないし、今回の件に納得していないのであれば、プログラムの開始を延期する必要があります〉と伝えたところ、“気になっていたから聞いてみただけであり、プログラムには予定通り参加したい” とのことだった。

当日は両親で約束の5分前に来所してきた。まずオリエンテーションをし、面接ごとに宿題があること、プログラム後に効果測定があることを予告することで、面接への緊張感を持たせた。第1回は「体罰の弊害」というテーマで行い、理由の如何を問わず、子どもに暴力を加えることは虐待であることを保護者が理解することを目的とした。『教育プログラム』では、保護者に対して視覚的にも情報を伝えるために、プリント教材を効果的に使用した。今回は「しつけと体罰の違い」(Table 8)のプリントを配布し、それぞれの項目について説明を行った。両親に1~5で当てはまる場所があるか問いかけたところ、父親は“4が当てはまる。子どものために体罰をやっていたが、最初はパチンとやる程度だったのが、だんだん本人も慣れてきて言うことを聞かなくなり、怖がらなくなったから拳骨で殴るようになったと思う”と答えた。また、体罰の悪影響についても、別のプリント教材を用いながら説明し、体罰の弊害に対する理解を十分に深めてもらった。

プログラム終了後には、本児の様子などについて保護者に報告した。次回の面接までの宿題としては、「今回学んで分かったことや今までの子育てについて改善すべき点について」の作文を両親それぞれに書いてきてもらうことにした。宿題をしっかりとやってもらうために、宿題のための回答用紙を渡し、書くべき分量についても丁寧な説明をした。

Table 8 しつけと体罰の違い

<p>しつけと体罰の違い</p> <p><b>体罰⇒虐待</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 体罰は、一時的な効果があるため、適切なしつけの方法が分からなくなります。</li><li>2 体罰は、子どもの発達に悪影響を及ぼします。</li><li>3 体罰は、子どもをおびえさせて、言うことをきかせるものです。</li><li>4 体罰は、エスカレートします。</li><li>5 体罰は、子どもに、暴力で自分の思いを遂げてよいと思わせます。</li></ol>
---

#### #4 X月16日 第2回プログラム「甘えについて」

約束の時間通りに両親で来所。最初に宿題を確認し、取り組みをねぎらった。第2回は、「甘えについて」というテーマで行った。まず見相より、甘えの大切さについてプリント教材を使って説明すると、母親より“でも甘えばかりだと調子に乗ってわがままになるのでは？”という発言があったので、Th が<非常によい質問ですね>と質問をねぎらった上で、「甘えさせる」と「甘やかす」の違いについて、ホワイトボードに保護者から具体的な行動レベルでのエピソードを出してもらいながら、整理するというセッションを行った。宿題は、「甘えさせる」と「甘やかす」の違いについての説明と、子どもに甘えさせるために保護者がどんな具体的な行動ができるかについての作文を課した。

プログラム実施後に、知能検査結果を伝えることで本児の発達特徴の理解を深めてもらうとともに、一時保護所で元気に生活している様子を報告した。

#### #5 X月23日 第3回プログラム「効果的な褒め方」

来所するなり“よろしくお願ひします”と両親から挨拶があった。Th より宿題への取り組みをねぎらい、プログラムが順調に来ていることを伝えた。第3回では、「効果的な褒め方」をテーマとした。まず、両親からあげてもらった褒め言葉をホワイトボードに書いていき、その後、褒め言葉の一覧や褒めるしぐさについてのプリント教材を配布して説明を行った。それから、保護者が実際に子どもを褒めたエピソードをあげてもらい、「①褒める、②褒めた理由を言う」という順番で伝えるロールプレイを行った。話が長いと子ど

もには分からないので、まず褒めて注意を向けて、その上で褒めた理由を短く伝えることがより効果的であることを伝えた。宿題としては、妹に対して褒めたことを記録して提出してもらうことにした。父親より“褒めるところが見つからない場合は？”と質問があったので、Th よりくよい質問です。特別なことをしたときだけではなく、普段から当たり前のようになっていることであっても褒めることはできますし、「かわいいね」とお子さんの存在そのものを褒めることもできるので、ぜひチャレンジしてみてください」と伝えた。

また、Th より、プログラム後に一時保護所での子どもとの面接の結果を伝えた。本児は、『三つの家』の「希望と夢の家」の中で「家で叩かれたり、怒鳴られたりするのではなく、優しく勉強を教えて欲しい」という願いを言葉と絵で表現していた。本児の了解を得て、本児の描いた『三つの家』を両親に見せて、両親が児相の面接によって変わってくれることを本児が期待しているということを伝えた。

#### #6 X月30日 第4回プログラム「困った行動への対処方法」

今回は両親と妹も来所。まず宿題の確認をすると、妹を褒めた家庭でのやりとりについて、具体的なエピソードを交えながら、夫婦が笑顔で話してくれた。以前は、夫婦でどこかぎくしゃくしているところがみられたが、両親での通所を重ねる中で、夫婦関係にも改善がみられるように感じられた。第4回では、「子どもの困った行動への対処方法」をテーマとし、子どもが言うことを聞かないときに叩かないようにするための話し合いを行った。実際に、保護者が対応に困ったエピソードをあげてもらい、「困った行動への対処方法」(Table 9)のプリントを用いて児相が説明した。最初にくところで「困った行動」とは誰が困っているのでしょうか？>と問いかけたところ、母親より、“子どもは困っていないですよ。親ですか？”と回答があったので、Th はくそこに気がつくとは鋭いですね>と返した。子どもは困っていないのだから、子ども目線でどんな不利益があるのかを教えることがコツだと伝えた。その上で、兄妹喧嘩についてのエピソードについて話し合い、「①おもちゃの取り合いをしているね。②おもちゃが壊れるよ。③向こうでブロックで遊ぼうか。④えらいね。静かに遊べて」という声かけでロールプレイをした。

また、本児は片付けができないというエピソードについては、Th よりく対処方法(2)として、子どもがやらないときには、親がやってあげるのも一つの方法です。具体的には、最初に親が片付けて、最後の少しか自分でやらせて、やれたら褒めるという方法もあります>と説明した。くなかなか子どもは親の言うことを聞くものではないので、諦めも肝心ですよ>とTh が話したら、“確かに「諦める」ってことも大事ですよ。子どもの困った行動にうまく対応できるか心配でしたが、それを聞いてホッとしました”と母親は話



していた。Thより<親がやってあげるのは必ずしもベストの方法ではないと思いますが、優先順位を考えれば、今はとにかく絶対に叩かないようにすることが先決です>とまとめられた。児相より、両親がプログラムにしっかりと取り組んできており、本児も家に帰りたいたいと言っているため、次回に効果測定を行い、合格したら家庭引き取りを行う予定と伝えた。

#### #7 X+1月7日 第5回プログラム「効果測定」

両親、妹で来所。第5回はこれまでの成果について確認するために、褒め方や困った行動への対処方法について、プリントによるテスト形式で効果測定を行った。父親は少し戸惑っている様子であったが、過去のプリントを見てもよいことを促すと問題なく取り組むことができた。母親はスムーズに課題に取り組み、両親ともに合格した。その上で誓約書を作成し、①体罰を行わないこと、②もし再度、本児に怪我や痣が発見された場合には、児相の指導に従うこと、③家庭引き取り後の3ヶ月間は、両親で定期的に児相に通所することなどの約束をした。

本児との対面では、両親から本児に対して“叩いてごめん”と謝罪があり、“もうこれからは叩かないから”という約束がされた。両親が本児に“一緒に帰ろう”と促したところ、本児は笑顔で答え、両親と妹と一緒に家に帰っていった。その後、3ヶ月間は定期的な面接により、虐待の再発のないことを確認し、児相としてのケースを終結した。

Table 9 困った行動への対処方法

#### 子どもの困った行動への対処方法（1）

- 1 子どものしている行動を表現します。
- 2 そのことで子どもが不利益になることを話します。
- 3 どのように行動すればよいか教えます。（「～してね」と言います。）
- 4 そのように行動したら褒めます。

#### 子どもの困った行動への対処方法（2）

- 1 子どもがやらないときは、親がやってあげます。

## 第4節 考察

### 1. 本事例における保護者指導のプロセス

本事例では、第一段階として、保護者指導の枠組み作りを行い、第二段階として、『教育プログラム』による保護者への直接的なアプローチを行うことで援助が展開していた。枠組みについては、児相の子ども虐待対応では、ケースに応じて柔軟に設定する必要があるが、時間や場所などの「外的な枠組み」と、援助者の態度や面接の目的などの「内的な枠組み」の両方を常に意識しながら対応を行った。母親は、精神的に不安定なところがあったが、通院しており面接に対する構えがあったので、児相が相手の言動に振り回されることなく対応をすることで、指導的な枠組みの中に入れることができた。児相の対応がぶれなかった背景には、子どもの怪我の写真と医者診断という具体的な事実をしっかりと押さえておくという基本的な対応に加えて、児相内で介入の目的や今後の方向性についてしっかりと共有しておくなどの下準備があったことも大きかったと思われる。

介入直後の【対峙関係】の段階では、まずは「法律による三項構造化」を図ることで、【児童相談所の役割の明確化】を行うことを目指した。保護者は児相に怒りの感情を抱いていたため、児相の対応としては「保護者を責めない態度」で言葉遣いには細心の注意を払いながら、事実に基づき淡々と法律の説明を行った。これより、援助者個人の主観により保護者を批判しているのではなく、法的な立場から客観的に保護者の行った行為を問題としていることを伝えようと試みた。本事例では、道路交通法の例が保護者には分かりやすかったようで、保護者なりに児相の役割と介入意図を理解し、児相の指示に従わなければ話が進まないという現実を受け容れていった。父親は子どもへの思いが強く、一日でも早く家庭引き取りをするために、仕事を休んででも児相に通所するなど、子どものことを優先して動くことができるという強みがあった。そのため、比較的容易に【しぶしぶの相談関係】が生まれ、児相と保護者が「ゴールの共有」を行った上で、【家族再統合プログラム】として『教育プログラム』を開始することができたと思われる。

本事例は、保護者からの自発的な相談ではなく、児相による強制的な通所指導という構造であったため、ゴールポイントは「叩かない子育て方法を学ぶ」というボトムラインに設定した。本事例で行った『教育プログラム』は、保護者の養育方法の変容という目的に特化することで、内容を簡素化し、短期間で実施できるようにしたものである。そのため、保護者にとっては、児相の面接の目的や今後の見通しを理解しやすいというメリットがあったと思われる。また、援助の基本姿勢としては、感情論から距離を置き、具体的な行動レベルでのやりとりを重視した。虐待の事実確認は、子どもの怪我という事実に基づいて

行い、あえて保護者の意図や感情に対する質問はしなかった。『教育プログラム』は、保護者の行動に焦点を当てた内容になっており、第二回では「甘えについて」という抽象的なテーマを扱っているように見えるが、実際に面接で取り上げているのは、具体的な行動のエピソードである。過去ではなく、これからのことに関する話し合いに焦点を当てて、保護者の生育歴についても、そのこと自体をプログラムの必修テーマにすることはせずに、保護者から自発的に語られたタイミングで扱うようにした。面接ごとに提示した宿題も、これまでに行った虐待行為に対する反省文のようなものを書かせたりせず、プログラムで学んだ内容をこれからの子育てにどのように生かしていくのかという具体的なプランを考えてもらうようにした。これらの工夫があったことで、児相と保護者が共通認識を深めることができ、両者のエネルギーを過去の虐待に関する言い争いではなく、これからの養育方法の改善に注ぐことができるようになったと考えられる。

保護者にとっては、【しづしづの相談関係】の段階で、半ば強制的に参加させられた【家族再統合プログラム】であったが、継続的に『教育プログラム』を受講するにつれて、保護者の適切な子育て方法を学ぶことへの意欲が高まっていった。児相の面接態度としては、介入直後の保護者からの攻撃などに対しては、法律を行使する行政機関として「毅然とした態度」で対応をしたが、保護者が児相の枠組みに入り、適切に振る舞うことができたことについては、どんなに小さなことであっても褒めるなど肯定的なメッセージを常に与え続けた。このような相手を褒めることで適切な行動に導いていくという児相の援助姿勢は、保護者にとっては子育てする上でのモデル（見本）としての影響があったと思われる。また、両親でプログラムに参加する副次的な効果として、夫婦のコミュニケーションの機会が増え、面接を重ねる中で夫婦関係にもよい変化がみられていた。

さらに、子どもにとっては、保護者が叩かない子育て方法を学ぶために『教育プログラム』を受けていることを児相から伝えられることで、自分自身が保護された理由を理解した上で、今後の見通しを持つことができ、一時保護所の生活における精神的な安定へとつながっていった。また、プログラムが進展していく中で、途中経過が児相から子どもに伝えられることで、「お父さん、お母さんが叩かなくなるなら早く帰りたい」という気持ちの変化に影響していたと思われる。保護者には、このような子どもの気持ちを伝えることで、「早く家庭引取りができるように一緒にがんばりましょう」という共同作業を提案することができ、「保護者の態度の変化」が進む中で、【パートナーシップ】という関係性が形成されるに至った。その結果、保護者の面接動機づけが高まっていき、子ども・保護者・援助者の関係性が深まっていき、『教育プログラム』の本来の効果が発揮されるようになり、子どもの安全の構築という児相の援助の目的を果たすことができたと考えられる。

## 2. 見立てに応じた家族再統合プログラムの選択

本章では、虐待を行った保護者へのアプローチとして、叩かない子育て方法を伝える『教育プログラム』を実施することで、子どもの早期家庭復帰を目指した実践の検討を行った。佐々木・田中（2013）による愛知県の児相における虐待再発防止プログラムの実施報告によると、『教育プログラム』の対象児童の年齢は5～7歳が多く、虐待者の続柄としては実父母が8割を超えており、虐待の種類は全て身体的虐待であった。一時保護は全て職権で行われており、一時保護期間の平均日数は約32日、プログラム実施平均回数は約5回、虐待の再発率は3%だった。これより、『教育プログラム』は、就学前から就学直後の子どもの実父母を中心として原則一時保護期間が2カ月ということを念頭に置いて短期集中的に実施されていることが明らかになった。しかし、再発率に関しては、山本他（2010）が報告している11～14%に比べて良好であることは評価できるが、3%という低い数字は、『教育プログラム』単体での有効性を示しているというよりは、対象となるケースがプログラムを実施することで短期間で家庭復帰が可能であるという見通しのもとで選別されているサンプリング・バイアスに起因するものだと推察される。本事例においても、介入直後の電話呼び出しから始まる保護者支援の枠組み作りのためのやりとりを通して、『教育プログラム』が適用可能であるかを判断した上でプログラムの導入を行っており、むしろ重要なのはケースに応じて適切なプログラムを選択するための見立ての部分だと思われる。見立てとは、親子関係、夫婦関係、家族関係、保護者の心理的健康度、子どもの発達や対人関係などに関するものが考えられ、一つの視点からではなく幅広い視野を持つことが求められる。

佐々木・田中（2013）は、実際に『教育プログラム』を受けた保護者にも調査を実施しており、自由記述には肯定的な評価が多かったが、中には『親の育て方が間違っていたのでこうしなさい』という印象を受けたのは否めない』という回答があった。また、本事例のように保護者にプログラムへの参加を促し、プログラム終了時に誓約書への署名によって家庭復帰させることは児相現場ではよくみられることであるが、こうした児相主導の指導的な援助の進め方は、一步間違えると保護者が子どもを返してもらうために表面的に児相の指導に従う「偽りの相談関係」（第3章参照）に陥りやすいと考えられる。このように家族再統合プログラムの導入の仕方によっては、児相と保護者の関係性形成が阻害されてしまう危険性もあるため、プログラム内容については、ケースを類型化して機械的に決めるのではなく、児相と保護者の関係性を含めた臨床心理学的な見立てのもとで、慎重に選択していく必要があると思われる。

なお、『教育プログラム』は、基本的には身体的虐待をターゲットとしたものであり、

その適用範囲は、子どもが家庭に帰ることを望み、保護者が虐待を認め、養育方法を改善し、子どもを引き取りたいと思っており、継続的な通所が可能なケースに限られている(愛知県, 2012)。そのため、保護者が虐待を認めていないケースや、性的虐待やネグレクト、心理的虐待といった複数の虐待を合併する困難ケースに対しては、『教育プログラム』などの心理教育的なアプローチにより保護者の行動変容を目指すという発想ではなく、個々のケースを総合的に見立てた上で、子どもへの心理的なケアや、地域でのネットワーク作りを行うなど、個人と環境の適合性を高めることを目指した多面的なアプローチを行うことを視野に入れる必要があると思われる。そこで、第5章以降では、こうした様々なタイプのケースに対して「人と環境の適合」を重視する『解決志向ベースの家族再統合プログラム』を実践した事例についても検討していきたい。

## 第5章 性的虐待疑いで一時保護された子どもへの心理援助

### 第1節 問題と目的

第4章では、子どもの職権一時保護後の早い段階から家族再統合プログラムを実施することの有効性を明らかにした。しかし、そこで紹介した『教育プログラム』は、主には身体的虐待を行った保護者を対象としたものであり、他の虐待種別や複合的な問題を抱える深刻な虐待ケースへのアプローチや、虐待を受けた子どもに対する心理援助のあり方については、さらなる検討を重ねる必要がある。

児相の子ども虐待対応の中でも特に困難なのは性的虐待が疑われる事例だと思われる。性的虐待は、他の虐待とは異なる特異性があり、加害者が誰であるかによって非加害者である保護者（多くの場合は母親）への対応が異なり、その保護者が性的虐待を認めるか否かによっても対応が異なる（愛知県，2003）。性的虐待を受けた子どもに対するケアとして最も重要なのは、子どもが安心できる環境を整えることであり、そのためには加害者と子どもを分離し、さらに加害者ではない保護者が子どもを守れるようにその後の生活を組み立てることである（厚生労働省，2013a）。加害者が子どもを保護する立場にある実父または養父、継父である場合は、母親が子どもを守り、加害者と対決することを選べば、子どもの安全は確保されやすい。しかし、家族内の性的虐待を知ったときに、母親は加害者への怒り、子どもへの怒り、子どもを守れなかったことあるいは夫を満足させられなかったことへの罪悪感、加害者と子どもの特別な関係への嫉妬などの複雑な感情を経験するため、援助の選択がスムーズに進まない場合が多い（愛知県，2003）。実際に、具体的な証拠を得ることが難しい性的虐待ケースでは、事実の否認が生じやすく、母親が子どもの訴えを信じていけない場合は、家庭復帰は困難と判断されることが多いと思われる。

性的虐待は他の虐待種別とは異なり、加害者の問題性がもともと、子どもへの養育努力に属さず、子どもを搾取する性犯罪につながる動機が認められること、加害－被害の関係性の複雑さ、加害－被害関係の進行性の強さ、これまでも加害者の元に家庭復帰させた事例では極めて高い頻度での再発がみられていることなどから、加害者を含む家族への家庭復帰はあり得ないとされる（柳沢・山本，2011）。しかし、現実問題として、たとえ性的虐待ケースであっても、元の家庭での生活を望む親子は決して少なくない。児相に保護された子どもたちの多くは、家庭が安心・安全であれば、元の家庭で生活したいと思っているという報告もある（Senga，2014）。「私の家族を終わりにするんじゃなくて、虐待を終わ

りにして」(Turnell & Essex, 2006) という子どもの切実な願いに応えるためにも、否認を巡る対立から抜け出して、子ども・家族・援助者が家族再統合に向けて関係性を形成することができる方法論が現場には求められていると言える。そのため、性的虐待が疑われるケースの場合、「加害者排除の原則」(柳沢・山本, 2011) に従って親子分離をした上で、子どもへの適切な心理的ケアや精神的な治療を提供していくことが基本対応ではあるが、性的虐待の疑いがあるというだけで家庭復帰という選択肢を除外してしまうのではなく、親子と一緒に暮らすことを強く希望するケースに対しては、再発防止のための十分な対策を講じた上での家庭復帰の可能性についても模索していく必要があると思われる。

性的虐待や虐待の否認事例などの困難ケースに対しては、サインズ・オブ・セイフティや安全パートナーリングなどの『解決志向ベースの家族再統合プログラム』が有効だと考えられる。『解決志向ベースの家族再統合プログラム』では、否認を加害者や家族固有のものと捉えるのではなく、社会的相互作用の中で構成されたものと捉え、虐待の加害が疑われた保護者に自白を得ようと努めるのではなく、児相が危惧している今後起きうる子どもの危険が将来起きないことを示すための安全計画の作成に家族を参画させることで、否認を巡る対立を迂回することを試みることができるとされる (Turnell & Essex, 2006)。

理想的には、虐待を行った保護者が責任を認めた上で問題改善が図られることが望ましい。しかし、具体的な証拠を示すことが難しい性的虐待の否認事例では、保護者に事実を認めさせるという理想に忠実であることを優先した援助を行えば、否認を巡る言い争いに巻き込まれてしまうことは避けられない。したがって、虐待を行った保護者の行動を変容させることにこだわるのではなく、『解決志向ベースの家族再統合プログラム』のような「人と環境の適合」を重視したネットワーク支援の発想が非常に重要になってくると考えられる。しかし、わが国において、性的虐待の否認事例に対する『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の有用性が検討された実践的な研究は、今のところほとんど見受けられず、今後は、事例研究などを蓄積していく必要があると思われる。

以上の問題意識に基づき、本章では、『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の実践について検討することを目的とする。その際には、児相の家族再統合に向けた総合的支援の一環として行われる子どもへの心理援助を取り上げ、特に当事者である子どもをエンパワメントし、『安全計画作り』(Parker, 2011) のプロセスへの主体的な参画を促すためのアプローチに焦点を当てる。具体的には、性的虐待の疑いを理由に一時保護された子どもに、安全パートナーリングの『安全の家』などのツールを活用した援助を行ったことで、早期の家庭復帰を実現できた事例を通して、家族再統合支援における心理援助のあり方について考察したい。

## 第2節 事例の概要

### 一時保護の経緯

家族構成は、カナ（仮名：中学生女子）、父親（30代）、母親（30代）、弟（小学生）の4人家族。本児（カナ）から中学校の友人や先生に対して、父親から性的虐待を受けているという相談があり、中学校は児相に児童虐待通告をした。通告を受けた児相は、性的虐待疑いのケースということで、本児の安全確保と事実調査のために職権一時保護を行った。

### 児童相談所の相談援助の特徴

第1章で述べたように、児相では多職種の協議によって総合診断が行われ、個々の子どもに対する援助指針が作成される。こうした業務を遂行するにあたって、各々の専門職が参加する受理会議、判定会議、援助方針会議において、子どもや家族への援助について検討し、さらに検証していく作業が行われる。このチーム協議による判定と援助指針の作成、それに基づく援助が児相の専門性を支える大きな柱であり、これにより、子どもとその環境を総合的に理解した援助活動が展開できると考えられる（厚生労働省，2013b）。

本事例においては、児相では児童虐待通告を受けてから、直ちに緊急受理会議が開催され、子どもの保護の必要性について検討が行われた。また、援助プロセスの中で児相内のケース検討が複数回行われ、子どもが一時保護所から退所する際や児相がケースを終結する際には、必ず援助方針会議で検討した上で処遇が決定された。なお、本事例における児相内の主な役割分担については Table 10 のとおりであった。

Table 10 本事例における児童相談所内の主な役割分担

職種名	性別	主な役割
所長	男性	全体責任者：進行管理，方針決定
課長	女性	福祉司のスーパーバイザー：保護者対応
担当福祉司	女性	ケース担当：初動対応，子どもの個別面談，保護者対応，関係機関との連絡調整
担当心理司	女性	子どもの調査面接：心理アセスメント，性被害の事実確認
一時保護所児童指導員	女性	子どもの生活指導：子どもの行動観察
一時保護所心理職 ※筆者	男性	子どもの個別面談：家族再統合支援，職員間の連絡調整



## 児童相談所内での多職種によるケースの見立て

児相の女性心理司が性的被害の事実確認面接を行ったところ、本児は就寝中に父親から下着の中に手を入れられて性器を直接接触られたり、舐められたりしたことを話したが、内容が曖昧で信憑性に欠けるところが多かった。本児は保護を求めておらず、福祉司の強い説得により一時保護には仕方なく応じた。しかし、その後、本児は施設入所には一貫して拒否を示した。一時保護後、本児は定期的な精神科クリニックへの通院を行い、そこで複数回の診察後に下された診断は、発達の偏りの二次障害による反抗挑戦性障害であった。本児は精神的な不安定さを抱えており、福祉司は保護が長期化することで不適応状態に陥ることを危惧していた。一方、筆者が面談した際の印象としては、落ち着いて話すことさえできれば、自分自身の考えや気持ちを言語化することが可能な児童だと感じていた。

本児の両親は、課長と福祉司で対応した面談で本児の訴えた性的虐待の内容を強く否定し、本児が夜中、携帯電話で遊んでいて学校の遅刻や欠席を繰り返すことを指導するために母親の依頼で父親が本児の部屋で一緒に寝たことが一回あるが、本児への性的な意味での接触はなかったと主張した。保護者は介入を受けたりアクションとして感情的になることは見られたが、面談態度は協力的であり、話す内容の辻褄も合っていた。保護者対応をした課長と福祉司としては、両親の主張が全くの嘘には感じられず、むしろ本児の話の方に不自然さがあるため、本児の訴えが虚偽である可能性も視野に入れる必要があった。

性的虐待における非加害者は、被虐待児の以後の援助における予後に最も影響力のある人物であるが（柳沢・山本，2011）、本事例の非加害者である母親は、父親による性的虐待の事実を認めていないものの、児相に本児を保護されたことを重大視していた。母子関係は比較的良好であり、母親はこれから父子が二人きりになる時間を作らないようにしていきたいと児相に提案するなど、子どもの安全作りのための具体的な話し合いをしていく際のキーパーソンになりうる存在であると判断できた。

## 児童相談所としての援助方針

前述したように性的虐待ケースへの対応は、加害者との完全隔離が原則であり、児相の援助方針としても施設入所が基本路線であった。しかし、その後に行われた児相内のケース検討では、①本児の性的虐待の訴えが虚偽である可能性が否定できない、②親子が家庭での生活を強く希望している、③母親がキーパーソンとして機能するかもしれないという意見が出された。こうした状況を踏まえて援助方針会議を行った結果、施設入所を基本方針としつつも、家庭での本児の安全が十分に確保できるのであれば、家庭復帰の可能性も柔軟に検討するという方針が決められた。

## 本事例における筆者の立場

一時保護所は児相組織の一部であり、児相に併設されていることも多い。しかし、筆者が所属していた一時保護所は、県内で一カ所に集中化されており、遠方の児相の心理司が子どもの心理面談を頻繁に行うことが難しいという事情もあり、一時保護所に常勤の心理職が配置されていた。筆者は、一時保護所の心理職として、子どもへの個別面談に加えて、児相との連絡調整を行う中で、福祉司や心理司からケースの相談を受ける立場であった。勤務形態は、変則勤務の児童指導員とは異なり、日勤のみであり、筆者が保護者面談や児相内の会議などに参加する機会はなかった。

本事例では、福祉司を通して筆者に子どもへの個別面談を行ってほしいとの依頼があった。福祉司としては、本児が帰宅を強く希望しているため、家庭復帰に向けた援助を行いたいと考えているとのことだった。しかし、福祉司は児相経験が浅く、実際に、虐待を認めない保護者との話し合いの進め方や、援助方針会議の中で子どもの安全の根拠を示す段取りのつけ方が分からず、困惑していた。また、児相内では本当に性的虐待があったかどうかについて、意見が分かれているということだった。そのため、筆者は、その真偽にかかわらず、本児が訴えた性的虐待はあったものとして児相のケースワークを進める必要があることを伝えた。その上で、安全パートナーリングの『安全計画作り』を援助の枠組みとして、過去の事実確認に終始せず、子どもの未来の安全に焦点を当てた話し合いを進めていくことを提案した。

なお、筆者による本児への個別面談は、週1回の頻度で一時保護所内の面接室で行われ、安全パートナーリングの『安全の家』(Parker, 2009)と『家族の安全の輪』(Parker, 2010a), 『これからの家』(Parker, 2010b)が実施された。面談と面談の間には福祉司に直接会って情報交換を行った。

## 倫理的な配慮

本研究は、筆者所属の一時保護所を所管する児相と、本事例を所管する児相の両方の所属長から許可を得た。また、当事者(父親, 母親, 本人)からは書面にて研究協力の同意を得た。ただし、プライバシー保護のため、事例の本質と直接関係のない情報については一部改変するなどの倫理的な配慮を行った。

### 第3節 援助の経過

以下、援助の経過について一時保護中の子ども面談を中心に説明する。なお、“ ”は面談での本児の発言、< >は筆者（以下、Th とする）の発言、#は面談回数を表す。

#### #1 本児への『これからの家』の実施

##### 導入

児相の突然の介入により防衛的になっている子どもへの心理援助を行う上では、本音で話せる関係作りを行うことが必要である。まずは本児との関係を築くために、Th は本児の味方で、本児の希望が叶うように応援したいことを本児に伝えたいと考えていた。そのため、Th は本児の入所理由などの基本的な情報はすでに知っていることを開示した上で、< これまでにいろいろなことがあったと思うけど、私はカナさんがこれからどうなりたいと思っているのかを一番知りたいと思っている > と率直に伝えた。本児は“早く家に帰りたい”と涙を流して訴えたので、今後の本児の希望を話し合うための方法として『これからの家』を提案した。

##### 『これからの家』のプロセス

白紙とカラーペンを渡し、本児に家の形をした枠組みを書くように促してから、Th より< 一時保護所に来ることになった問題が改善して一時保護所を退所したとき、カナさんは何をしているかな？ > というように問題解決後の状況を具体的にイメージさせる解決志向アプローチのミラクル・クエスチョン (Berg & Kelly, 2000) を応用して質問した。すると、本児から“家から学校に通っている”“親とケンカせずに仲良くしている”などの回答があった。

本児から家庭への希望が多く出たところで、安全に焦点を当てた話し合いをするために、Th から< では、どうなったら家に帰ることができると思う？ > と質問した。すると、本児から“夜は一人で自分の部屋で寝て嫌なことをされない”などが語られた。通常であれば、さらに「嫌なこと」を具体的に話し合っていくが、本事例の場合は、女性心理司が被害事実を聴取しており、Th もその結果を知っている前提での面談であったため、「嫌なこと」については、暗黙の了解として進めることにした。

このようなプロセスを経ることで、本児と Th が問題の解決像を共有することができたら、これ以上書き加えたいことはないか本児に確認した上で、『これからの家』に向かう道筋を Th が描き足して、家庭の安心・安全について10点満点で問いかけた。本児は“6点”と答え、友達関係、部活、家族関係が比較的良好であることが語られた。Th から< 1

点あがって7点になるには何が起きる必要がある？>と問いかけると、“寝るときは、親は部屋に入ってこない”といった本児の考える安全計画が語られた。詳細な質問を重ねていくと、性的虐待のリスクが生じるのは就寝中だけであり、基本的には両親と本児は離れた部屋で寝ており、母親の協力を得ることで、父親と同じ部屋で寝ることはもちろん、父親と本児が二人きりになる機会も完全になくすことが可能であると語られた。本児の視点からの安全計画について<もしこれらが全部できたとしたら？>とThが尋ねると、“家に帰れると思う”と本児は笑顔で話した。

作成した『これからの家』(Figure 11)をどのように援助プロセスに取り入れるのかThから丁寧に説明し、本児の許可を得た上で、福祉司から両親に本児が作成したものを伝えてもらった。福祉司によると、両親は、本児の意見を真摯に受け止めており、児相としても、これからやるべきことが整理されたことで、今後の援助の見通しを共有することができたとのことだった。また、一時保護所の児童指導員からは、心理面談後に本児の表情が明るくなり、不定愁訴が減って日課にも前向きに取り組むようになったと報告された。

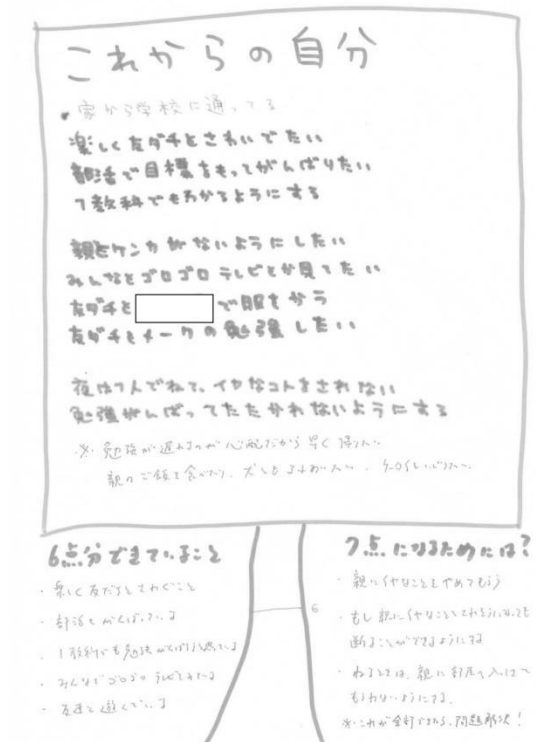


Figure 11 カナの『これからの家』

## #2 本児への『家族の安全の輪』の実施

### 安全ネットワークの必要性の説明

本児は面接室に入るなり、“こんなことになるなら学校の先生に話さなければよかった”と本当は保護されたくなかった気持ちを涙ながらに訴えた。Thは、本児が不本意ながら一時保護所での生活をしている気持ちを受容しつつも、<もしカナさんが家に帰って再び嫌なことをされても誰にも相談できないとしたら、家に帰ることは危険だと思う。児相の会議でカナさんが家に帰っても大丈夫という話し合いがされるためには、何か心配なことがあるときに相談できる大人が誰なのかをみんなに知ってもらう必要があると思う>と伝えた。その上で、家庭復帰後の安全ネットワーク作りをするために、『家族の安全の輪』を提案した。

### 『家族の安全の輪』のプロセス

まず円の中心にカナさんの家族を書いてもらうように促すと、本児、弟、父親、母親、ペットの犬を本児自身が絵で描いた。次に、<カナさんが一時保護所に来ることになったことについて、全て知っている人は誰？>とThが問うと、本児が児相や学校の先生の名前を答えたため、「全て知っている人」として内側の円に書き込むよう求めた。さらに、本児に、今回の件について「少し知っている人」を中間の円に、「全く知らない人」を外側の円に書くように求め、本児にとって重要な人物が一通り出てきたら、この中で相談できる人を丸で囲んでもらうよう指示した。<これで困ったときに相談する人は十分だと思う？><内側の円に入れたい人は誰がいる？>とThが質問したところ、“友達や塾の先生には何かあれば相談はしてみたい”と本児が述べたため、Thは円の内側に向けた矢印を描き加えた。最後に本児は“相談できる人”と自らタイトルを書き、“意外と相談できる人がいると思った”と感想を述べており、自分の身近にたくさんの支援者がいることを再認識しているようであった。

Thに慣れたのか前回に比べると本児はリラックスしており、『家族の安全の輪』の際には、積極的に話をしたり、絵を描いたりしていたと感じられた。完成した『家族の安全の輪』(Figure 12)は、今回もThから福祉司に渡され、家庭復帰後の見守りのための安全ネットワーク作りに生かされた。

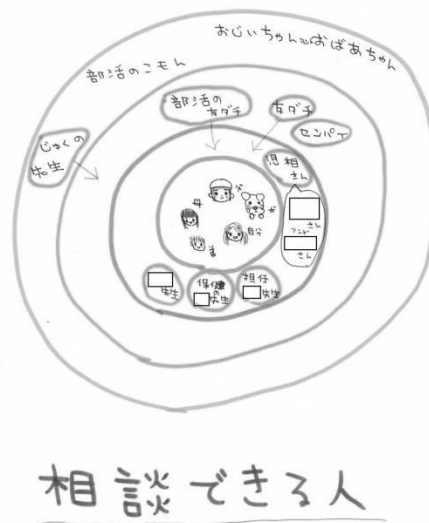


Figure 12 カナの『家族の安全の輪』

### #3 本児への『安全の家』の実施

#### 福祉司との情報交換

福祉司から Th に、これまでの子ども面談や保護者対応の結果を踏まえて行われた児相内のケース検討の結果が報告された。児相としては、父親が本児の部屋の同じベッドで寝たという事実に基づいて性的虐待ケースとして対応するが、本児が訴えた性器を直接舐めるほどの積極的な性加害行為があった確証は得られないとの判断であった。この報告を前提に、今後、性的虐待の疑いがある保護者のところへの家庭復帰を行う場合の援助の進め方について福祉司から Th に相談がなされたため、Th より、下記のような『安全計画作り』への導入方法の一つの案を示した。

『安全計画作り』につなげる保護者への対応としては、「カナさんが希望しているように、児相としても家族みんなで生活をしてもらいたいと思っています。お父さんとお母さんは性的虐待がなかったと言っていますが、中学生のカナさんとお父さんが一緒にベッドで寝たのは不適切な対応 (maltreatment) ですし、児相としてはカナさんから訴えがあった以上、性的虐待の可能性も疑っています。カナさんの家庭引き取りをするためには、た

とえ過去の性的虐待の事実がなかったとしても、お父さんとお母さんが児相の心配していることを理解し、今後、お父さんとカナさんが二人きりにならないようにするための安全計画を考えてもらう必要があります」と伝え、過去の虐待事実を巡る言い争いをするのではなく、児相が心配していることや、家庭復帰に向けて児相としてどうしても譲れないボトムラインを明確にするやり方を具体的に提案した。

実際に課長と福祉司による保護者面談で、こうした対応がなされた結果、保護者は本児の家庭引取りを希望し、『安全計画作り』に向けた話し合いが行われた。保護者が考えた安全計画の案は、福祉司から本児へと伝えられ、次の Th との面談では、こうしたプロセスに本児も主体的に参画できるようにするために、『安全の家』が実施された。

### 『安全の家』のプロセス

本児に家の枠組みとタイトルを書くように求めてから、Th より<家の中心の円に『安全の家』と一緒に住んでいる人を書いてください>と伝えた。その際、補足として、家族であっても一緒に暮らすと安全ではない人がいれば、家の外の赤枠に書くことができることも伝えたが、本児は迷うことなく父親を家の中心に入れて書いた。さらに、家の中には家族の安全な行動を、家の庭には家に来てほしい人や相談したい人を書くように促した。家の屋根には安全ルールを記すよう求めると、本児自身が守るルールとして、“①下着姿でウロウロせず服を着るようになる、②(心配なことがあれば)お母さんに SOS を出す”などが書かれた。また、保護者が守るルールとして、“①(母親は、本児が) SOS を出したときは助ける、②午前 0 時から 6 時までは(父親は、本児の) 部屋に入らない。③(本児と父親が) 二人きりにならない”が書かれた。最後に、『安全の家』へと続く道のりを使って、家庭の安心・安全について 10 点満点で質問すると、本児は 7 点と答えた。Th から初回面談の『これからの家』のときより点数があがった理由を尋ねると、本児は福祉司から保護者の考えた安全計画の案を聞くことで、家庭での安全な生活のイメージができたこと、何かあれば母親に SOS を出せると思ったことを答えた。

### 子どもの意見を『安全計画作り』に反映させる

児相内では、本児を家庭復帰させるかどうかの検討が行われたが、最終的には、本児自身の言葉と絵で描かれた『安全の家』(Figure 13)を所長や課長が確認することで、家庭復帰の方向で進めるという方針決定が下された。保護者対応においても、本児によって家族全員が中心に描かれた『安全の家』を見せられたことによって、父親と母親は再び家族 4 人でやり直したいと強く思ったことが報告された。両親は児相と協働し、子どもの意見を取り入れながら、具体的な『安全計画作り』に取りかかり、児相として家庭が安全であ

ると判断できるだけの計画を作成した。

その結果、一時保護の長期化が問題視されており、限度とされる2カ月を超過することも少なくない中で、本事例では、3週間という短期間で本児は家庭復帰となった。本児が一時保護所を退所する際に、福祉司からThへ「本人によって描かれたものを保護者面談や児相内のケース検討の場に持っていくことで、子どもの声をダイレクトに伝えることができ、援助の目的と方向性を共有できたのがよかった」という感想が語られた。

### 家庭復帰後の安全計画実行の確認

家庭復帰後の子どもの安全確認と家族のアフターケアのため、児相にて本児と両親それぞれに対する個別面談が月1回以上の頻度で実施された。家族は『安全の家』をみんなの見えるところに貼って、安全計画を確実に実行していた。6カ月以上の児相による継続的な関わりの中で、性的虐待が疑われることは全くみられず、家族関係も特に問題がなかったため、援助方針会議の決定により、児相のケースとして終結された。

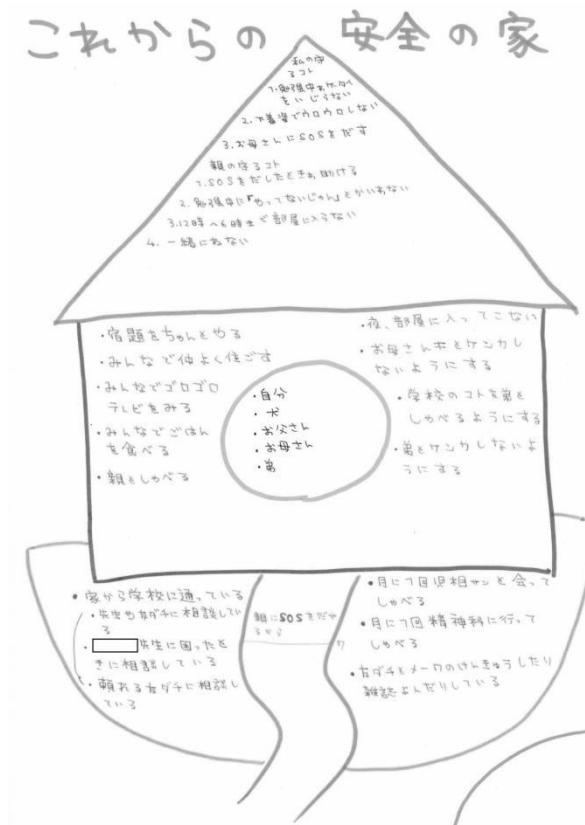


Figure 13 カナの『安全の家』



## 第4節 考察

### 1. 「人と環境の適合」を重視した家族再統合支援のあり方

本事例では、人と環境の適合性を高めることで子どもの安全の構築を試みる『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の考え方にに基づき、たとえ加害が疑われる父親が性的虐待の事実を認めないままであったとしても、非加害者である母親をエンパワメントするなど、子どもを取り巻く周囲の人や環境に積極的に働きかけることで、子どもの安全を構築することを目指した。

本研究は一事例の報告に過ぎず、短期間での限定的な関わりであったため、『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の一つである安全パートナーリングのエッセンスのごく一部分しか紹介できなかった。本来であれば、性的虐待が疑われたケースへの家族再統合支援を行う場合、子どもや保護者だけではなく、親戚、学校、地域へのアプローチも必要であり、例えば、援助経過や安全計画を伝えて、家庭復帰後のモニタリングの方法などについて話し合えるとよかったと思われる。しかし、児相の心理職は、ケースの受理から終結までの全ての援助プロセスに関わることができるのは稀であり、むしろ限られた関わりの中で、その役割を果たす必要がある。そういう意味では、今回のように一時保護中という限定的な局面での心理援助を取り上げて検討することに一定の意義はあったと思われる。

本事例における筆者の立場は、一時保護所の心理職として子どもへの個別面談を行うことが主な役割であり、児相内で開催される会議などに出席したり、保護者と面談したりする機会はなかった。しかし、担当福祉司とのやりとりの中で、必要に応じて保護者面談やケース会議の進め方について助言などを行うことで、家族に直接的な支援を行う福祉司を支えられるようにした。また、その際には、子どもと一緒に作成した『これからの家』『家族の安全の輪』『安全の家』を福祉司に託して届けることで、間接的ではあるが、保護者面談や児相内のケース会議の際に子どもの意見が反映されるように試みた。その結果、福祉司をパイプ役として、自分の安全について子ども自身が描くビジョンを触媒とした相互作用が生まれ、子ども・家族・援助者がエンパワメントされる中で、子どもの安全の構築を目指した援助プロセスが進展していったと考えられる。

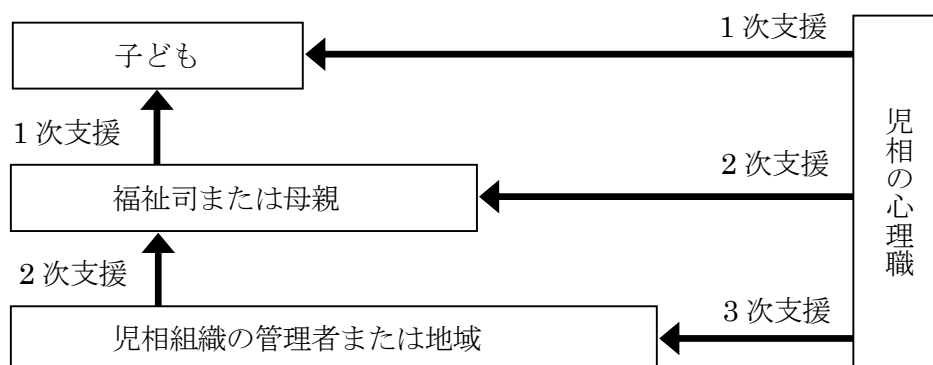
このように当事者に対して直接的に関わる1次支援だけではなく、当事者を支える身近な支援者(1次支援者)への2次支援、さらには身近な支援者を支えるコミュニティの管理者(2次支援者)への3次支援を同時並行的・多層的に展開していくという視点は、まさに臨床心理学的コミュニティ・エンパワメント・アプローチ(窪田, 2009)に通じるところがあったと思われる(Figure 14)。本事例で実践された『解決志向ベースの家族再統

合プログラム』は、臨床心理学的コミュニティ・エンパワメント・アプローチを展開するものとして、有用である可能性がある。

窪田 (2009) の支援モデルは、精神科デイケア、学生相談、スクール・カウンセリングなどで実践的な検討が行われてきたものであるが、こうした個からネットワーク、支援システムを一体に視野に入れたアプローチは、子ども虐待領域においても効力を発揮すると考えられる。そのため、今後は家族再統合に向けた心理援助のあり方について、臨床心理学的コミュニティ・エンパワメント・アプローチのような「人と環境の適合」を重視する生態学的な視点から見直し、その有効性について検証した上で、さらなる実践的な検討を積み重ねていくことが必要だと思われる。

## 2. 本事例における『安全計画作り』のプロセス

心理援助の基本は、「希望を引き出し、応援する」ということであり、心理臨床の目標は本人自身の最も切実なニーズから始めるのが望ましい (田嶋, 2009)。これは介入から始まる児相の子ども虐待対応であっても例外ではなく、対時的な文脈の中で、子どもや保護者の願いをいかに引き出していくのが重要となる。本事例では、未来に向かっていく道筋や希望を見出すために、ミラクル・クエスチョンを応用した質問を投げかけることから子どもへの心理援助を開始した。その際に使用した『これからの家』は、Parker (2010b) が述べるように、家族の安全ゴールと『安全計画作り』について家族と話し合う仕組みを提供するだけでなく、家族との取り組みに希望の感覚とエネルギーをもたらすものであることがうかがわれた。



(窪田 (2009) を参考に、本事例に合わせて筆者が作成)

Figure 1 4 臨床心理学的コミュニティ・エンパワメント・アプローチ

初回面談の開始直後の本児には、緊張や警戒が見られ、面談に対して消極的な態度を示しているように感じられた。しかし、安全パートナーリングのツールを活用し、安心・安全に焦点を当てながら、本児の願いや家族の肯定的な側面を引き出す質問を繰り返すことで、こうした防衛的な態度は徐々に緩和され、これからの安全作りに向けた話し合いが深まっていった。このように作成された『これからの家』により可視化された子どもの願いや子どもの視点からの安全プランを保護者が直接見ることが触媒となり、保護者の変化を促す相互作用が生まれ、並行して行われていた子ども面談と保護者面談が相補的に展開していったと考えられる。具体的には、保護者が児相の指導に仕方なく従う【しぶしぶの相談関係】が生まれたタイミングで、子どもが描いた『これからの家』を保護者に見せたことが、本事例の援助プロセスの一つの転換点であり、過去の事実を巡る言い争いから脱却し、「子どもの安全の構築」という《ゴールの共有》をした上での【家族再統合プログラム】へと移行することができた。このように子どもの願いと安全に焦点を当てた安全パートナーリングによる家族支援を行うことで、子どもや保護者がエンパワメントされていき、《保護者の態度の変化》が生まれていった。その結果、子ども・家族・援助者の間に【パートナーシップ】が形成されていき、子ども・家族・援助者の協働による『安全計画作り』に取り組むことで、子どもの安心・安全を構築した上での家庭復帰に至ったと考えられる。

以上より、性的虐待の疑いのケースに対する安全パートナーリングの『安全計画作り』の有用性が示唆されたが、いくつか留意点がある。第一に、安全パートナーリングでは、実際に虐待があったかどうかについて児相と家族の意見が一致しなくてもよいという立場をとるが、これは課題を明確にしなくてもよいということではない。安全パートナーリングの枠組みの中で、最も重要な要素は、【今後の危険】と【安全ゴール】であり、子ども・家族・援助者がこれらを共有することなくして、これからの安全作りに向けて協働することは不可能とされる (Parker, 2012b)。特に性的虐待は、子ども本人も、周囲の人々もしばしば性暴力被害の侵害性、再発の危険性を過小評価しやすく、十分な統制が利かない環境に復帰することを計画しがちであることに注意する必要がある。子どもの元の生活環境からの加害者排除が十分ではない場合には、施設入所による生活の安定を図ることが最優先となる (柳沢・山本, 2011)。本事例では、保護者が虐待を否認したままの状態での家庭復帰を目指したが、より深刻で複雑な内容のケースであれば、それを確実に防ぐために求められることも大きく変わってくるだろうし、場合によっては家族再統合の対象になりえないとする判断も必要だろう。

サインズ・オブ・セイフティや安全パートナーリングなどの『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の実践者には、家族の願いを中心に据えながらも、子どもの安全に関する

判断には一歩も妥協しないというバランス感覚が求められていると言える。本事例の場合、過去の性的虐待の事実について、本児、保護者、児相の間で見解の相違が生じていたが、【今後の危険】に対応することが児相の介入の目的であることを子どもと保護者が理解しており、【安全ゴール】の中に「父子を二人きりにさせない」ということがボトムラインとして含まれるという共通認識があったため、『安全計画作り』へとスムーズに移行することができた。つまり、安全パートナーリングでは、家族との良好な関係性を重視しつつも、子どもの安全に対する焦点化は決して弱めてはならず、子ども・家族・援助者で目的と方向性を共有できるかどうか家族再統合に向けた援助プロセスの分岐点になると考えられる。

また、本事例のように子どもに初回面談から安全パートナーリングのツールを用いた支援を行う場合、子ども自身にSOSを出せる人や安全計画を考えさせることで、意図せずして子どもに問題解決の責任を押しつけてしまう文脈を作り出してしまうことが危惧される。Parker (2009) によると、『安全の家』のプロセスは、全ての重要な大人を関与させる大きな『安全計画作り』のプロセスの中で行われることが不可欠であり、安全を作る責任は、子どもではなく、常に大人にあることを明確に理解することが重要であると述べられている。本事例の場合、『これからの家』の中で、本児と一緒にリスクアセスメントをしながら安全計画を考えることで、本児自身が保護された意図や目的について理解した上で、これからの見通しについて考える機会を提供できるように試みた。しかし、本来であれば、子ども面談で安全パートナーリングのツールを使用する前の下準備として、今何が起きているのか、なぜ一時保護所にいるのか、子どもの意見は『安全計画作り』にどのように反映されるのかといったことを、子どもに理解できるように文字や絵を使って説明する『ことばと絵』(Turnell & Essex, 2006) を実施するなどの配慮が必要であったと思われる。

本研究より、虐待を認めない困難ケースに対する安全パートナーリングなどの『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の有効性が示唆されたが、安全パートナーリングの核となるのは、家族応援会議の中で、家族（子どもや保護者などの当事者）や安全応援団（親戚や友人などの非専門職）と一緒に取り組む『安全計画作り』である。そのため、第6章においては、家族や安全応援団が参加する家族応援会議を活用した『安全計画作り』により、家族再統合を試みた実践について検討したい。

## 第6章 家族応援会議を活用した地域でのネットワーク支援

### 第1節 問題と目的

児相における家族再統合に向けた心理援助について、第4章では、虐待を行った保護者へのアプローチ、第5章では、虐待を受けた子どもへのアプローチについて検討を行った。しかし、世代間連鎖などの深刻な関係性の病理を抱える子ども虐待ケースの場合、親子へのアプローチだけでは十分な効果を期待することはできない。子どもの養育における第一義的な責任は保護者にあるが、保護者がそうした養育責任を果たせるように社会全体で支えるための環境を整備していくことが重要であり、児相には、家族が生活する地域に対するアプローチを行うことが求められている。

わが国の子ども虐待対応における地域支援の枠組みとしては、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協と略記）がある。要対協の目的は、地域の関係機関などの連携を促進することであり、①代表者会議、②実務者会議、③個別ケース検討会議の三層構造が想定されている（厚生労働省、2010）。児相には、要対協が円滑に運営されるように市区町村を支援する役割が求められているため、たとえ市区町村のケースであっても、要対協などを通じて状況の変化を把握して見極め、必要に応じ児相が積極的な対応に乗り出すことが重要であるとされる（厚生労働省、2013a）。わが国における子ども虐待対応は、要対協の活用が前提となっているが、総務省（2012）の政策評価では、「各種会議が形骸化しており、効果的に機能していない市町村が38.5%ある」と報告されているように、要対協の運営のあり方については多くの課題を抱えている。

複合的な問題を抱えた子ども虐待の困難ケースを支援するためには、多機関・多職種連携が必須となるが、家族に関わる人間が多くなればなるほど調整は複雑になるため、チームプレイの難しさに改めて直面することになる。子ども虐待対応とは、子どもの生活や命の危機に直結した仕事であるため、援助者側がケースに巻き込まれて不安や怒りなどの激しい感情を経験することも決して少なくない。また、多種多様な人間を会議に集めれば、価値観や立場の相違から意見が対立し、援助のあり方を巡って不毛な言い争いに陥り、適切なコラボレーションが阻害されてしまうこともある。したがって、児相の現場では、連携を促進するために地域の関係機関などに対して効果的にアプローチしていくことが求められており、要対協などの会議をいかに運営していくのが重要な課題となっていると言えるだろう。

サインズ・オブ・セイフティや安全パートナーリングなどの『解決志向ベースの家族再統合プログラム』では、アセスメントから詳細な安全計画の作成に至るまでの援助プロセスに、子どもや保護者などの当事者や、地域で家族を支える安全応援団などを呼び込むために、会議という場を積極的に活用する。例えば、安全パートナーリングの家族応援会議(Parker, 2015)は、1回限りの特別なイベントではなく、ケースワークの流れの中で複数回実施される。家族応援会議のあり方には、①協働的なアセスメントのための家族応援会議、②子どもの措置・委託先と家族交流のための家族応援会議、③安全計画作りのための家族応援会議、④モニタリング／見直しのための家族応援会議などがあり、目的に応じて使い分ける必要がある(Parker, 2015)。こうした当事者参画型の会議のあり方は、諸外国で実践されているファミリーグループ・カンファレンス(林, 2008)などの流れを汲むものであり、当事者の主体性を重視した対応を行うことで家族やコミュニティをエンパワメントすることが援助の基本姿勢となっている。

欧米やオセアニアの先進諸外国では、子どもに関する重要な決定をするための会議に、家族や安全応援団の参加を求める法的な枠組みが整備されているが、わが国の場合、当事者や非専門職の協力者を会議に参加させるという発想自体が十分に浸透しているとは言えない。わが国における当事者参画型の会議の実践については、林・鈴木(2011)によって神奈川県での取り組みが紹介されているが、今後は、こうした実践を蓄積していくことで、わが国の子ども虐待対応の現場に即した会議のあり方を検討していく必要がある。

そこで、本章では、筆者が児相の福祉司として『解決志向ベースの家族再統合プログラム』を用いて家族再統合を目指した事例を取りあげ、多機関・多職種連携に根差したネットワーク支援のあり方について検討する。具体的には、当事者が参画する家族応援会議の運営方法に注目し、その中でのファシリテーターの役割について考察する。なお、ファシリテーターとは、「促進者」という意味であり、会議の進行をする司会者のことを指すわけではない。家族応援会議では、グループ・プロセスを適切に観察し、介入と促進を図ることで、当事者が自分の問題を解決するように援助する者をファシリテーターと呼ぶ。

## 第2節 事例の概要

### 措置入所までの経緯

家族構成は、あっくん(仮名；幼児)、父親(30代)、母親(30代)の3人家族。母親には、精神疾患があり、本児(あっくん)の育児に関する不安が高まると、児相や市役所、

保健センター、病院、警察などに頻繁に電話し、自殺や心中をほのめかす言動があった。

本児への怪我や痣などが確認されたことは全くないが、心配な家庭ということでX市の要対協のケースにあがっていた。その後、父方祖父母に育児の協力を得るために、筆者が担当するY市に転居してきたことを機に、本事例に対して援助を行うことになった。なお、母親は被虐待歴があり、母方祖父母の協力は得られないということであった。Y市では、要対協の個別ケース検討会議が開催され、市役所、保健センター、保育園、児相などの関係機関が集まり、情報共有と意見交換が行われた。また、筆者は母親の希望に応じる形で定期的なカウンセリングを実施した。しかし、こうした受容的なアプローチだけでは状況は改善せず、母親の精神状態の悪化に伴い、本児への暴言や暴力が確認されたため、児相の援助の基本スタンスを介入型アプローチに切り替え、本児を職権で一時保護した。

介入後は、母親から児相への激しい攻撃が続いたが、児相の法的な枠組みを説明した上で、保護者を責めずに毅然とした態度で対応したところ、保護者は児相との話し合いに応じなければ何も進展しないという現実を受け容れていった。児相と母親との関係性は悪い状態ではあったが、父親が問題意識を持っていたため、「しづしづの相談関係」(第3章参照)の中で同意による児童養護施設(以下、施設と略記)への措置入所となった。

### 相談援助の構造

本事例には、『解決志向ベースの家族再統合プログラム』を援助の枠組みとして、通常の電話対応や面談、家庭訪問に加えて、要対協や家族応援会議などの会議を活用した援助を行った。主に母親面談は市役所で行い、夫婦合同面談を実施する場合には親子交流の日程に合わせて施設で面談した。要対協の会議は市役所の主催で開催され、家族や地域の関係機関が集まる家族応援会議についても、参加者が集まりやすいように市役所で行った。このように参加者、場所、日時などの面談構造の設定は柔軟に行うようにした。

家族応援会議におけるファシリテーターは、中立性が重視されるため、外部から独立したファシリテーターを用意するか、児相内でケースを直接担当していないスーパーバイザーなどの職員に依頼することが望ましいとされる(Parker, 2015)。しかし、筆者の所属した児相はそうした体制が組まれていなかったため、本事例においては、担当福祉司である筆者が、ファシリテーターと司会者の役割も兼務した。

### 倫理的な配慮

本研究については、筆者が所属した児相長の許可を得た上で、事例の保護者(父親、母親)からは書面にて研究協力の同意を得ている。ただし、プライバシー保護のため、事例の本質と直接関係のない情報については一部改変するなどの倫理的な配慮を行った。

### 第3節 援助の経過

以下、事例の経過に従って家族再統合に向けた心理援助について、主に家族応援会議に焦点を当てて説明する。なお、“ ”は面談での保護者の発言、< >は筆者（以下、Thとする）の発言、#は家族応援会議の回数を表す。

#### 第一段階：問題を整理するための地図作り

##### #1 ゴールの共有と親子交流のための家族応援会議

##### 第1回家族応援会議

保護者は施設への措置入所の同意はしたものの、児相の介入に対して十分に納得していないところがあり、本児と再び一緒に暮らせないのではないかという強い不安を感じているようであった。そのため、児相の介入した意図を伝えた上で、現時点の家族の課題を整理し、これからの見通しを持てるようにするために家族応援会議を提案し、両親が本児と施設ではじめて面会する日に合わせて実施した。なお、家族応援会議の事前準備として、児相内で『解決志向ベースの家族再統合プログラム』を学ぶ仲間と一緒に、「マッピング」の際に家族に伝える【児相の心配】の表現について検討し、ロールプレイ練習を行った。

家族応援会議の参加者は、父親、母親、施設（2名）、児相（3名）であり、保護者に対しては会議前にオリエンテーションを行った。今回の会議では、【心配していること】【うまくいっていること】【起きる必要があること】の3列（スリーコラム）と【安全のものさし】から構成される「マッピング」（井上他，2012；Table 11）を用いた。マッピングとは、「地図作り」という意味であり、情報をホワイトボードに書きながら、問題を整理するための地図作りの作業を行った。今回は児相の介入の説明責任を果たすために、本児の保護に至ることになった事実を簡潔に述べた上で、<児相は、お母さんがあつくんを叩いたり、怒鳴ったりすることで、あつくんが怪我をしたり、自分のことをバカだとか死んだ方がいいと思うかもしれないことを心配しています>とこれから起きうることで児相が心配していることを伝えた。その上で、<これからあつくんが家に帰るには家庭が安心・安全であることを確認する必要があります>と伝えたところ、母親より“今回の件は事実だけど、「虐待」はしていない。愛情を持って子育てをしている”との反論があったので、<分かりました。今回は、そうした家庭のいいところをたくさん教えてください>と返した。

児相より<10点が十分に安全である状態、0点が家で暮らすことができないほど危険だとしたら？>と【安全のものさし】による質問を行ったところ、保護者が6点と答えたので、<では6点分のすでにうまくやれていることについて教えてください>と家族の強み



や安全につながる具体的なエピソードを引き出していった。また、施設職員から本児のいいところについて、施設での生活の様子と併せて報告してもらい、これらを【うまくいっていること】の部分に記載した。

さらに、家族から【心配していること】を聴取する際には、<今の6点が10点になるには、何ができるようになる必要がありますか？>というように、なるべく肯定的な表現で質問をすることで、家族の問題に直面化する際に生じる否認や抵抗を最小限にする工夫を行った。その結果、保護者が防衛的になることなく、家族のリスクに関する情報が語られるようになり、母子二人のときに本児が体調不良になったり、泣き叫んだりした場合、母親がパニックになって、適切に対応できないことを家族は心配していることが分かった。

その後、【起きる必要があること】について話し合い、児相として決して譲れないボトムラインを伝えた上で、家族が大切に思っていることを取り入れて、ゴールを設定した。最後に<先ほどの【安全のものさし】の点数が1点あがるには何が起きる必要がありますか？>と質問することで、これから取り組むべきことについて話し合った。

#### 親子交流の開始

こうした児相と家族の協働的なプロセスを経てマッピングを作り上げたときには、保護者は児相の持つ介入と支援という二重の役割を理解し、両親ともに“あっくんと一緒に暮らすために、これから何をすればいいのかがはっきりしたので安心しました”とすっきりした表情で話していた。また、父親が家庭にいるときは本児が確実に安全であることが確認でき、施設職員の話からも本児の保護者への愛着が強いことが分かったため、父親の仕事が休みのときの外泊を許可し、親子交流を始めることを決めた。

Table 1 1 スリーコラムと安全のものさしによるマッピング

【心配していること】	【うまくいっていること】	【起きる必要があること】

【安全のものさし】 0 ←————→ 10

## #2 協働的なアセスメントのための家族応援会議

### 『家族の安全の輪』

第1回家族応援会議を実施してから、児相と保護者の関係性は大きく変化し、母親は“あつくんを引き取るために、早く病気を治します”と話するなど、児相との面談への動機づけも高まっているようであった。しかし、Thは、こうした母親の気負いが返って逆効果になるかもしれないことを危惧したため、母親の病状の改善を本児の家庭引き取りの条件と考えていないことを明確化した。母親の調子が悪くても、親戚や地域の協力を適切に受けられることができれば家庭引き取りは可能であると伝え、安全応援団に入る人を見つけるために『家族の安全の輪』(Parker, 2010a)を実施した。

面談では、<あつくんは児相に保護されて施設で暮らしていますが、家族の生活の範囲にいる人で、そのことを全て知っている人は誰ですか？>とThが問いかけると、母親は“おじいちゃん、おばあちゃんには話しました”と答えた。その後も質問を続けていくと、父方祖父母が近所に住んでおり、母親が精神不安定になったときに本児の世話をしてくれており、父親も母親も祖父母のことを信頼していることが分かった。その他にも母親が保健センターの保健師などによく相談していることが分かった。

### 要対協の個別ケース検討会議

『家族の安全の輪』を参考にして、保護者が安全応援団に入って欲しいと思っている人が参加する家族応援会議をY市で開催することにした。しかし、Y市でこうした取り組みを行うのは初めてのことであったため、当日の混乱を避けるために、まずは要対協の個別ケース会議を実施することにした。事前に家族に関わる関係者が集まったことで、それぞれが抱えている不安などのネガティブな感情のガス抜きをする機会となった。また、児相が家族応援会議を実施する意図や会議当日のルールなどを丁寧に説明することができた。

### 第2回家族応援会議

第2回家族応援会議の参加者とその招待方法は、家族が決め、会場となった市役所の会議室には、本児、父親、母親、父方祖父母、保健センター(2名)、保育園(2名)、市役所、児相(5名)が集まった。今回は、マッピングの情報をホワイトボードに書くのではなく、壁と紙を使う『壁マッピング』(井上他, 2012)を実施した。手順は前述したマッピングと同様だが、参加者がA5サイズ(A4サイズの半分の大きさ)の紙に参加者が選んだカラーペンで書き込み、壁に貼っていき、後で発表する機会を設けるといった形式で行った。

壁というスペースを最大限に生かすことで、多くの意見を出してもらった。家族への非難の場にならないように【うまくいっていること】に焦点を当てるファシリテーションを

行い、参加者からいいところをたくさん認めてもらうことで家族がエンパワメントされていき、虐待のリスクについて話し合うエネルギーを得ることができた。参加者同士の相互作用により『壁マッピング』は展開していき、参加者がそれぞれ違う色で書いた紙が壁いっぱい貼られることで、みんなで一つのことを成し遂げた連帯感が生まれた。この会議により、児相と家族、親戚、関係機関が本事例の問題に対する共通認識を持つことができ、これから本児の家庭引き取りに向けてそれぞれがやるべきことが明確になった。

## 第二段階：『安全計画作り』による子ども虐待の解決に向けた旅

### #3 安全計画作りのための家族応援会議

#### 『これからの家』

家族との協働による『安全計画作り』(Parker, 2011)の下準備のために、母親との個別面談で『これからの家』(Parker, 2010b)を実施した。<児相があっくんを保護することになった家族の中の問題が解決していて、あっくんは家に帰っているとします>と教示し、そのときの家庭での様子について質問を変えながら具体的に聞くことで、家族の視点からの安全ゴールを引き出していった。すると、“みんな笑っていると思います”という家族の願いが語られ、怒鳴らずに一緒にオモチャで遊んでいることや、手をあげるのではなく優しく注意していること、パニックになったときには祖父母に本児を預けて距離をとっていることなど、具体的な安全行動に関する情報が出てきた。

#### 『安全計画作り』の準備

親子交流の経過が良好であり、本児も家庭での生活を望んでいたため、Thより、家庭復帰に向けた安全計画を作成する必要があることを説明した。母親と作成した『これからの家』を参考にし、施設の面接室で父親と母親、施設、児相で『安全計画作り』について話し合った。また、要対協の実務者会議の中で、地域の関係機関とは定期的に情報交換を行い、『安全計画作り』のために家族応援会議を開催する必要があると伝えた。なお、3回目の家族応援会議を開催する前に、筆者は、安全パートナーリングを提唱した Sonja Parker からロールプレイを通したスーパービジョンを受ける機会があった。

### 第3回家族応援会議

Thより、安全計画が有効に機能するためには保護者と安全応援団とのチームプレイが必要不可欠であると説明し、家族応援会議の開催を提案した。参加者は、父親、母親、父方祖父母、保健センター(2名)、保育園、市役所、児相(2名)であった。父親が挨拶をし、参加者への感謝と今後の支援をお願いしたいという気持ちを話すことから会議が始まった。

ファシリテーターの Th から、これまでのマッピングなどから協働的に作られた安全ゴールを 2 つ伝え、家族との話し合いの結果、〈あつくんは体調不良になったり、ぐずって泣いたりしたときであっても、いつも冷静に対応してもらえるようにします〉というゴールから話し合うことに決めた。ファシリテーターとして、すでにできている安全行動などの【うまくいっていること】に焦点を当てる工夫をしたが、それでも子どもの安全に焦点を当てる『安全計画作り』という作業は、家族にとってはリスクに直面化することでもあり、母親はパニックになり、“私は母親失格だから無理。もう死ぬしかない”と声をあげて泣いてしまった。その際に Th は〈お母さんは、このようにパニックになるときがあります。そのときにあつくんに危険がないようにどんな行動をしていますか？〉と問いかけた。すると母親は“おじいちゃんに電話をします”と答えたので、父方祖父に話を振ると“そのときは家に行ってお母さんをなだめたり、あつくんの面倒を見たりします”と答えた。Th が〈そうなるにあつくんの安全は？〉と質問すると、父親が何かに気が付き“これも安全行動というやつなんですね。それならできるかもしれません”と語り、話し合いは一気に進んでいき、最終的に 10 の安全ルールの案ができた。

後半では、安全計画の確認方法や家族に何か問題が生じた場合の対応などについて話し合った。その結果、家庭復帰後の児相の継続指導の方法や、安全応援団が家族に何か問題が生じていることに気が付いたときには児相に連絡をすることにし、必要に応じて家族応援会議を開催するというのを家族主導で決めた。このような話し合いを通して、保護者と安全応援団が安全計画を共有し、安全応援団がやるべきことの役割分担を合議的に決めることで、家族や安全応援団との関係性が深まっていった。

### 『ことばと絵』

家族応援会議後の保護者面談で安全ルールを練り直す作業を行い、安全計画が有効であると児相が判断したため、長期外泊により経過観察するために措置停止をすることにした。完成した安全ルールについては、『ことばと絵』(Turnell & Essex, 2006)を活用して、本児に分かりやすく説明することにした。誰がどのように伝えるのか保護者と話し合ったところ、主には父親が絵を描き、母親が文字を書いた上で本児に読み聞かせることにした。『ことばと絵』を実施する際には、子どもが安全ルールに合った絵を描くことが多いが、本事例の場合、本児がまだ幼く絵を積極的に書くことは困難であったため、説明に納得したら絵に色を塗ってもらうという形にすることで、子どもが少しでも参画できるように工夫した。このような子ども・家族・援助者の協働による『ことばと絵』の作成プロセスは、あたたかい雰囲気が進んでいき、本児はうれしそうに笑顔で色を塗っていた (Figure 15)。

**ルール1: あっくんのげんきがないときやないているときに、おかあさんとふたりきりだと、おかあさんはパニックになることがあります。もしあっくんがほいくえんにいきたくなかったり、せきやはなみずがあったり、ごはんを食べるのがすくなかったり、おかあさんへのへんじがなかつたいたとき、おかあさんはあっくんがびょうきだとおもいます。まずやるべきことは、おかあさんはだれかにでんわをしてあっくんにどのようにするべきかきめることです。**



**ルール2: おかあさんは、あっくんのことでパニックになったときに、ほいくえんやほけんしさん、おじいちゃん、おばあちゃんにでんわします。おかあさんは、ほいくしさんやほけんしさん、おじいちゃん、おばあちゃんから、まずさしよに「どんなこでもびょうきになるし、あっくんはすぐによくなるからだいじょうぶ」といってほしいとおもっています。そのうえでどのようにすればよいのかおしえてもらえると、おかあさんはおちつきます。**

Figure 15 『ことばと絵』を用いた『安全計画作り』の例（※筆者が作成）

#### #4 モニタリング／見直しのための家族応援会議

本児の長期外泊の間、家族は自分たちで決めた安全計画を実行できるように努力した。母親がパニックになることはたびたびあったが、安全応援団に電話した際に適切な対応がなされることで、母親は落ち着きを取り戻すことができ、本児に虐待が起きることを未然に防ぐことができた。Thによる定期的な面談では、【うまくいっていること】に焦点を当てた確認を行ったところ、安全計画をよりよいものにする改善案が家族から出されたので、第4回家族応援会議を開催し、安全ルールをさらに充実させていった。その結果、本児の入所措置解除による家庭引き取りを果たすことができた。

あっくんの家庭復帰後も、Y市の要対協のケースとして児相、施設、地域の関係機関によるアフターケアが図られた。『安全計画作り』のルール1にあるように母親はあっくんの子育てに困ったときには電話相談をするようにし、ルール2にあるように安全応援団のメンバーが「大丈夫だよ」という声かけを母親に対してチームとして一貫して行うことで、あっくんの安全のためのネットワークが適切に機能する仕組みが構築された。こうした中で母親の精神疾患という問題を抱えながらも、家族の再統合が促進されていった。

## 第4節 考察

### 1. 本事例における地域でのネットワーク支援のプロセス

本事例は、受容的なアプローチを行っていたときには児相と保護者との関係性は良好であったが、介入型アプローチに切り替え、保護者の意向に反して子どもの職権一時保護を行ったことで、激しい【対峙関係】に陥った。介入後には、母親からの児相に対する攻撃が続いたが、【児童相談所の役割の明確化】を行うために、《保護者を責めない態度》と《毅然とした態度》のバランスをとりながら《法律による三項構造化》を試みた。その結果、しぶしぶではあるが保護者から施設への措置入所の同意を得ることができた。本事例は、母親の精神疾患による問題性が大きく、親子分離をした直後の段階では、児相内、施設、関係機関から家庭引き取りを反対されていたケースであったが、親子ともに家庭と一緒に暮らすことを望んでおり、定期的な外泊という部分的な家庭復帰という形を目指すことも可能であったため、早い段階から【家族再統合プログラム】を開始した。

介入直後は、【しぶしぶの相談関係】であったが、これは保護者とだけではなく、児相、施設、親戚、関係機関も同じ気持ちであり、家族再統合に向けた十分な協力体制はまだなかったと推測される。筆者は、どのような援助を行ったとしても母親の精神疾患のリスクを完全になくすことは困難であると考え、母親がパニックになることがあることを前提に、安全パートナーリングの家族応援会議を活用したネットワーク支援を行うことにした。

まずは第1回家族応援会議を開催し、「マッピング」を行うことから援助を始めたが、これによって家族や関係機関との《ゴールの共有》がなされ、児相が心配していることや、それを防ぐためにこれから取り組むべき課題をそれぞれが理解することができた。その結果、《保護者の態度の変化》が生まれ、子どもの施設入所の必要性や取り組むべき課題をそれぞれが理解した上で、家族や関係機関との関係性が深まっていった。

Parker (2011) が「安全計画作りは、作品ではなく、旅路である」と述べているように、安全パートナーリングの援助プロセスは「旅」に例えることができる。「マッピング」とは、文字通り「地図作り」ということになるが、現在地の分からない地図では、その意味をなさない。また、「旅には目的が必要である」(Parker, 2011) という安全計画作りの原則があるように、「安全ゴール」という目的地が決まらなければ前に進むことはできない。リスク(弱み)が障害物だとしたら、ストレンクス(強み)は道である。家族の強みを引き出し、それを組み合わせていくことでゴールを目指して道を作っていくのが援助となる。ゴールまでは一本道ではなく、川など通れないところは迂回していく必要がある。ときには川に橋をかけること(福祉サービスの提供)も必要かもしれない。これらの情報は、

援助者ではなく家族が持っているものであり、第一段階として家族に耳を傾けることで一緒に地図を作り、第二段階として『安全計画作り』による旅をするというプロセスを経る。

「家族の状況を一番よく知っているのは他の誰でもなく家族」(Berg & Kelly, 2000)であり、クライアントを専門家として尊重することの重要性を説いた Anderson & Goolishian (1992) の「知らない」姿勢 (not knowing) が援助の基本的な態度となる。

多機関・多職種連携が重要視される子ども虐待対応においては、子どもや保護者との関係性も重要だが、それに加えて、関係機関や安全応援団、さらには児相内などでの関係性の相互作用にも注目する必要があると思われる。例えば、本事例では、家族応援会議の準備を児相内の仲間たちと一緒にいたり、Sonja Parker からスーパービジョンを受けたりする機会に恵まれていたが、お互いのことを尊重し、学び合い、協力する関係性は、家族を信頼し、家族から学ぶ関係性にもパラレルに影響していたと考えられる。また、安全応援団のメンバーとは、要対協会議や家族応援会議などのフォーマルな場だけではなく、日頃からコミュニケーションを密にとることを大切にしていた。大規模な家族応援会議の成功には、みんなの協力が必要であったし、このような共に歩む旅の道程の中でチームとしての一体感が生まれてきたと思われる。

プライバシー保護の観点から家族の具体的なエピソードは省略しているが、本事例に対する援助は、様々なハプニングが生じる中で多くの面談や家庭訪問、電話対応を重ね、一進一退の中で進んでいった。家庭復帰までの期間は1年以上かかったが、協働的なアセスメントを継続的に実施したことで、子ども・家族・援助者のそれぞれが納得した上で援助を進めることができた。また、援助プロセスの重要な節目に家族応援会議を開催していたため、関係機関との連携も非常にスムーズであった。このように子ども・家族・援助者の協働的な関係性を重視する安全パートナーリングの家族応援会議を重ねることで、それぞれの関係性が変化していき、お互いに【しぶしぶの相談関係】であったものが、「みんなで協力してあっくんが家庭で暮らせるようにしよう」という雰囲気になっていった。そして、子どもや家族との【パートナーシップ】、さらには援助者同士のコラボレーションという関係性が深まっていくことで、安心・安全のためのネットワークが強化され、母親の精神疾患の問題性を変容させることなく、子どもの安全の構築に至ることができたと考えられる。

## 2. 家族応援会議におけるファシリテーターの役割

本研究により、多機関・多職種連携によるネットワーク支援を行う上で、家族応援会議を活用することの有用性が示唆された。しかし、実際に重要な話し合いの場に子どもや家族を参画させるということは、口で言うほど簡単なことではない。家族応援会議の中では、

子どもの安全に焦点を当てた話し合いが行われるため、しばしばメンバー間に、悲しみ、怒り、絶望、不満といったネガティブな感情を引き起こされる。また、過去に起きた事実に対する見解の相違から、話し合いがまとまらなくなってしまうこともあり、こうした場子どもや家族を入れる際には、十分な配慮が必要である。地域でのネットワーク支援を行うためには家族応援会議という枠組みを用意すればよいという問題ではなく、こうした激しい感情表出を適切に取り扱うファシリテーターの役割が非常に重要になってくる。

ファシリテーターという用語は、もともとは Rogers (1970) が提唱したエンカウンター・グループのリーダーのことを指し、「治療的人格変化の必要十分条件」(Rogers, 1957) で示されている「受容」「共感的理解」「純粋性」といったカウンセリングの三条件が基本的な態度として求められる。カウンセラーやセラピストといった心理的地位の差が強調される用語を避けて、Rogers があえてファシリテーター (促進者) と呼ぶことにこだわった理由は、メンバーの人間関係を促進し、究極にはグループ・メンバーの一員になるようなグループ中心の運営を理想としていたからである。エンカウンター・グループにおけるファシリテーションの技法論に関する研究としては野島 (2000) のものがあり、①グループの安全・信頼の雰囲気形成、②相互作用の活性化、③ファシリテーションシップの共有化、④個人の自己理解の援助、⑤グループからの脱落・心理的損傷の防止という五つのねらいごとにまとめられている。また、グループ・アプローチでは、特定のメンバーが非難の対象となることを防ぐ必要があり、①発言の機会をできるだけ全員に提供する、②グループの攻撃からメンバーを守るといったメンバーの安心感に配慮した行動が要請される (安部, 2010)。これらはエンカウンター・グループに関する研究から得られた知見だが、こうしたファシリテーターの役割は家族応援会議においても共通するところが多いと思われる。

本事例では、第3回家族応援会議の中で、Th が安全に焦点を当てたファシリテーションを行ったことで場の空気が重くなり、その重圧からみんなから責められていると感じた母親が泣き出してしまうことがあった。この局面で Th は、母親の中で生じている激しい感情の渦に巻き込まれそうになり、思わず母親のことをなだめたり、会議の進行をコントロールしたりしなければならぬという衝動に駆られつつも、家族により深く考えてもらうための質問を繰り返すファシリテーターの役割に徹して、「お母さんは、このようにパニックになるときがあります。そのときにあつくんに危険がないようにどんな行動をしていますか?」というシンプルな質問だけを返した。そして、家族の強みを信じるポジティブな姿勢で、保護者や安全応援団からアイデアを引き出していった。その結果、会議全体があたたかい雰囲気で包まれるようになり、母親は責められているというより、むしろ母親自身がみんなから支えられていることに改めて気がつくことができた。



Parker (2015) は、家族応援会議のファシリテーションの基礎となる原理の一つとして、「リアルな会話」(authentic conversations) を扱うことの重要性をあげており、人々が変化のプロセスに開かれているためには、強い感情を表出するのは当然で必要なことであると述べている。また、Rogers (1970) は、「相互信頼の風土は肯定的否定的を問わず真実の感情を表現する自由から発展する」と述べている。すなわち、ファシリテーターには、「リアルな会話」や「真実の感情」を許容し、その重要性を承認することを基本的なスタンスとしつつ、激しい感情の表出が会議の場を乗っ取ったり、メンバーの協働を阻害したりしないように効果的なファシリテーションを行うことが求められていると言えるだろう。

安全パートナーリングの原理 (Parker, 2012a) の一つに、「問いかける精神」(a spirit of inquiry) があるように、家族応援会議のファシリテーションで鍵となるのは、「質問の力」(Parker, 2015) である。ファシリテーターには、会議を仕切る役割が与えられており、ときには権限を行使することも必要である。しかし、ファシリテーターがこうした強い介入を頻繁に行い、会議をコントロールしようとしてしまうと、参加者が自由な話し合いをする機会を奪ってしまう危険性もある。ファシリテーターの役割の本質は、クライアントが自分の問題を解決するのを手伝うところにある。「家族応援会議をファシリテートすることは、変化のプロセスをファシリテートすること」(Parker, 2015) と述べられているように、クライアントが「どこにいるのか?」「どこに行きたいのか?」「どうやってそこにたどり着くのか?」を考え抜くのを手伝うことに集中する質問を繰り返すことがファシリテーションの基本的な姿勢となる。そのため、権限を使って会議をコントロールしたり、正論を並べて真っ向勝負したりするのではなく、「質問の力」により、家族をエンパワメントし、適切な方向へと導いていくことが重要だと思われる。

以上のように、家族応援会議のファシリテーターには、「今、ここで」の心の動きをしっかりと捉え、家族本来の力を引き出すための質問を行うという高度な専門性が要求されていると言える。こうした専門性は、まさに心理職が目指すものと通じるところがあり、児相などの心理職が家族応援会議におけるファシリテーターの役割を担うことの意義は非常に大きいと思われる。

## 第7章 家族再統合に向けた協働的心理援助モデルの構築

### 第1節 問題と目的

第6章では、虐待を行う保護者を変容させるのではなく、家族や親戚、さらにはその周囲を取り巻く地域のネットワーク機能を促進することで、子ども安心・安全の構築を目指す援助のあり方として、『解決志向ベースの家族再統合プログラム』である安全パートナーシップの家族応援会議を活用した実践を紹介した。このように保護者の精神疾患などのリスクをなくそうとするのではなく、すでにある家族の強みや地域の支援機能を強化することで虐待の解決を目指すという発想は、問題の改善が難しい精神疾患や知的障害がベースにあるネグレクトや心理的虐待の在宅ケースに対して要対協を活用した地域支援を行う場合など様々なケースを援助する上で参考になるところも多いと思われる。しかし、今回得られた知見は一事例から得られたものに過ぎず、こうした地域支援のあり方を理論化していくためには、多くの臨床知を集積し、モデル化していく作業が必要だと思われる。

第1章で述べたように、わが国の児相は、①相談機能、②市町村援助機能、③一時保護機能、④措置機能という強力な権限を併せ持っており、介入から家族再統合までの援助プロセスにおいて中心的な役割を担っている。そのため、本研究では家族再統合に向けた様々な局面における心理援助について実践的な検討を加える中で、保護者への心理教育（第4章）、保護された子どもの代弁（第5章）、家族応援会議のファシリテーション（第6章）といった児相の心理職の多様な役割に焦点を当ててきた。これまでも述べてきたように、児相の心理職は面接室での心理判定や心理療法といった狭義の心理臨床に限った業務を行っているわけではなく、福祉司などの多職種と協働しながら、ケースの状況に応じて家庭訪問や関係者への働きかけを行い、身近な支援者へのエンパワメントや、コミュニティのコーディネートなどの役割を果たしている。こうした現場の臨床実践は、衣斐（2008）や宮井（2012）などによって報告されており、システムズ・アプローチなどを理論的な基盤としながら、心理臨床とソーシャルワークを統合した柔軟な対応が展開されている。

子ども虐待とは、多次元に渡る問題が複雑に絡み合って生じるものであり、多機関・多職種連携を基盤とした生物・心理・社会的多次元からの統合的なアプローチが必要不可欠である。子ども虐待対応における多職種連携の中での心理職の役割については、施設などの社会的養護の現場などで模索されており（例えば、増沢・青木，2012）、臨床心理学の分野でもコラボレーションとしての心理援助の特集（臨床心理学，第8巻，第2号，2008）が

組まれるなど、重要なテーマの一つになってきていると言えるだろう。しかし、こうした協働的な心理援助のあり方については、実証的な研究に乏しく、わが国の子ども虐待対応で中心的な役割を担っている児相の心理援助に関する研究となると、急増する子ども虐待への対応によって現場が多忙を極めているということもあり、研究そのものが非常に少ないというのが実情だと思われる。

以上の問題意識を踏まえて、本章では、家族再統合に向けた協働的な援助プロセスにおける児相などの心理職の役割を明らかにすることを目的とする。具体的には、子ども虐待対応の現場実践からボトムアップ的にモデルを構築し、チームプレイに優れた心理職がもたらす相互作用の構造について臨床心理学的な視点から考察したい。

## 第2節 方法

### 研究方法の選択

本研究の目的は、これまで実証的な研究の少ない子ども虐待対応における協働的な心理援助のあり方を検討するものであり、方法論としては、仮説生成型の研究法が必要となる。そのため、インタビューデータをもとに理論化を図ることに適した M-GTA を研究法として選択した。

### 研究協力者 (Table 12)

子ども虐待対応経験者 21 名 (男性 6 名, 女性 15 名, 平均年齢 34.7 歳,  $SD=8.4$ , 平均虐待対応経験年数 9.5 年,  $SD=8.2$ ) を研究協力者とした。筆者は、心理司, 福祉司, 一時保護所職員という異なる立場で児相の心理職として働く経験があり、子ども虐待関連の学会や研究会などで活動していた。本研究では、現場の生の声から理論を構築することを目的としているため、インタビュアーと本音で話すことができる信頼関係が前提として必要だと考え、研究協力者は筆者と面識がある者、もしくはその紹介による者とした。

多機関・多職種で構成されるチームの中での心理援助のあり方を検討するためには、様々な立場からの意見が参考になると考え、サンプリングに際しては、心理司, 福祉司, 一時保護所児童指導員という児相内の他職種や、乳児院, 児童養護施設, 情緒障害児短期治療施設, 知的障害児施設といった児童福祉施設 (以下, 施設と略記), 家庭児童相談室 (以下, 家児相と略記), 学校 (スクールカウンセラー; 以下, SC と略記), 病院などの他機関での子ども虐待対応の経験がある援助者を幅広く抽出した。

なお、今回の研究協力者が勤務する児相では、介入と支援の分業を行っておらず、一部のケースに対しては、福祉司と心理司がペアを組み、子どもの保護から家庭復帰に至るまで連続性のある支援が行われていた。

Table 1 2 研究協力者のプロフィール

No	名前	性別	年齢	虐待対応 経験年数	職種	主な子ども虐待 対応領域	インタビュー グループ
1	Aさん	男	32歳	7年	心理	SC	A (臨床心理士)
2	Bさん	女	57歳	35年	心理	心理司・SC	A (臨床心理士)
3	Cさん	女	47歳	21年	心理	施設・家児相	A (臨床心理士)
4	Dさん	女	41歳	19年	心理・福祉	SC	A (臨床心理士)
5	Eさん	女	39歳	17年	心理	施設	A (臨床心理士)
6	Fさん	男	25歳	1年	心理	施設	B (臨床心理士)
7	Gさん	女	36歳	8年	心理	SC・病院	B (臨床心理士)
8	Hさん	女	34歳	3年	心理	SC・家児相	B (臨床心理士)
9	Iさん	男	51歳	18年	心理・福祉	福祉司・SC	B (臨床心理士)
10	Jさん	女	28歳	2年	心理	施設・病院	※B (臨床心理士)
11	Kさん	男	26歳	4年	心理・福祉	心理司・福祉司	C (心理司)
12	Lさん	男	30歳	4年	心理・福祉	心理司・福祉司	C (心理司)
13	Mさん	男	37歳	9年	心理	心理司	C (心理司)
14	Nさん	女	26歳	4年	福祉	福祉司・保護所	D (一時保護所)
15	Oさん	女	32歳	7年	福祉	福祉司・保護所	D (一時保護所)
16	Pさん	女	30歳	8年	福祉	福祉司・保護所	D (一時保護所)
17	Qさん	女	35歳	10年	心理・福祉	心理司・福祉司・ 家児相	E (福祉司)
18	Rさん	女	30歳	6年	福祉	福祉司	E (福祉司)
19	Sさん	女	33歳	7年	福祉	福祉司	E (福祉司)
20	Tさん	女	29歳	4年	福祉	福祉司	E (福祉司)
21	Uさん	女	30歳	6年	福祉	福祉司	E (福祉司)

※グループインタビュー当日の都合が合わなかったためJさんは後日、個別面接を実施

## データ収集法

2014年2月から3月に1回あたり約2時間のグループインタビューを5回実施した。グループ形式にしたのは、他の研究協力者の意見に触発されることで議論が活発になることを狙ったためであり、研究協力者全員が自由に発言できるように各グループ内のメンバー構成に配慮して3～5名の小集団を構成した。

インタビューの司会は筆者が務め、発言者が偏らないこと、発言を強制しないことなどに気を配り司会進行を行った。児相などの現場は、それぞれの職場によって援助体制の違いなどが大きいですが、本研究では、これからの現場実践につながる汎用性の高いモデルを構築するために、子ども虐待対応に共通する理想的な心理援助のあり方を探索的に追究することを目標とした。そのため、「子ども虐待の介入から家族再統合までの協働的な援助プロセスにおいて、心理職にはどのような役割が求められているのか」と教示をした上で、児相だけに限らずコラボレーションとしての心理援助がうまくいった実践を幅広く共有し、児相などの現場における心理援助のあるべき姿を検討するための質問を重ねた。

また、家族再統合の捉え方については、第1章で述べたように<家庭復帰>と<家族が安心・安全にお互いを受け容れられていること>という狭義と広義の両方の捉え方がある。本研究では、家族再統合を広く捉え、当面の家庭復帰の見通しが無いケースや、一時保護や施設入所などが行われていない地域の在宅支援ケースも聴取したが、今回はそうした中でも特に一時保護や施設入所などの親子分離をした状態から家庭復帰を目指すケースに重きを置いてインタビューを行った。なお、インタビュー内容については、研究協力者の了解を得てから録音した。

## 分析手続き

M-GTAの方法に従い、分析テーマと分析焦点者を設定した。分析テーマとはより具体的にデータに密着できるように設定するものであり、本研究では、「子ども虐待ケースへの介入から家族再統合に至るまでの協働的な援助プロセスにおいて、チームプレイに優れた心理職はどのような役割を果たしているのか」とした。また、分析焦点者とはデータを解釈するときに焦点を当てる特定の人間のことであり、本研究では、「子ども虐待対応を行う児相などの心理職」に設定した。なお、本研究での「児相などの心理職」とは、心理司に限定せず子ども虐待対応の文脈の中で心理援助を行う様々な職種を含む広義なものとした。

分析作業はデータ収集と同時並行的に行っており、分析経過に応じてデータを追加収集し、モデルを修正していった。分析に際しては、①まず録音データの文字起こしをしてテキストを作成した。②分析テーマと分析焦点者に照らして、データの関連する箇所に着目

し、類似した部分を具体例として集め、概念名をつけた。③概念名とその定義、具体例を分析ワークシートにまとめ、概念を生成した。分析ワークシートとは、文脈やプロセス性を重視する M-GTA で開発されたものであり、概念名、定義、具体例、理論的メモからなるもので、データ分析を進める中で、新たな概念を生成し、1 概念につき 1 ワークシートの形式で作成した。④同時進行で、他の具体例をデータから探し、分析ワークシートの具体例の欄に追加していき、様々な立場の援助者が共通して語ったことで具体例が豊富に出てきたものを概念として採用した。⑤概念の完成度は、類似例の確認だけではなく、対極例についての比較の観点からデータをみていくことにより、解釈が恣意的に偏る危険を防いだ。4 回分のグループインタビュー (16 名) の分析を終えたところで新たな概念の生成がみられなくなり、理論的飽和に達したと判断した。類似例と対極例の検証および具体例の充実のため、分析は 5 回分の全てのグループインタビュー (21 名) のデータについて行った。⑥生成された概念と他の概念との関係を個々の概念ごとに検討した。⑦複数の概念の包括するカテゴリーを生成した上で、それぞれの関係を示しながら、モデルを作成した。

### 倫理的な配慮

グループインタビューを始める前に、研究協力者に研究の趣旨、研究協力中断の保証、匿名性の確保、データの管理方法などについて、文書と口頭で十分な説明を行った。その後、同意書への署名によって、インフォームド・コンセントを得た。本研究は、筆者が所属していた児相長の許可を得ているが、研究協力者の過去の所属機関や担当事例に遡って研究協力の承諾を得ることは現実的ではないと考え、今回は、特定の機関や事例の内容ではなく、援助者側の内的体験や実践の工夫に焦点を当てたインタビューを行った。

また、録音データの文字起こしの際には、個人名や機関名などはアルファベット表記とし、事例に関わる情報は基本的には省略するなど、個人のプライバシーの保護には慎重な配慮を行った。

## 第 3 節 結果と考察

### 1. モデルの作成

#### 各カテゴリーと概念の説明

M-GTA による分析の結果、3 個のカテゴリーと 12 個の概念が生成された (Table 13)。以下、カテゴリーは【 】、概念は《 》、定義は< >、具体例は「 」を用いて表す。

Table 13 生成されたカテゴリおよび概念

カテゴリー名	概念名	代表的な具体例
柔軟な相談構造の構築	アウトリーチ介入	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「虐待している家族って（中略）かなり被害的，攻撃的で（中略）援助を求めていたら援助を返してくれるなんてそういうことを想定していない家族だと思うんです。だから『私は援助したいと思っている』ということをお願いしにいかないとまずは相談に乗ってきてくれない」（Bさん）</li> <li>● 「初めて家に行くということを経験した時の不安というのはすごかった。でもやっぱり相談に来られない。急を迫るということもあって行くしかないというところから始まった。何回も行っているうちに，相談に来てもらうという形につながっていった」（Hさん）</li> </ul>
	安心・安全への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「まずは安心・安全な大人って相手に思ってもらう必要があると思います。やはり言ってもなかなか伝わらない。感じてもらう方が最終的にはよかったと思うことがあります」（Dさん）</li> <li>● 「みんなでやっていたら，怖くない。一人でやると怖い。チームでの対応にはそういう安全感がありますよね」（Bさん）</li> <li>● 「虐待ケースだと特にすごく揺さぶられるようなところが大きいので（中略）チームに自分が支えられている感じとか，安心して自分は取り組めるというのがすごく大事だと思いました。だからこそチームでやるのが大事」（Gさん）</li> </ul>
	調律	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「感じるとか感覚を共有するところから入っていかないと。（中略）波長を合わせるというのか」（Eさん）</li> <li>● 「つながれるポイントがないと，その次の見立てに行けない」（Aさん）</li> <li>● 「外から，その子が何を必要としているのか拾い出すのではなくて，一緒に降りてどこでつながるのかをチューニングをしているイメージ。不適切な表現かもしれないけど，巻き込まれるイメージ」（Cさん）</li> </ul>
	面接場面の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「伝統的な心理療法ではクライアントとセラピストの二者関係で済んでいくことが多いけど，兎相の虐待対応では，どういった面接の設定をするのか誰が入って誰を相手にやるのかという選択にセンスが必要だと思います」（Mさん）</li> <li>● 「構造の設定の仕方について（中略）家族というのは常に変化していて，兎相と保護者の関係とか，あと今はどの援助過程にあるのかというのを常に捉えて面接構造を柔軟に変えていく必要があると思います」（Kさん）</li> </ul>

Table 13 つづき

カテゴリー一名	概念名	代表的な具体例
多次元多層的な見立て	個別的な見立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「再統合なり、(中略) 家庭復帰だったり、(中略) やはり私が思うのは、心理司はアセスメントをしなければ仕様がないうことです。(中略) どんな子どもなのかというのがないと親とも話していけないし」(Mさん)</li> <li>● 「その子の病理水準、健康度、親御さんとの関係の健康度、発達段階、そういったことを含めての見立ても大切だと思います」(Gさん)</li> <li>● 「こちら側の(学校の)先生自身の見立ても大事だと思うんですよ」(Dさん)</li> </ul>
	俯瞰的な見立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「個人の世界もみていくと、その関係性もみていくし、それがどういうところに根差した関係性なのかをみていくために俯瞰してみていく」(Gさん)</li> <li>● 「重いケースほど、丁寧に見立てて、どうすれば害を与えずにすむのか、どこに働きかければいいのか、風がふけば桶屋がもうかるじゃないけど(中略) 全ての関係を見て、常に俯瞰している立場みたいな」(Bさん)</li> <li>● 「私は他の(心理職の)先生ほど俯瞰してコーディネートしていくほどの力はないですが(中略) それができないから専門性がないというわけではなく(中略) 自分の感情の流れとか、こんなに巻き込まれているというのを含めて、状況を見ることが出来る力というのか」(Eさん)</li> </ul>
	危機感の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「それぞれの立場で、それだけ差し迫っているんだというのが改めて共有できて、だからどうにかしなければならぬというのがみんなで共有できて、そういう方向に向かっていったのかなと思います」(Gさん)</li> <li>● 「会議に参加していて、なんかずれていると感じる時には、それぞれが見ているところがずれていて噛み合わなかったり、『そこは大丈夫でしょう』というところで、意見が折り合わないことが多いのかなと思います」(Fさん)</li> </ul>
	見通しの共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「アセスメントについて資料を作ってみんなで共有したということで、その子への見立てがみんなですやすくなったというのがあると思います。あと関わり方も見立てがあることによって変わってきますし」(Jさん)</li> <li>● 「(見立てを共有することで) 見相内であれば、『こうやっていこう』という方向性が共有されます。保護者に対しては(子どもの特徴に対する)理解の段階でつまづいているところで、『そうなんだ』ということを理解することで現実的な対応につながっていくと思います」(Mさん)</li> </ul>



Table 13 つづき

カテゴリー名	概念名	代表的な具体例
ホールディングの環境整備	子どもに寄り添う代弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「虐待ケースとかで親子間の意思の不具合というのか（中略）すれ違いというのを感じるケースも多いです。そのときにまずは子どもの話を聞き出す中で、本人はどういったものを考えているのかを整理する。（中略）これまで子どもが直接伝えられていなかったものを、仲介する」（Lさん）</li> <li>● 「『どうして相談しなかったの？』と聞いたら『言ったら親にそのまま言われる』と答えたんです。（中略）もしそこに関係ができて心理司とつながっていたら再び保護される事態は防げたのかなと思って」（Pさん）</li> <li>● 「その子が表情には出しているけど、言葉に出していないものを、『こうかな？』という感じでこちらが代わりに表出する話をしていく（中略）その子の出来事や気持ちを共有する人として、その場にしようと努めていますね」（Jさん）</li> </ul>
	協働のための橋渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「やはり橋渡しというのか、共有できるようにつなげていく」（Aさん）</li> <li>● 「会議のときに引き出しつつ対立しつつ、その中で落としどころとか合意できる点に向けた交通整理をしているときがあると思います」（Lさん）</li> <li>● 「子どもを尊重していくんだという姿勢、そちらの方でその場の方向性としては十分まとまっていけます」（Mさん）</li> </ul>
	逆転移の気づきの促し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「母親に対して冷静でいられないことを自覚していたから（中略）筋道を立ててケースワークができていないのかを客観的にみてもらう役割を心理司にお願いすることで、巻き込まれずにうまくいったケースがあります」（Pさん）</li> <li>● 「（学校の先生も）『それって投影ですね』というので救われる感じ」（Bさん）</li> <li>● 「子どものことを分かった上で、（学校の）先生のコンサルテーションをすると、そこで共感が生まれる。（中略）知識だけではなく、『私もそうだし、先生もそうだし、だからしんどいよね』というのが受け容れやすいです」（Aさん）</li> </ul>
	再統合に向けた心理教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「困難なケースでは（中略）パッケージ化されたプログラムや方法だけでは親も対応しきれないと思います。その場合には（中略）個別の対応方法を一緒に考えていきます」（Kさん）</li> <li>● 「職権一時保護のケースが多いので（中略）対立関係はあると思うんですけど、そこからプログラムをやっていくと（中略）対立構造が少しずつ、相手も兎相に協力、歩み寄ろうという関係に変化していくことが多かったです」（Oさん）</li> </ul>

## カテゴリー I 【柔軟な相談構造の構築】

本カテゴリーでは、児相などの援助の枠組み作りに関する 4 個の概念が集まった。

### 概念① 《アウトリーチ介入》

＜子どもや保護者と接触を試みるために、家庭訪問や子どもの保護などのアウトリーチ介入を行うこと＞を示す。インタビューでは、心理職が面接室の外に出て行くことに不安を感じつつも、実際にアウトリーチを行ったことでその後の援助につながった体験について語られた。また、福祉司の立場からは、心理職が保護者と対峙する局面に同席したり、一緒に家庭訪問をしたりすることで、見立ての妥当性が高まったり、抑え役と支え役というように役割分担が可能となる利点があることが語られた。

### 概念② 《安心・安全への配慮》

＜子ども・家族・援助者が安心・安全に関係を構築できるように配慮すること＞と定義した。不信感や被害感が強く、地域で孤立していることが少なくない子ども虐待ケースに対しては、子どもや保護者にとって安心・安全な形で関わりを持つことの重要性が強調されていた。また、援助者側の安心感のためにも、チームとしての複数対応を行うことや、一人で対応する場合であっても、バックに仲間がいる感覚や、後ろ盾の存在があることが大きいということが語られた。

### 概念③ 《調律》

＜「今、ここで」生じている相手の気持ちを汲み取り、波長を合わせること＞を示す。この概念は、Stern (1985) の情動調律 (affect attunement) や、衣斐 (2008) が重要視しているシステムズ・アプローチのジョイニングに通じるところがある。子ども虐待対応の現場では、常識的な対応だけでは通用しない現実があり、インタビューでは、ときには禁忌と分かっているが相手の内に入り込んで、広めの常識の範囲内で枠組み作りを行う意義について活発な議論が行われた。また、そうした援助を行う上では、相手に合せる姿勢だけでは危険であり、ケース全体を見立てることが重要であるという語りがあった。

### 概念④ 《面接場面の設定》

＜ケースに応じて適切な面接場面を設定すること＞と定義した。前述した《調律》とも関連があるが、児相などの現場では、面接構造を固定するのではなく、面接の場所や時間を相手の都合に合わせて設定することが少なくない。また、ケースの見立てや援助経過に応じて、個別面接や家族合同面接を効果的に組み合わせる柔軟な援助の展開こそが児相ならではの特徴であるとインタビューの中で語られていた。

以上のように、カテゴリーⅠ【柔軟な相談構造の構築】では、児相などの心理職は、自ら相談に来ることがない子どもや保護者との相談の糸口を作り出すために、こちらから出向いていく《アウトリーチ介入》を積極的に行い、実際に家族が生活する「場」を肌で感じたり、ときには介入に伴う対峙的な局面を経験したりすることが重要であるという示唆が得られた。本研究のこのような知見は、対峙的關係の保護者へのアウトリーチにおいて、単なる仕事を超えて、生身の人間関係として関わることの意味について考察している高岡（2010）の援助モデルと共通する部分もあると思われる。しかし、守られた面接室の外に出て行き、人間の深い闇の部分である虐待という難題に対して、子ども・家族・援助者が共に向き合うということは、激しい原始的な感情の渦に巻き込まれながら援助するというに他ならないため、大きな危険が伴う行為であるという自覚が必要である。そのため、アウトリーチによる家族支援を行う場合には、尚更のことチームで対応することが重要であり、お互いへの《安心・安全への配慮》が前提となる。そうした中で、相手に波長を合わせる《調律》を行いながら、ケースの状況に合わせて臨機応変に《面接場面の設定》を行うところに児相などの心理職の専門性を発揮していることが明らかになった。

## カテゴリーⅡ【多次元多層的な見立て】

本カテゴリーでは、児相などの心理職が行う見立てに関する4個の概念が集まった。

### 概念⑤ 《個別的な見立て》

＜子ども・家族・援助者を個別に見立てること＞と定義した。心理職には、子どもや保護者の見立てを行うことを期待されることが多いが、チームアプローチを行う際には、他機関や他職種の援助者のキャラクターや、援助者自身の置かれた立場などについても見立てる必要があることがインタビューの中で指摘されていた。そのため、個別に見立てる対象として「援助者」も定義の中に加えることとした。

### 概念⑥ 《俯瞰的な見立て》

＜「場」の關係系について俯瞰的に見立てること＞を示す。ここでは母子關係などのミクロなレベルにとどまらず、夫婦關係や家族・親戚關係、さらには地域社会との關係性というようにメゾ・エクソ・マクロまでを多層的に捉えるシステムズ・アプローチやコミュニティ心理学的なもの見方の重要性が示唆された。また、「風がふけば桶屋がもうかるじゃないけど」（Bさん）という語りに代表されるように、子ども虐待の現場では、部分が全体に、全体が部分に影響し合って複雑な相互作用を起こしているため、要素還元による分析では捉えることが困難であることがインタビューの中であげられていた。

### 概念⑦ 《危機感の共有》

＜子ども・家族・援助者が危惧していることを整理して危機感を共有すること＞と定義した。子ども虐待対応においては、多機関・多職種連携に基づく協働的な援助を行うためのシステムが作られており、複数対応やネットワーク会議などを行うことが浸透している。しかし、実際には連携の大切さは理解していても、価値観や利害関係の異なるメンバーが集まれば、ケースに対するリスク評価や、それに伴う援助の方向性についての意見の齟齬が生じ、こうした協働のためのシステムが適切に機能しないことも少なくない。今回のインタビューの語りからは、このような現実的な問題を踏まえた上で、一つの理想的なゴールを掲げるというよりは、お互いに差し迫っている共通の危機を共有することが新たな展開を生み出す一つのきっかけとなることが示唆された。

### 概念⑧ 《見通しの共有》

＜起きている現象を子ども・家族・援助者が扱える形に翻訳して見通しを共有すること＞を示す。子ども・家族・援助者の協働が必須である子ども虐待対応では、ケースに対する共通理解を持つことができるように、見立てを分かりやすく説明する通訳としての役割が心理職には求められていることが共通して語られた。ここでいう「見立て」とは、問題のラベル貼りではなく、具体的な対応方法につながるものであることが重要であるため、「見通し」という言葉を採用した。

以上のように、カテゴリーⅡ【多次元多層的な見立て】では、《個別的な見立て》と《俯瞰的な見立て》というようにケースのことを多面的にバランスよく見立てながら、子ども・家族・援助者の協働を促進するために、《危機感の共有》と《見通しの共有》を試みていることが示唆された。

一見、非人道的に見える虐待という行為の背景には、保護者の不安や悲しみ、無力感、罪悪感などが隠れており、精神力動的な視点からの深い理解が必要とされる。また、子ども虐待とは複合的な要因が重なることで生じるものであるため、個人の内的世界だけではなく、子どもや家族を取り巻く周囲の外的世界、さらにはそうしたケースに関わる援助者自身を含めたネットワークを俯瞰する「場」の関係系を見立てる視点も必要となってくる。本研究より、児相などの心理職は、福祉司などと一緒に面接室の外に出向いていき、子どもや家族の内的世界と外的世界を行き来したりしながら【多次元多層的な見立て】を行っていることが示唆された。また、このように心理職が動きながら見立てを深めていく中で、子ども・家族・援助者が危機感と見通しの共有ができるように援助していくことが、家族再統合に向けた協働のための新たな関係性を作る契機となる示唆を得ることができた。

### カテゴリーⅢ【ホールディングの環境整備】

今回の研究協力者には、臨床心理士が多く含まれていたこともあるが、援助チームで子どもを支えること、さらにはコミュニティ全体で家族を支えることの重要性を表現する際に、「ホールディング」という用語が使われていた。そのため、家族再統合に向けて家族を地域で支えることを表現するために、カテゴリー名の中に、成長促進的な環境機能を表す Winnicott (1986) のホールディング (holding ; 抱えること) という言葉を取り入れた。本カテゴリーでは、家族再統合に向けて家族のことを地域で支えていくためのネットワークの構築やメンテナンスに関する見相などの心理職の役割として4個の概念が集まった。

#### 概念⑨ 《子どもに寄り添う代弁》

＜子どもの気持ちに寄り添い、関係を作りながら本音を引き出し、ときには代弁すること＞を示す。見相では、福祉司が保護者担当、心理司が子ども担当を行うというような役割分担を行うことも少なくない。子ども担当の心理司が、子どもの切実な願いを引き出し、それを援助の中心に据えることで、子ども・家族・援助者がゴールを共有することが可能となることもある。この役割について福祉司の立場からは、心理職の専門性や子ども担当としての役割を期待する意見がある一方で、援助全体の流れを考慮せずに子どもの主張だけを代弁する心理職の弊害に対する厳しい指摘もあった。

#### 概念⑩ 《協働のための橋渡し》

＜子ども・家族・援助者の協働が円滑に進むように橋渡しすること＞と定義した。子ども虐待対応においては、様々な人が集まるネットワーク会議などが行われるが、心理職はそのような場で見立てを伝えたり、中立的な立場からファシリテーターの役割を意識した発言をしたりすることで、話し合いがまとまるように援助していることが語られた。

#### 概念⑪ 《逆転移の気づきの促し》

＜援助者側に生じる逆転移の気づきを促すこと＞を示す。チームアプローチにおける心理職の役割として他職種などへのコンサルテーションがあるが、その中でも援助者とクライアントの間に生じている転移感情に対する理解を促進する精神力動的な視点を持ちながら、援助者への心理的なサポートを行うことの重要性が語られていた。

#### 概念⑫ 《再統合に向けた心理教育》

＜家族再統合を目的とした心理教育的プログラムを実施すること＞を示す。見相などの心理職の場合は、個人心理療法というよりもペアレント・トレーニングなどの心理教育的な関わりが求められていることが共通して語られた。

以上のように、カテゴリーⅢ【ホールディングの環境整備】では、《子どもに寄り添う代弁》と《協働のための橋渡し》のように子どもの気持ちに寄り添いながらも全体をコーディネートするというバランス感覚が求められていることが示唆された。また、《再統合に向けた心理教育》といった家族へのアプローチに加えて、《逆転移の気づきの促し》などの援助者側へのアプローチを行うなど、心理職に求められる役割は多岐に渡っていた。

人間の心の破壊性を扱う子ども虐待対応においては、チームアプローチが必須であり、子どもや家族を抱える援助体制が破壊されないように後方支援を行い、地域で子どもや保護者を抱える環境の支援能力を促進・維持できるように援助することの重要性が明らかになった。

### モデルの作成

以上の生成されたカテゴリーと概念の関連を分析した結果、児相などの子ども虐待対応における家族再統合に向けた協働的心理援助モデルとして Figure 16 のモデルが得られた。

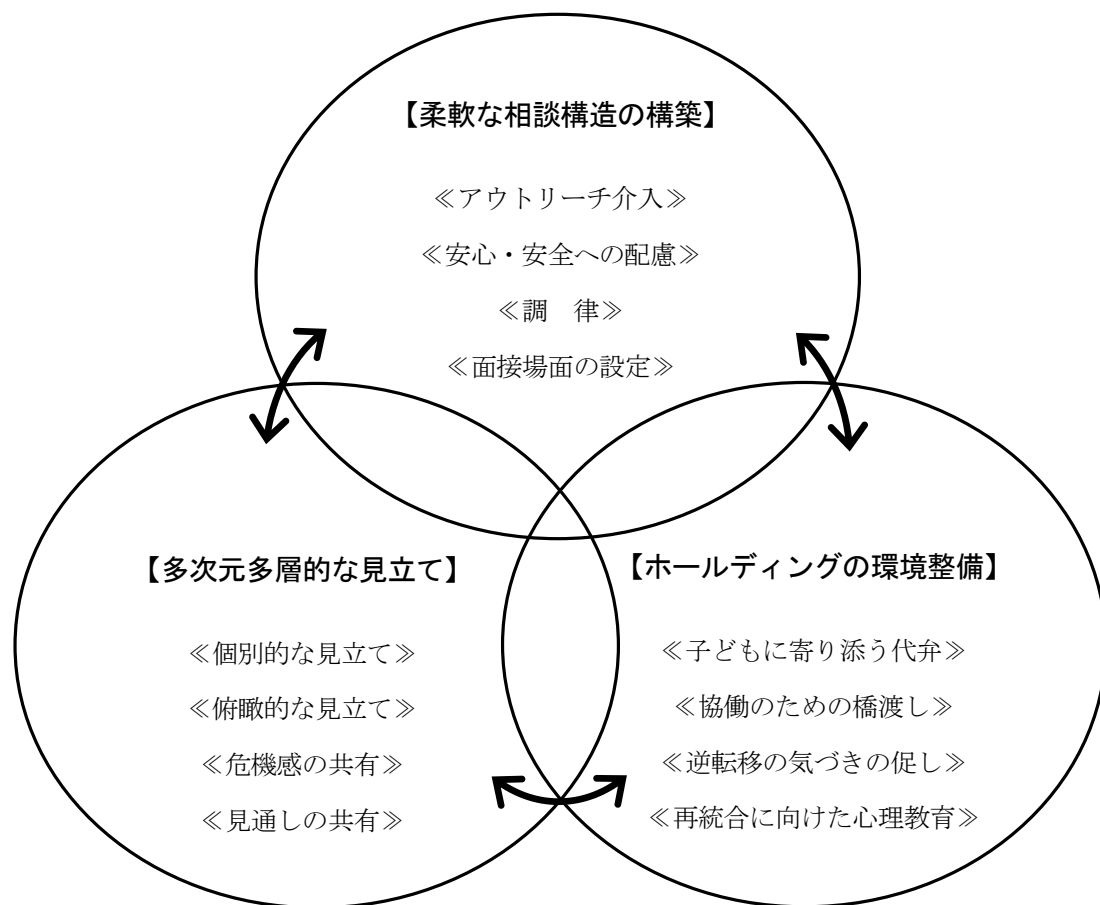


Figure 16 家族再統合に向けた協働的心理援助モデル

## ストーリーライン

児相などの現場における子ども虐待対応は、面接室で待っているのではなく、積極的に介入を行い、支援につなげていくことが援助の基本姿勢となる。子ども虐待ケースの多くは、自ら援助を求めない・求められないため、《アウトリーチ介入》により、こちらから接触を試みることが必要であり、《安心・安全への配慮》をしながら《調律》を行うことで適切な《面接場面の設定》をする【柔軟な相談構造の構築】という役割が児相などの心理職には求められている。

また、児相などの心理職に期待される役割としては、個人心理療法よりも見立ての比重の方が大きい。見立てにおいては、子どもや保護者の生活の「場」という視点を重視し、内的世界の《個別的な見立て》だけではなく、外的世界を含んだ《俯瞰的な見立て》を行うことで、ケースを多層的に捉えるようにする。さらに《危機感の共有》や《見通しの共有》を試みる中で、子ども・家族・援助者それぞれの異なる視点を加えた協働的なアセスメントを行うことで、ケースを多次元的に理解していく。このように行われる【多次元多層的な見立て】は、【柔軟な相談構造の構築】や【ホールディングの環境整備】と相補的な関係にあり、見立てに応じて相談構造やホールディング環境を修正・調整することもあれば、新しく構築された相談構造やホールディング環境の中でのやりとりを通して見立てが深まっていくこともある。

以上のようなプロセスを経ながら展開していく家族再統合に向けたコラボレーションとしての心理援助において、子ども担当の心理職には《子どもに寄り添う代弁》という役割が期待されている。しかし、心理職が子どもの視点だけを強調した独善的な態度を強めてしまうと保護者担当の福祉司などとの連携がうまくいかなくなってしまうこともある。このような個を尊重する「代弁」という役割と、全体を調整する《協働のための橋渡し》という役割の両立は容易ではないが、チームプレイに長けた児相などの心理職は、子どもの願いを援助の中心に据えることで、チーム全体を動かしていくというように、「代弁」と「橋渡し」という役割を見事に融合させている。また、児相などの心理職に期待される役割としては、《再統合に向けた心理教育》といった家族へのアプローチだけではなく、《逆転移の気づきの促し》といった子ども虐待ケースに直接的に関わる援助者への心理的サポートも重要である。このように児相などの心理職がシステム全体を見据えた上で、地域の支援機能を促進・維持するための【ホールディングの環境整備】という役割を果たすことで、家族が問題を抱えながらも地域で安定した生活をするのが可能となり、家族再統合が促進されていくプロセスが仮定される。

## 2. 事例による検討

今回のインタビューでは、プライバシー保護のため、特定の事例を取り上げることはしていない。そのため、本研究により生成されたモデルを説明するために、研究協力の同意が得られた第6章の事例を典型例として取り上げて実践的な検討を行う。この事例で活用した『解決志向ベースの家族再統合プログラム』は、心理療法とソーシャルワークとのコラボレーションから生まれた背景があり、本モデルとの共通性が高いアプローチだと考えられる。なお、今回はモデルの説明が目的であるため、事例の詳細は省略し、本モデルのカテゴリー名や概念名に関連する部分に焦点を当てた記述を心がけた。

### 家族再統合に向けた援助プロセス

本事例では、母親の精神疾患の状態が悪化し、子どもへの暴言・暴力が確認されたため、子どもを保護するための《アウトリーチ介入》を行った。児相の介入を被害的に捉えて攻撃的になっている母親との関係を作るために、《安心・安全への配慮》をしながら相手に波長を合わせる《調律》を意識して対応した。その後、家庭訪問や家族応援会議などの《面接場面の設定》を工夫する【柔軟な相談構造の構築】の中で援助を行い、虐待を行った母親に対する《個別的な見立て》だけではなく、家族・親戚関係や地域を全体的に捉える《俯瞰的な見立て》を重視した【多次元多層的な見立て】を行った。その際には、児相が危惧していることを家族や親戚、関係者に伝えることで《危機感の共有》ができるように努めると同時に、家族の強みにも注目し、たとえ母親の精神疾患が改善しなくとも、父親や祖父母、地域のサポートが適切に機能することで本児が安心・安全に暮らすことができれば、本児の家庭復帰が可能であるという《見通しの共有》ができるようにした。

家族再統合に向けた援助としては、地域における【ホールディングの環境整備】を進めるために、《子どもに寄り添う代弁》により、子どもの声を援助の中心に据え、当事者である子どもや保護者が参加する家族応援会議を開催することで《協働のための橋渡し》ができるように試みた。家族応援会議では、家族の強みに焦点を当て、子ども・家族・援助者がアセスメントとプランニングと一緒に取り組むことを通して、子どもや家族とのパートナーシップ、さらには援助者同士のコラボレーションという関係性が深まっていった。

こうした援助プロセスを経て、援助者や地域から家族に対するあたたかいまなざしが向けられるようになり、そうした中で夫婦関係、親戚関係、地域との関係が改善していくことで、本児の安全を保障する保護的ネットワークが構築された。その結果、家族の希望通り早期の家庭復帰を実現することができ、その後も必要十分なアフターケアがなされることで、母親の精神疾患という問題を抱えながらも、家族の再統合が促進されていった。



## 第4節 総合考察

### 1. 子ども虐待対応における心理職の役割

児相の子ども虐待ケースは、複合的な要因が複雑に絡み合っていることが多く、従来の心理療法の理論だけでは通用しないことも少なくない。そのため、児相などの現場では、ケースに応じた臨機応変な対応が求められており、団（2002）などが創始し、衣斐（2008）や宮井（2012）などにより展開されているシステムズ・アプローチを基盤とした統合的なアプローチが実践されている。本研究は、こうした現場の臨床知の継承・発展のために、実証的質的研究法である M-GTA を用いてモデル化を試み、【柔軟な相談構造の構築】【多次元多層的な見立て】【ホールディングの環境整備】という心理職の役割が相補的に作用することで、家族再統合に向けた協働的な心理援助が展開していくことを明らかにした。

衣斐（2008）は、児相などの児童福祉領域の現場においては、援助者側が既成の固定概念に縛られず、相手の枠組みに入り込んでジョイニングとリフレイミングを行うことが有効であると述べている。リフレイミングとは、ジョイニングと同じくシステムズ・アプローチの用語であるが、具体的な状況に対する概念的あるいは感情的な構えや見方を変化させることであり、他の枠組みを与えて全体の意味を変えることを意味する。特に、子ども虐待対応では、否定的な意味づけで語られることが多いため、肯定的な言葉で言い換えて事態への対応方法を話し合っていくことが必要だと考えられる。また、宮井（2012）は、援助者自身を俯瞰して眺めるメタポジションに立ち、家族のストレングス（強み）に注目したり、援助プロセスで生じる偶然を味方につけたりすることの重要性を指摘している。

チームアプローチが重要視される子ども虐待対応において、心理職に求められる専門性は、ソーシャルワークなどと重なり合う部分も多いが、児相などの心理職の専門的独自性は、臨床心理学的な見立てにこそあると考えられる。この場合の見立てとは、個人の問題としてレッテルを貼るだけの「つめたい見立て」ではなく、ケースを俯瞰的に捉え、強みに注目する「あたたかい見立て」であることが大切だと思われる。例えば、本モデルの典型例として紹介した第6章の事例は転入ケースだったが、筆者が関わる以前は度重なるトラブルにより「境界性パーソナリティ障害」という見立てがなされており、周囲が腫物に触るような対応をすることで母親が孤立感を強め、精神的に不安定になることで家族関係が悪化するという悪循環に陥っていた。筆者は、母親の不適切な行動は家族や地域との関係性の中で生じていると捉え、子ども・家族・援助者が集まる家族応援会議を開催し、《危機感の共有》を行った上で、家族の強みに焦点を当てたコミュニケーションを繰り返して行った。そうすることで、地域や親戚の家族に対するまなざしに変化し、「母親はキャパ

シティが小さいところがあるけど、真面目で一生懸命だし、周囲のサポートさえあれば、適切に子育てできる」という《見通しの共有》がなされた。このようにして子ども・家族・援助者の協働を促進する「あたたかい見立て」が共有されることで、子どもの安心・安全のためのネットワークがボトムアップで形成されていき、母親の精神疾患というリスクを抱えながらも、家族機能の再生・回復が促進されていったと考えられる。

以上のような援助プロセスを臨床心理学的な視点から考察すると、子ども虐待対応における地域支援では、家族の生活圏の中にホールディング環境が作られ、それが破壊されることなく維持し続けられるように心理的なサポートがなされることで、子どもや保護者の中に「世界が自分のことを守ってくれる」という安心感が内在化され、自己と他者への信頼が増進されることによって、適切な自己愛や他者愛が生まれ、親子の関係性が修復されていくプロセスが家族の内的世界で生じている可能性が仮説として想定される。そのため、家族再統合に向けた心理援助のあり方としては、子どもや保護者、さらには親子関係などに閉ざされたアプローチではなく、地域全体に開かれたアプローチの視点が必要不可欠であり、このような心理臨床の専門性を持つ心理職が触媒となって地域のネットワークに働きかけることが重要であると考えられる。

## 2. 「あたたかい見立て」による地域支援のあり方

本研究で得られた知見を踏まえて、筆者が考える家族再統合に向けた地域型支援のあり方を図として示したのが Figure 17 である。この図は、第 6 章の事例に対して、「全体への視点」を持った児相の心理職が、地域全体の「ホールディング」の機能を促進する働きかけを行っている状態をイメージして作成した。以下、図の説明をしながら前述した「あたたかい見立て」を中心とする児相などの心理職の役割について考察を進めていく。

子ども虐待対応における要対協などを活用した地域支援では、児相の心理職は、子どもや保護者の心理面接を行うだけでなく、福祉司と一緒に家庭訪問を行うなど、【柔軟な相談構造の構築】をしながら、家族の生活の場へと積極的に出向いていく。また、臨床心理学的な見立てに基づいて、児相内や要対協などで開催される会議で発言したり、他職種に対するコンサルテーションを行ったりすることも求められる。こうした子ども・家族・援助者への多方面に渡る働きかけは、図の中で矢印を使って示したように児相内の他職種や要対協のメンバー、さらには安全応援団や家族自身からも同時並行的に行われる。家族再統合に向けた地域支援は、部分が全体に、全体が部分に対して複雑に影響し合う関係系のネットワークの中で展開されるものであり、心理職が見立てを伝える際などに語ったストーリーが巡り巡って家族に関わる様々な人々のやりとりに波及していく可能性がある。

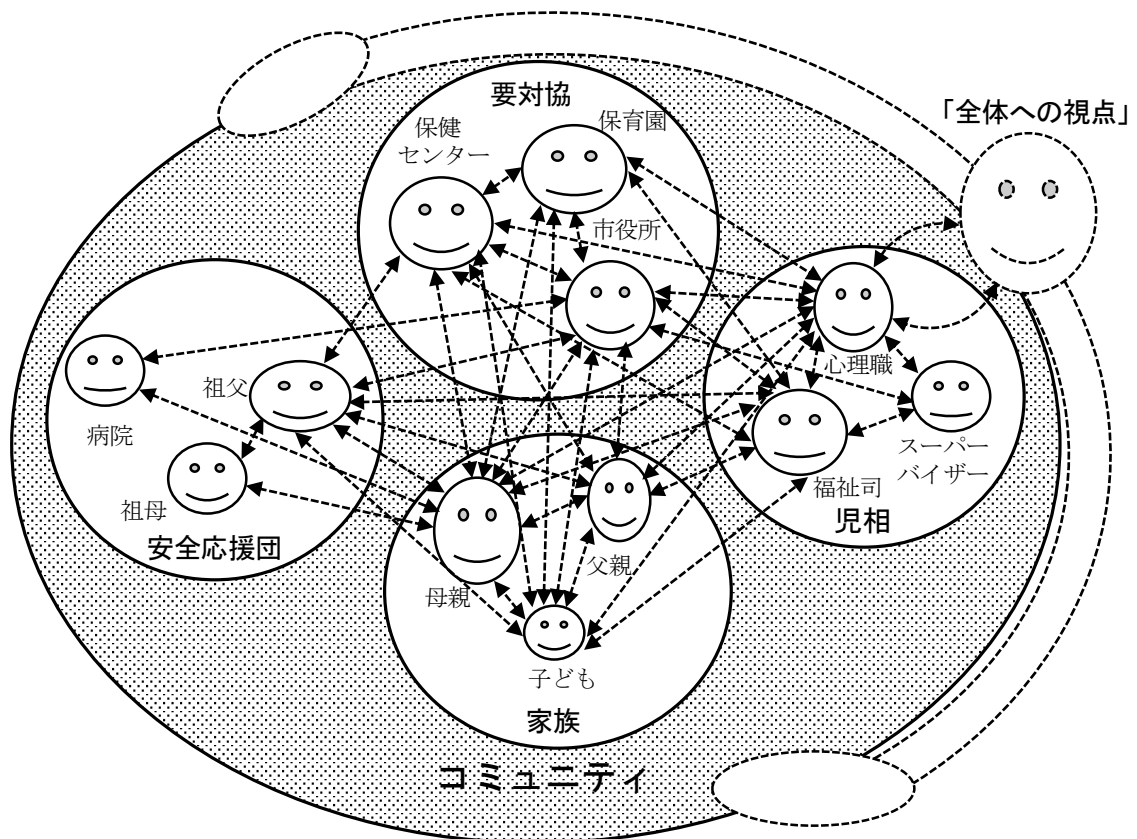


Figure 17 「あたたかい見立て」による地域支援モデル（第6章の事例を例に<sup>5</sup>）

そのため、レッテルを貼るだけの「つめたい見立て」は、援助者の意図せぬところで悪循環を生み出す危険性があり、子ども・家族・援助者をエンパワメントすることにつながる「あたたかい見立て」を行うことが児相などの心理職の重要な役割となる。そうした援助を行う上で必要不可欠なものが、ケースを俯瞰的に捉える「全体への視点」であり、図においては、児相の心理職として「援助をしている自分」と、心理職自身を含めた関係系のネットワーク全体をメタポジションから見渡す「もう一人の自分」を行き来することを表現するために、顔を二つ描き、両者を循環する矢印を加えている。

こうした二重の自我状態のあり方は、北山（2008）がコラボレーションの心理学を芸論やスポーツなどの劇的観点から考察する中で論じている「目前心後」や「バックを信じる」というアイデアに通じるところがあると思われる。「目前心後」とは世阿弥が説いた舞の心

<sup>5</sup> 第6章の事例のように、福祉司が心理職として心理援助を行うことは、あまり一般的ではないと思われるため、図においては、福祉司と心理職が協働した場合を想定して作成した。また、矢印の関係系についても、あくまでイメージであり、実際の事例に沿って厳密に作成したものではない。

得であるが、コラボレーションとしての心理援助に置き換えてみると、心理職が協働する相手を観察する「第一の目」(我見)を持つと同時に、協働する相手が心理職を見ている視線、これに同一化するように自ら見る「第二の目」(離見)、さらには自分を含めた全体の関係性を見る「第三の目」(離見の見)が加えられて、「目前心後」となる。心理援助に没入する自分とそれを客観的に認識している自分を併せ持つことが心理援助の極意とも言えるものであり、こうした「全体への視点」を持つことで【多次元多層的な見立て】に基づいて「あたたかい見立て」を行うことが可能になると考えられる。また、北山(2008)が述べている「バックを信じる」とは、野球の投手を想像すると分かりやすいと思われるが、背後への信頼感が心的に内在化されることで、本来のパフォーマンスを発揮することができる。協働的な心理援助を行う上では、後ろでつながっているという感覚が必要であるが、こうした後ろから抱える役割こそが、本研究で得られた【ホールディングの環境整備】という役割と言うこともできるだろう。

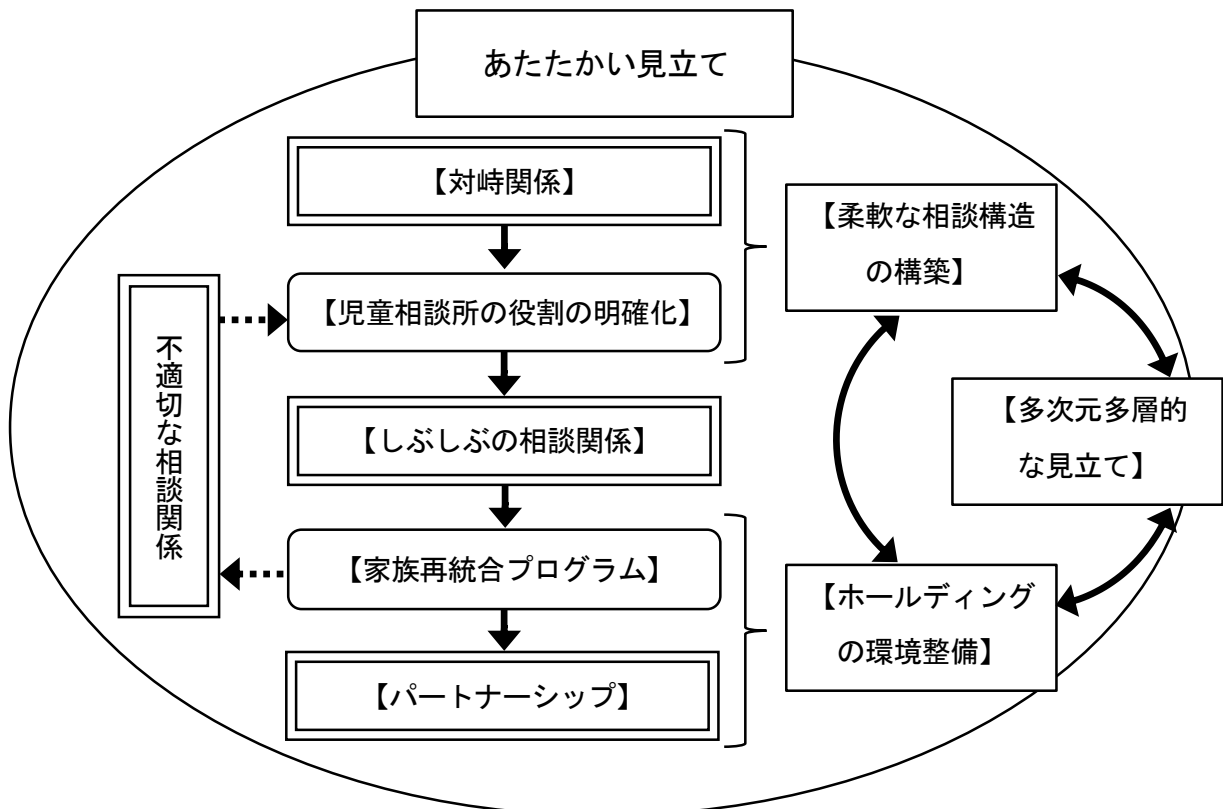
以上より、児相などの心理職には、家族再統合に向けた支援チームの一員として援助プロセスの中に能動的に入り込みながらも、そこに布置されている状況をつかんで、全体としてどういう方向に流れつつあるのかを俯瞰的に捉えることが求められており、こうした「全体への視点」を持った児相などの心理職が、「あたたかい見立て」を軸として子どもや家族を地域で抱え続けられるように支援することで、家族再統合に向けた協働的な援助が進展していくことが示唆された。

# 第8章 結論

## 第1節 家族再統合に向けた心理援助のあり方

### 1. 家族再統合に向けた関係性を重視した心理援助モデル

本論文では、第1章と第2章で、研究の背景と方法について整理した上で、第3章では、子ども虐待対応における児相の援助プロセスについてモデル化を試み、第4章から第6章では、子ども・保護者・地域に対するアプローチを紹介することで実践的な検討を加えた。そして、第7章では、このように様々な局面で多面的なアプローチを行う児相などの心理職の役割をモデルとして示した。これらの研究から得られた知見を統合するためにモデルとして作成したものが Figure 18 である。本モデルによって、児相などの子ども虐待対応の現場で実践されている臨床知の体系化を試みる事ができたと思われる。



(Figure 9, 16, 17 のエッセンスを抽出して作成)

Figure 18 家族再統合に向けた関係性を重視した心理援助モデル

## 2. 本研究から得られた知見の概要

以下、Figure 18の「家族再統合に向けた関係性を重視した心理援助モデル」の説明をしながら、本研究で得られた知見の要点を整理し、本論文のまとめとする。

深刻な子ども虐待ケースは、従来の受容的なアプローチだけでは効果が得られにくく、職権一時保護などの積極的な介入を行うことが児相には求められている。しかし、保護者の意向に反した強制的な介入を行えば、強い反発が生じて【対峙関係】に陥ることは避けられず、その後の家族再統合に向けた心理援助が行き詰ってしまうことも少なくない。この段階で、児相の援助者は【柔軟な相談構造の構築】を行いながら、法律の枠組みを背景として【児童相談所の役割の明確化】を試みている。その結果、保護者が児相の介入の意図を理解し、現実を受け容れることができること、【しぶしぶの相談関係】が生まれ、保護者との継続的な関わりが可能となり、【家族再統合プログラム】を開始することができる。

【家族再統合プログラム】は、原則的には、児相と保護者の関係性が作られてから始めるべきであるが、実際には、【しぶしぶの相談関係】の段階からプログラムを始めることが関係性形成にはプラスの影響を与える場合もあり、児相と保護者が一緒に課題に取り組む中で関係性が深まっていくプロセスもあると考えられる。すなわち、Figure 19のように、児相と保護者が二者関係で向き合って虐待というテーマについて話し合うと、保護者の否認が強まり、【対峙関係】から抜け出せなくなってしまうが、そこに【家族再統合プログラム】を介在させて三項関係を作ることで、両者のエネルギーが家族再統合という共通のゴールに注がれるようになり、児相と保護者が横並びでプログラムと一緒に取り組む中で、【パートナーシップ】という関係性が生まれるというプロセスが仮定された。

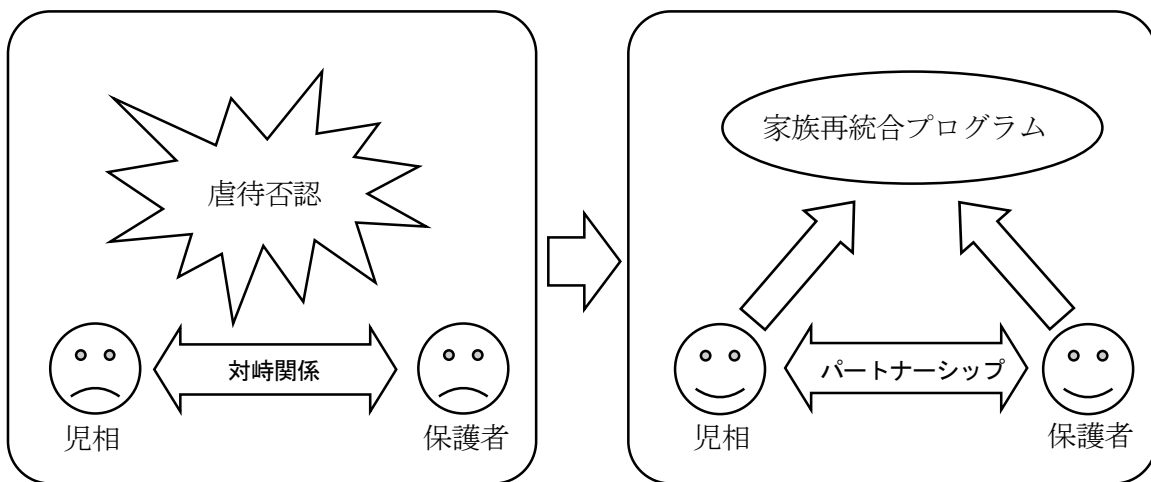


Figure 19 家族再統合プログラムの介在による三項構造化

第 1 章で述べたように、【家族再統合プログラム】とは、その基本性質によって、①ソーシャルワーク全般に及ぶアプローチと、②部分的かつ課題設定的なアプローチの 2 つに大別することができるが、本論文における第 5 章と第 6 章で実施した『解決志向ベースの家族再統合プログラム』は前者に、第 4 章で実施した『教育プログラム』は後者に該当する。第 4 章のような身体的虐待が主たる虐待の比較的シンプルなケースであれば、保護者に対する『教育プログラム』などの部分的かつ課題設定的なアプローチのみでも改善が見込めるかもしれない。しかし、第 5 章のように保護者が性的虐待を認めないケースや、第 6 章のように問題の改善が難しい精神疾患がベースにあるケースの場合、保護者を変容させることを目標とするのではなく、子ども、家族、地域に対する多面的なアプローチを援助プロセス全般に渡って行うことで、子どもの安全の構築を目指す『解決志向ベースの家族再統合プログラム』の発想が必要となってくる。家族再統合プログラムは、その導入の仕方を誤ってしまうと、「不適切な相談関係」に陥り、援助が停滞してしまう危険性があるため、個々のケースの見立てに応じて適切なものを選択することが重要になると思われる。

「一人の子どもを育てるには、村中の大人の知恵と力が必要」(It takes a village to raise a child) という諺があるように、子どもは母親や家族だけで育てるのではなく、地域全体で育てるものである。つまり、母親が子どもを抱え、その母子を家族が抱え、そして家族を安全応援団が抱え、さらには地域社会がそれらを抱えるという相互依存的な関係性があり、こうしたホールディングの多重構造は Figure 20 の同心円で表現することができる。

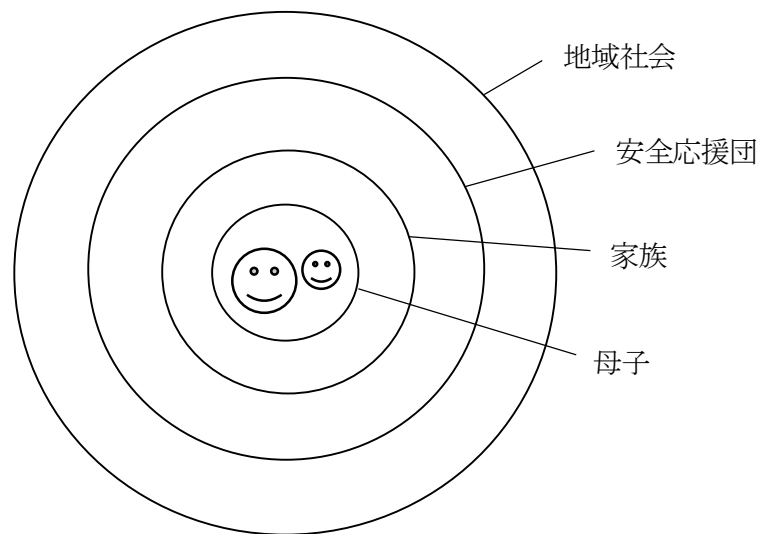


Figure 20 ホールディングの多重構造

子ども虐待を「関係性障害」として多層的に捉えるならば、マイクロレベル（親子の関係性障害）ではなく、マクロレベル（社会の関係性障害）まで深刻化した困難ケースに対しては、親子関係だけに閉ざされたアプローチではなく、地域全体に開かれたアプローチの視点が必要だと考えられる。『解決志向ベースの家族再統合プログラム』による地域支援を行った第6章の事例の母親は、被虐待歴があり、子育てがうまくいかないと自分が責められているような気持ちになり、「母親失格だから死ぬしかない」と何度も訴えるなど、被害的な世界観の中で生きているように思われた。そのため、子ども・家族・援助者が集まる家族応援会議を継続的に開催し、その中で肯定的なコミュニケーションを増進するように試みた。その結果、子ども・家族・援助者の関係性が促進されていく中で、家族に対してあたたかいまなざしが向けられるようになり、母親は、地域から守られているという感覚を持つことができるようになったと推察される。このように家族と社会との関係性が変容していくことで、母親の中に自己と他者を信じ愛する心が生まれ、親子関係の修復へとつながっていくプロセスがあったことが仮説として考えられる。

伝統的には、個人の内的世界へのアプローチが心理職の職域であると考えられてきたが、コミュニティ心理学の登場により、心理学でも「人と環境との適合」が重視され、個人の内的世界だけを扱うのではなく、外的世界にも積極的にアプローチしていくことが求められるようになってきている。心理職とソーシャルワーカーの役割は重なり合う部分が大きくなってきていると言えるが、そうした中で、児相などの心理職に期待される独自性は、「見立て」という役割だと思われる。子ども虐待のように複合的な要因が絡み合って生じる複雑な問題を解決するためには、ケースを全体的に捉えた上で、最も変化の起こしやすいところから入り、小さな変化を突破口として、新たな展開につながる相互作用を生み出していくことが必要だと考えられる。こうした援助を実現するためには、個人の内的世界だけではなく、子どもや家族を取り巻く周囲の外的世界、さらにはそうしたケースに関わる援助者自身を含めたネットワークを俯瞰する【多次元多層的な見立て】が重要となってくる。すなわち、「全体への視点」を持った心理職が、子ども・家族・援助者をエンパワメントすることにつながる「あたたかい見立て」を軸として、家族のことを地域全体で抱え続けられるように心理的にサポートする【ホールディングの環境整備】という役割を果たすことで、家族再統合に向けた協働的な心理援助が進展していくと考えられる。

そのため、子ども虐待対応では、家族のことを変えようとするのではなく、ケース全体をいかに理解していくのが重要であり、「あたたかい見立て」をみんなで共有できるようにすることで、子ども・家族・援助者の関係性を促進させるところこそ家族再統合に向けた心理援助の本質があると思われる。



## 第2節 今後の家族再統合支援の実践と研究に向けて

本研究では、子ども虐待対応における家族再統合に向けた心理援助のあり方について、児相などの援助者にインタビューしてボトムアップでモデルを構築し、児相の職員として筆者が担当した事例を通して実践的な検討を加えた。これらの研究は、児相などの現場で行われている臨床知を理論化することで、今後の援助のあり方を巡って学術的に議論するための俎上に載せたという点で意義があったと思われる。

しかし、本モデルは、少数事例から作られた仮説生成段階のものであるため、本研究で得られた知見をより一般的なものにしていくためには、今後も子ども虐待対応に関する実践や研究が蓄積されていくことが期待される。本研究より、安全パートナーリングなどの『解決志向ベースの家族再統合プログラム』のわが国の児相の現場への適用の可能性が示唆されたが、こうした家族支援の枠組みを子ども虐待対応の制度に組み込み、組織的に導入していくためには、その有効性を量的研究によって実証することも求められると思われる。

また、今回得られたデータは、援助者側の内省に依拠したものに限定されており、当事者側の視点に関するデータが欠落していることが課題としてあげられる。家族再統合を目指す上では、夫婦関係の修復、シングルファミリーにおける祖父母などの親役割の代行、ステップファミリーの継親子関係における葛藤といった複雑な家族力動に対する理解が欠かせない。今後は、当事者である家族にもインタビューを実施し、こうした苦悩を抱える家族の生の声や、家族再統合が促進される際の当事者側の内的プロセスを明らかにするための研究を行う必要があると思われる。

最後に、本論文で考察を深めてきた家族再統合に向けた心理援助のあり方は、児相などにおける心理職の現状を示しているわけではなく、うまくいっている実践をつなぎ合わせて一つの理想像を示したに過ぎない。例えば、第7章で紹介した世阿弥の「目前心後」や「離見の見」にも通じる心理援助の神髄とも言える心的姿勢は、一朝一夕で身につくものではないと考えられる。第6章の実践では、大規模な家族応援会議の前後に、仲間とのロールプレイや、Sonja Parkerのスーパービジョンの機会があったが、多機関・多職種で構成される援助チームの「横のつながり」だけではなく、こうした「後ろ盾」の存在も非常に大きかったと思われる。「全体への視点」を持って地域全体を抱える「あたたかい見立て」による心理援助を行うためには、心理職自身が抱えられている必要があり、子ども虐待対応の現場で臨床心理学的スーパービジョンが受けられる体制作りが望まれる。

## 引用文献

- 安部恒久 (2010). *グループ・アプローチ入門 心理臨床家のためのグループ促進法* 誠信書房
- 愛知県健康福祉部児童家庭課 (2003). 平成 14 年度被虐待児家庭復帰援助事業調査研究委員会報告書 被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル (平成 15 年 2 月発行)
- 愛知県健康福祉部児童家庭課 (2004). 平成 15 年度家族再統合援助事業調査研究委員会報告書 家族再生のための地域型家族支援マニュアル (平成 16 年 2 月発行)
- 愛知県健康福祉部児童家庭課 (2009). 平成 20 年度被虐待児家庭復帰プログラム検討委員会報告書 家族再統合マニュアル (平成 21 年 3 月発行)
- 愛知県健康福祉部児童家庭課 (2015). 平成 26 年度児童 (・障害者) 相談センター業務概要統計
- 愛知県中央児童・障害者相談センター (2012). *職権一時保護後の保護者指導 虐待再発防止のための教育プログラム愛知県版 I* (平成 24 年 10 月発行)
- Anderson, H., & Goolishian, H.A. (1992) The client is the expert: A not-knowing approach to therapy. In S. McNamee & K.J. Gergen (Eds.), *Therapy as social construction*. London: Sage. pp25-39.
- APA Presidential Task Force on Evidence-Based Practice (2006). Evidence-based practice in psychology. *American Psychologist*, **61**(4), 271-285.
- Berg, I. K. & Kelly, S. (2000). *Building solution in child protective services*. New York: Norton. (桐田弘江・玉真慎子・住谷裕子・安長由起美 (訳) (2004). *子ども虐待の解決 専門家のための援助と面接の技法* 金剛出版)
- 団士郎 (2002). *ヒトクセある心理臨床家の作り方* 金剛出版
- De Jong, P. & Berg, I. K. (2008). *Interviewing for solutions 3<sup>rd</sup> edition*. Thomson. (桐田弘江・玉真慎子・住谷裕子 (訳) (2008). *解決のための面接技法 ソリューション・フォーカスト・アプローチの手引き 第3版* 金剛出版)
- Dumbrill, G.C. (2006). Parental experience of child protection intervention: A qualitative study. *Child Abuse & Neglect*, **30**, 27-37.
- 橋本和明 (2007). 虐待が深刻化する親のパートナー関係についての研究 事例のメタ分析を用いた類型化の試み 心理臨床学研究, **25** (4), 396-407.
- 林浩康 (2008). *子ども虐待時代の新たな家族支援 ファミリーグループ・カンファレンスの可能性* 明石書店

- 林浩康・鈴木浩之（編）（2011）. ファミリーグループ・カンファレンス入門 子ども虐待における「家族」が主役の支援 明石書店
- 寶川雅子（2014）. 児童虐待防止のための子育て支援プログラムについて 鎌倉女子大学紀要, **21**, 93-100.
- 衣斐哲臣（2008）. 子ども相談・資源活用のワザ 児童福祉と家族支援のための心理臨床 金剛出版
- 井上薫（2003）. 子ども虐待対応のためのサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ 宮田敬一（編）児童虐待へのブリーフセラピー 金剛出版, pp38-50.
- 井上直美・井上薫（編）（2008）. 子ども虐待防止のための家族支援ガイド サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ入門 明石書店
- 井上直美・渡邊直・千賀則史・井上薫・板倉賛事（2012）. サインズ・オブ・セーフティの壁マッピング 状況を整理して進む方向を描く地図作り サインズ・オブ・セーフティ研究会
- 井上直美・井上薫・永井健（編）（2013）. 心の地図を広げる安全パートナーリングと「三つの家」 パートナリング岐阜
- 石川信一・菊田和代・三田村仰（2013）. 児童の不安障害に対する親子認知行動療法の効果 心理臨床学研究, **31** (3), 364-375.
- 岩壁茂（2013）. 臨床心理学における研究の多様性と科学性 臨床心理学, **13** (3), 313-318.
- 金沢吉展（2013）. 臨床心理学実践研究の倫理 臨床心理学, **13** (3), 333-336.
- 家庭裁判所調査官研修所（2003）. 児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究 深刻化のメカニズムを探る 司法協会
- 加藤則子・柳川敏彦・瀧本秀美・山本恒雄・鈴木浩之・菅野道英・坂戸美和子・吉田穂波（2013）. 平成24年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）総括・分担研究報告書 児童虐待事例の家族再統合等に当たっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究（平成25年3月発行）
- 加藤尚子（2013）. 児童養護施設における心理コンサルテーションの機能に関する研究 「心理コンサルテーション機能測定尺度」を用いた検討 心理臨床学研究, **31** (4), 663-673.
- Kaufman, J. & Zigler, E. (1989). The intergenerational transmission of child abuse. In Cicchetti, D. & Carlson, V (Eds), *Child Maltreatments*. Cambridge: Cambridge University Press. pp129-150.
- 川畑隆（2008）. 児童相談所でのコラボレーションの実際 臨床心理学, **8** (2), 211-216.

- 木下康仁 (2003). グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践 弘文堂
- 北山修 (2008). 共演すること 臨床心理学, 8 (2), 234-239.
- 桐野由美子 (2013). 親子分離後の家族再統合 (家庭復帰) に向けた親支援を考える アメリカ・国連のパーマネンシー・プランニングを枠組みとしたシステムを参考に 子どもの虐待とネグレクト, 15 (3), 287-294.
- 子どもの虐待防止ネットワーク・愛知 (編) (2001). 防げなかった死 虐待データブック 2001 ほんの森出版
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2003). 児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について 社会保障審議会 児童部会報告書
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2006). 今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2010). 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針 (平成 22 年 3 月改正版)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2013a). 子ども虐待対応の手引き (平成 25 年 8 月改定版)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2013b). 児童相談所運営指針 (平成 25 年 12 月改定版)
- 窪田由紀 (2009). 臨床実践としてのコミュニティ・アプローチ 金剛出版
- 増沢高・青木紀久代 (編) (2012). 社会的養護における生活臨床と心理臨床 多職種協働による支援と心理職の役割 福村出版
- 宮井研治 (編) (2012). 子ども・家族支援に役立つ面接の技とコツ <仕掛ける・さぐる・引き出す・支える・紡ぐ> 児童福祉臨床 明石書店
- 村瀬嘉代子 (2001). 児童虐待への臨床心理学的援助 個別にして多面的アプローチ 臨床心理学, 1 (6), 711-717.
- 村瀬嘉代子 (2008). コラボレーションとしての心理的援助 臨床心理学, 8 (2), 179-185.
- 永山智之・小山智朗・小木曾由佳・土井奈緒美・木村智草・白木絵美子・桑原知子 (2013). わが国における「発達障害」への心理療法的アプローチ 事例のメタ分析による類型化の試み 心理臨床学研究, 30 (6), 796-808.
- 西澤哲 (1994). 子どもの虐待 子どもと家族への治療的アプローチ 誠信書房
- 西澤哲 (2013). 親支援と家族再統合の現状と課題 子どもの虐待とネグレクト, 15 (3), 262-267.
- 野坂達志 (2008). コラボレーションのお作法 臨床心理学, 8 (2), 192-197.

- 野口啓示 (2008). 被虐待児の家族支援 家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発  
福村出版
- 野島一彦 (2000). エンカウンター・グループのファシリテーション ナカニシヤ出版
- 野村武司・磯谷文明・坂入健二・高岡昴太・中谷茂一・古畑淳・山本恒雄・吉田恒雄 (2010).  
平成 21 年度児童関連サービス調査研究等事業 児童虐待事例で対峙する保護者への対応に関する研究 (ガイドライン) 報告書 財団法人こども未来財団 (平成22年3月発行)
- Norcross, J.C. & Wampold, B.E. (2011). Evidence-based therapy relationships: Research conclusions and clinical practices. *Psychotherapy*, 48 (1), 98-102.
- 大島剛・山野則子 (2009). 児童相談所児童心理司の業務に関する一考察 人間福祉学研究, 2 (1), 19-33.
- 小此木啓吾・延島信也・河合洋・岩崎徹也・片山登和子・山木允子・鈴木寿治・菊池正子 (1969).  
児童治療における並行母親面接 (その 1) 児童精神医学とその近接領域, 10 (3), 160-168.
- Parker, S. (2009). *The Safety House: A child protection tool for involving Children in Safety Planning*. SP Consultancy. (井上直美・井上薫 (訳) (2010). 安全の家 安全プラン作りに子どもたちを招き入れるためのツール 安全パートナーリング研究会)
- Parker, S. (2010a). *The Family Safety Circles: Identifying people for the safety network*. SP Consultancy. (井上直美・井上薫 (訳) (2011). 家族の安全の輪 親が子どもの安全ネットワークに入る人たちを見つけるのを手伝うツール 安全パートナーリング研究会)
- Parker, S. (2010b). *The Future House: Involving parents and caregivers in the safety planning process*. SP Consultancy. (井上直美・井上薫 (訳) (2011). これからの家 安全プラン作りに親や養育者を招き入れるためのツール 安全パートナーリング研究会)
- Parker, S. (2011). *Detailed Safety Planning: Working with families and safety networks to develop comprehensive safety plans*. SP Consultancy. (井上直美・井上薫 (訳) (2011). 具体的な安全計画づくり 家族や安全応援団と一緒に包括的な安全計画を作る 安全パートナーリング研究会)
- Parker, S. (2012a). *Partnering for Safety: An Introduction to Family and Safety-Centred Practice*. SP Consultancy. (井上直美・井上薫 (訳) (2012). 安全パートナーリング 家族と安全を中心にすすめる実践入門 安全パートナーリング研究会)
- Parker, S. (2012b). *“Partnering for Safety” Assessment and Planning Framework*. SP Consultancy. (井上直美・井上薫 (訳) (2012). 安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組み 安全パートナーリング研究会)
- Parker, S. (2015). *Family Safety Conferencing. A partnering for safety approach to*

- conferencing in child protection casework*. SP Consultancy. (井上直美 (監訳) (2015). 家族応援会議 児童保護ケースワークにおける安全パートナーリングによる会議の進め方 安全パートナーリング研究会)
- Reder, P. & Duncan, S. (1993). *Beyond Blame: Child Abuse Tragedies Revisited*. London: Routledge.
- Reder, P. & Duncan, S. (1999). *Lost innocents: A Follow-up Study of Fatal Child Abuse*. London: Routledge. (小林美智子・西澤哲監 (訳) (2005). 子どもが虐待で死ぬとき 虐待死亡事例の分析 明石書店)
- 臨床心理学 (2008). 特集 コラボレーションとしての心理援助 金剛出版
- Rogers, C.R. (1957). The necessary and sufficient conditions of therapeutic personality change. *Journal of Consulting Psychology*, **21** (2), 95-103.
- Rogers, C.R. (1970). *Carl Rogers on encounter group*. New York: Harper & Row. (畠瀬稔・畠瀬直子 (訳) (1982) エンカウンターグループ 人間信頼の原点を求めて 創元社)
- 西條剛央 (2005). 構造構成主義とは何か 次世代人間科学の原理 北大路書房
- 西條剛央 (2007). ライブ講義・質的研究とは何か SCQRM ベーシック編 新曜社
- 西條剛央 (2008). ライブ講義・質的研究とは何か SCQRM アドバンス編 新曜社
- 才村純 (2009). 法改正に伴う児童相談所の現状と課題 子どもの虐待とネグレクト, **11** (1), 26-33.
- 坂戸美和子 (2014). 児童虐待における, 支援者-保護者間の関係性形成とプログラムの個別化について (加藤則子他) 平成24~25年度厚生労働科学研究費補助金 (政策科学総合研究事業) 児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック (平成26年3月発行), pp29-34.
- 坂井聖二 (1992). 小児科領域からみた児童虐待 アルコール依存とアディクション, **9**, 182-189.
- 佐々木大樹・田中清美 (2013). 愛知県児童相談所における虐待再発防止プログラムの実施報告 子どもの虐待とネグレクト, **15** (2), 197-206.
- Senga, N. (2014). The voices of the children at the shelter of a child guidance center in Japan: How has a child's view been reflected in the child protection casework? *XXth ISPCAN International Congress on Child Abuse and Neglect*.
- 下山晴彦 (2000). 事例研究 下山晴彦 (編) 臨床心理科学研究の技法 福村出版, pp86-92.
- 下山晴彦 (2001). 臨床心理科学研究の多様性と可能性 下山晴彦・丹野義彦 (編) 講座 臨床心理学 2 臨床心理科学研究 東京大学出版会, pp3-24.

- 白木孝二 (2003). 私が期待する児童虐待へのアプローチ 援助を可能にするための援助  
宮田敬一 (編) 児童虐待へのブリーフセラピー 金剛出版, pp25-37.
- Stern, D. N. (1985). *The Interpersonal World of the Infant*. New York: Basic Books.
- 小此木啓吾・丸田俊彦 (監訳) (1989). 乳児の対人世界 理論編 岩崎学術出版社
- 菅野道英 (2007). 児童相談所の取り組み 虐待家族への支援 谷口卓・末光正和 (編) 実践から学ぶ児童虐待防止 学苑社, pp91-109.
- 菅野道英 (2012). 仕掛ける面接Ⅱ 子どものそだちの安全を保障するために 宮井研治 (編) 子ども・家族支援に役立つ面接の技とコツ <仕掛ける・さぐる・引き出す・支える・紡ぐ>児童福祉臨床 明石書店, pp75-106.
- 杉山春 (2007). ネグレクト 育児放棄 真奈ちゃんは何で死んだか 小学館文庫
- 総務省 (2012). 児童虐待の防止に関する政策評価 (評価の結果及び勧告)  
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/53256.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/53256.html))
- 田畑洋子 (1980). 併行母親面接の治療過程に関する一研究 児童精神医学とその近接領域, **21** (4), 236-247.
- 田嶋誠一 (2009). 現実介入しつつ心に関わる 金剛出版
- 高岡昂太 (2010). 子どもを虐待する養育者との対時的関係に対する児童相談所臨床家のアプローチ 心理臨床学研究, **28** (5), 665-676.
- 高岡昂太 (2013). 子ども虐待へのアウトリーチ 多機関連携による困難事例の対応 東京大学出版会
- 竹下利枝子 (2010). 児童相談所の現場から心理職への期待 (下山晴彦・村瀬嘉代子) (編) 今, 心理職に求められていること 医療と福祉の現場から 誠信書房, pp138-156.
- 田中清美 (2002). 親に対する援助の実践 親子関係修復のための教育プログラム 竹中哲夫・長谷川真人・浅倉恵一・喜多一憲 (編) 子ども虐待と援助 児童福祉施設・児童相談所のとりくみ ミネルヴァ書房, pp.42-50.
- 丹野義彦 (2001). 臨床心理学研究の実証的方法 下山晴彦・丹野義彦 (編) 講座 臨床心理学 2 臨床心理学研究 東京大学出版会, pp25-37.
- Trotter, C (2006). *Working with Involuntary Clients: A Guide to Practice*. Allen & Unwin Australia. (清水隆則 (監訳) (2007). 援助を求めないクライアントへの対応 虐待・DV・非行に走る人の心を開く 明石書店)
- 津崎哲郎 (2006). 児童相談所をめぐる問題 子どもの虐待とネグレクト, **8** (3), 362-369.
- 津崎哲郎 (2010). 児童相談所の取り組みの現状と今後の課題 季刊社会保障研究, **45** (4), 385-395.

- Turnell, A. & Edwards, S. (1999). *Signs of Safety. A solution and safety oriented approach to Child Protection Casework*. New York: Norton.
- Turnell, A. & Essex, S. (2006). *Working with 'Denied' Child Abuse: The Resolutions Approach*. Open University Press. (井上薫・井上直美 (監訳) (2008). 児童虐待を認めない親への対応 明石書店)
- 渡辺久子 (2007). 臨床心理・精神医学的観点からの児童虐待への対応について 子どもの虹情報センター紀要, **5**, 1-12.
- 渡辺久子 (2013). 虐待と関係性の世界: むき合い, ふりかえり, 気づきあう 子どもの虐待とネグレクト, **15** (2), 121-129.
- ウェルド, N・パーカー, S・井上直美 (編) (2015). 「三つの家」を活用した子ども虐待のアセスメントとプランニング 明石書店
- Whitney, D. & Trosten-Bloom, A. (2003). *The Power of Appreciative Inquiry: A Practical Guide to Positive Change*. Berrett-Koehler Publishers. (株式会社ヒューマンバリュー (訳) (2006). ポジティブ・チェンジ: 主体性と組織力を高める AI 株式会社ヒューマンバリュー)
- Winnicott, D. W. (1986). *Holding and interpretation: Fragment of an analysis*. New York: Grove Press. 北山修 (訳) (1989). 抱えることと解釈 岩崎学術出版社
- 柳沢正義・山本恒雄 (2011). 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版 (平成23年3月発行)
- やまだようこ (編) (1997). 現場心理学の発想 新曜社
- 山本和郎 (1986). コミュニティ心理学 地域臨床の理論と実践 東京大学出版会
- 山本恒雄・庄司順一・有村大士・永野咲・鶴岡裕晃・佐藤和宏・新納拓爾・宮口智恵・板倉孝枝・伊藤悠子・八戸弘仁・坂井隆之・久保樹里・鈴木浩之・根本頭・中島淳・野口啓示・前橋信和 (2010). 児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究 (4) 保護者援助手法の効果, 妥当性, 評価, 適応に関する実証的研究 2 日本子ども家庭総合研究所紀要, **47**, 193-301.
- 山本恒雄 (2013). 児童相談所における保護者支援の現状と今後の課題について 子どもの虐待とネグレクト, **15** (3), 268-276.
- 四方耀子・増沢高 (2001). 育ち直りを援助する 情緒障害児短期治療施設でのチームワークによる援助 臨床心理学, **1** (6), 751-756.



## 初出一覧

### 第1章

千賀則史 (2014). 児童相談所の家族再統合に向けた心理援助の現状と課題 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要, **61**, 57-68.

### 第2章

千賀則史 (印刷中). 児童相談所の現場からの研究をどう行うか 子ども虐待の現場実践からのモデル構築に向けて 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要, **62**

### 第3章

千賀則史 (2011). 虐待ケースにおける児童相談所と保護者の関係性形成のプロセスについて 子どもの虐待とネグレクト, **13** (3), 387-395.

### 第4章

千賀則史 (2013). 児童相談所における職権一時保護後の保護者指導の実践 虐待再発防止のための教育プログラム 子どもの虐待とネグレクト, **15** (1), 78-86.

### 第5章

千賀則史 (印刷中). 性的虐待が疑われた中学生女子に対する家族再統合に向けた心理援助 児童相談所の一時保護所での子どもへのアプローチに焦点を当てて コミュニティ心理学研究, **19** (2)

### 第6章

千賀則史 (2012). 児童相談所における関係性に焦点を当てた家族再統合プログラム サインズ・オブ・セイフティ<sup>6</sup> を活用して 子どもの虐待とネグレクト, **14** (1), 58-66.

### 第7章

千賀則史 (2015). 子ども虐待における家族再統合に向けた協働的心理援助モデルの構築と実践的検討 心理臨床学研究, **33** (2), 161-172.

---

<sup>6</sup> この論文は、サインズ・オブ・セイフティの実践報告として執筆したもののだが、2013年1月からのサインズ・オブ・セイフティのライセンス化などに伴い、『三つの家』や Sonja Parker が開発したツールは、サインズ・オブ・セイフティの知的財産ではないことが明らかにされた。筆者の実践は、Sonja Parker のやり方を参考にしたものであるため、本論文では、Sonja Parker らが提唱した安全パートナーリングの実践として書き直した。

## 謝 辞

本論文は、私のこれまでの児童相談所などの現場での実践をまとめたものになります。私が心理職として働き始めてから現在に至るまで、多くの皆様からのあたたかいご指導をいただきました。また、本論文を完成させるにあたっては、様々な人々に、多大なご理解とご協力をいただきました。ここに感謝の言葉を述べさせていただきます。

まず指導教官として丁寧にご指導くださいました窪田由紀先生にお礼申し上げます。副査をつとめてくださいました金子一史先生、鈴木健一先生に心から感謝いたします。また、心理相談室こころの定森恭司先生にはあたたかいご支援・ご助言をいただきました。心よりお礼申し上げます。

愛知県職員として、児童相談所、一時保護所、児童自立支援施設などの児童福祉の最前線の現場で仕事をしながら、大学院に進学し研究を続けることができたのは、職場の上司や同僚のご理解のおかげであり、大変感謝しております。また、家族のことを尊重し、彼らの力を信じることの大切さを教えてくださった Sonja Parker さん、安全パートナーリングを共に学ぶ『子ども・家族・援助者のパートナーシップ研究会』の仲間たちに心から感謝申し上げます。

児童相談所、家庭児童相談室、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、学校、病院などの現場職員として、インタビューに協力していただいた皆様、そして、私が児童相談所の職員として行った実践を事例研究として発表することに快く了解していただいたご家族の方々に、心よりお礼を申し上げたいと思います。

最後に、本論文は、家族の協力と支えなしでは完成させることはできませんでした。ここに改めて感謝したいと思います。

平成 27 年 11 月 千賀 則史